

令和2(2020)年度 第2回 栃木県生活交通対策協議会

日 時：令和2(2020)年9月7日(月)

14:00~16:15

場 所：栃木県庁東館4階講堂

【次 第】

1 開 会

2 あいさつ

3 講 演

【資料3】

「地域公共交通関連法改正をどう活かすか」

講師：福島大学人文社会学群経済経営学類 准教授

吉田 樹 (よしだ いつき) 氏

4 議 題

(1) 協議事項

① 令和3(2021)年度栃木県生活バス路線の指定について

【資料4】

② 令和3(2021)年度地域間幹線系統確保維持改善計画の変更について

【資料5】

(2) その他

① 栃木県貸切タクシー活用おでかけリフレッシュ促進事業について

5 閉 会

<資料>

・次第	
・資料 1	栃木県生活交通対策協議会設置要綱
・資料 2	栃木県生活交通対策協議会委員名簿
・資料 3	講師プロフィール
・資料 4 - (1)	栃木県バス運行対策費補助金交付要領
・資料 4 - (2)	栃木県生活バス路線維持費補助金交付要領
・資料 4 - (3)	令和 3 (2021)年度生活バス路線指定申請書【関東自動車(株)】
・資料 4 - (4)	令和 3 (2021)年度生活バス路線指定申請書【ジェイアールバス関東(株)】
・資料 4 - (5)	令和 3 (2021)年度生活バス路線指定申請書【日光交通(株)】
・資料 4 - (6)	栃木県生活バス路線指定に係る市町意見について
・資料 4 - (7)	栃木県生活バス路線指定に係る意見について (栃木県)
・資料 5 - (1)	地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱 (抜粋)
・資料 5 - (2)	地域間幹線系統確保維持計画【関東自動車(株)】
・資料 5 - (3)	地域間幹線系統確保維持計画【ジェイアールバス関東(株)】

【ご連絡】

- ・会議中はマスクの着用をお願いします。
- ・地下駐車場ご利用の方は、駐車券に時間延長処理を行いますので、駐車券を受付にお渡しください。
- ・コンビニが本会場と同じ東館の 2 階にあります。

栃木県生活交通対策協議会設置要綱

(名称及び目的)

第1条 県内における生活交通の維持、改善及び充実に図り、持続可能な生活交通ネットワークの構築に必要な協議を行うために、栃木県生活交通対策協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(協議事項)

第2条 協議会は、次の事項について協議を行う。

- (1) 一般乗合旅客自動車運送事業（以下「乗合バス」という。）に係る路線の休止又は廃止の申出に伴う対応に関する事。
- (2) 生活交通に係る支援に関する事。
- (3) 栃木県バス運行対策費補助金交付要領（以下「国庫協調補助要領」という。）第2条第4号及び栃木県生活バス路線維持費補助金交付要領（以下「県単補助要領」という。）第2条第4号に規定する生活バス路線の指定に関する事。
- (4) 国庫協調補助要領第18条第1項及び県単補助要領第18条第1項に規定する特定課題系統の選定に関する事。
- (5) 国庫協調補助要領第19条第4項及び県単補助要領第19条第4項に規定する改善計画の承認に関する事。
- (6) 生活交通の維持、改善及び充実に係る広域的な取組に関する事。
- (7) その他、生活交通の維持、改善及び充実に必要な事項に関する事。

(構成)

第3条 協議会は、別表1の委員によって構成する。

2 協議会は、必要に応じて委員以外の者の出席を求めることができる。

(会長及び副会長)

第4条 協議会に、会長及び副会長を置く。

- 2 会長は栃木県県土整備部長を、副会長は国土交通省関東運輸局栃木運輸支局長をもってあてる。
- 3 会長は協議会を代表し、会務を統括する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代理する。

(会議等)

第5条 会長は、必要に応じて協議会を招集するものとする。

- 2 協議会の議長は、会長が行う。
- 3 会長は、必要に応じて関係者からの意見を聴くことができるものとする。
- 4 協議会は、委員の二分の一以上が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 5 協議会の議事は、別段の定めがある場合を除き、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 6 協議会の会議、議事録要旨及び資料は原則公開とする。ただし、栃木県情報公開条例（平成11年栃木県条例第32号）第7条各号に定める情報に該当するものと認めら

れる事項を審議する場合及び会議を公開することにより公正かつ円滑な議事運営に著しい支障が生じると認められる場合はこの限りでない。

(分科会)

第6条 協議会には、次に掲げる事項の協議を行わせるため、分科会を置く。

- (1) 第2条第1号に規定する路線の休廃止に関すること。
 - (2) 第2条第3号に規定する生活バス路線指定に関すること(関係者(この号において、知事及び関係市町村長をいう。)間で、国庫協調補助要領第2条第4号又は県単補助要領第2条第4号の意見が一致しない場合に限る。)
 - (3) 第2条第5号に規定する改善計画の承認に関すること(別表2に掲げる委員間の意見が一致しない場合に限る。)
 - (4) その他、会長が分科会での協議が適当と認める事項に関すること
- 2 分科会は、別表2の委員によって構成する
 - 3 分科会に、座長及び副座長を置く。
 - 4 座長は、栃木県県土整備部交通政策課長を、副座長は国土交通省関東運輸局栃木運輸支局企画輸送部門首席運輸企画専門官をもってあてる。
 - 5 座長は分科会を代表し、会務を統括する。
 - 6 副座長は、座長を補佐し、座長に事故あるときはその職務を代理する。
 - 7 分科会は、必要に応じて座長が招集する。
 - 8 座長は、必要に応じて関係者からの意見を聴くことができるものとする。
 - 9 協議会は、分科会の決定事項を協議会の決議とすることができる。

(その他の協議)

第7条 会長は、別途必要に応じて、関係者による協議の場を設けることができる。

(事務局)

第8条 協議会の事務局を栃木県県土整備部交通政策課に置く。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関して必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成13年2月19日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年10月31日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年9月10日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年1月24日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年9月11日から施行する。

(別表1)

栃木県生活交通対策協議会構成員

- ・ 栃木県県土整備部長
- ・ 国土交通省関東運輸局自動車交通部長
- ・ 国土交通省関東運輸局栃木運輸支局長
- ・ 県内市町村生活交通担当部長（ただし、担当する部がない場合は、担当課長とする。）
- ・ 一般社団法人栃木県バス協会専務理事
- ・ 一般社団法人栃木県タクシー協会専務理事
- ・ 県内一般乗合運送事業者乗合担当部長
- ・ 栃木県交通運輸産業労働組合協議会議長

(別表2)

栃木県生活交通対策協議会分科会構成員

- ・ 栃木県県土整備部交通政策課長
- ・ 国土交通省関東運輸局栃木運輸支局企画輸送部門首席運輸企画専門官
- ・ 関係市町村生活交通担当課長
- ・ 一般社団法人栃木県バス協会専務理事
- ・ 関係一般乗合運送事業者乗合担当課長

栃木県生活交通対策協議会委員名簿

R2(2020)7.1現在

No.	所 属	役 職	備 考
1	栃木県	県土整備部長	会 長
2	関東運輸局	自動車交通部長	
3	関東運輸局栃木運輸支局	支局長	副会長
4	宇都宮市	総合政策部長	
5	足利市	生活環境部長	
6	栃木市	生活環境部長	
7	佐野市	市民生活部長	
8	鹿沼市	市民部長	
9	日光市	市民環境部長	
10	小山市	都市整備部長	
11	真岡市	総務部長	
12	大田原市	市民生活部長	
13	矢板市	総務部長	
14	那須塩原市	市民生活部長	
15	さくら市	総合政策部長	
16	那須烏山市	まちづくり課長	
17	下野市	市民生活部長	
18	上三川町	地域生活課長	
19	益子町	総務部長	
20	茂木町	企画課長	
21	市貝町	企画振興課長	
22	芳賀町	建設産業部長	
23	壬生町	総務部長	
24	野木町	産業建設部長	
25	塩谷町	企画調整課長	
26	高根沢町	地域安全課長	
27	那須町	ふるさと定住課長	
28	那珂川町	総務課長	
29	(一社)栃木県バス協会	専務理事	
30	(一社)栃木県タクシー協会	専務理事	
31	関東自動車(株)	路線バス部部长	
32	ジェイアールバス関東(株)	運輸営業部長	
33	日光交通(株)	専務取締役	
34	東武バス日光(株)	取締役運輸統括部長	
35	しおや交通(株)	代表取締役	
36	足利中央観光バス(株)	代表取締役	
37	栃木県交通運輸産業労働組合協議会	議長	

吉田 樹（よしだ いつき）

福島大学 人文社会学群 経済経営学類 准教授

○出身地：千葉県

○最終学歴：東京都立大大学院都市科学研究科博士課程修了
博士（都市科学）

○経歴：首都大学東京（現：東京都立大学）都市環境学部リサーチ・アシスタント、同助教、福島大学うつくしまふくしま未来支援センター特任准教授を経て、2013年4月より現職

○専門分野：地域交通政策

○外部委員：交通政策審議会地域公共交通部会臨時委員
国土交通省「MaaS 関連データ検討会」委員

○主な著書：『生活支援の地域公共交通』（学芸出版社）など

栃木県バス運行対策費補助金交付要領

第 1 章 総則

(趣旨)

第 1 条 県は、県民の日常生活上必要な交通手段としての県内の乗合バス路線のうち、特に広域的幹線的路線の維持確保を図るため、国が補助する系統について県と関係市町村との役割分担に基づき、関係市町村と協調して、栃木県バス運行対策費補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、当該補助金については、栃木県補助金等交付規則（昭和 36 年栃木県規則第 33 号。以下「規則」という。）及び栃木県補助金等交付規則の規定による補助金等の名称等（昭和 47 年栃木県告示第 354 号）に規定するもののほか、この要領の定めるところによる。

(定義)

第 2 条 この要領において、次に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 乗合バス事業者 道路運送法（昭和 26 年法律第 183 号）第 3 条第 1 号イの一般乗合旅客自動車運送事業を営業者をいう。
- (2) 協議会 地域における生活交通の確保のため県が主体となり、関東運輸局、市町村及び関係事業者等の構成員によって設置された栃木県生活交通対策協議会をいう。
- (3) 国庫補助金交付要綱 地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱（平成 23 年 3 月 30 日国総計第 97 号、国鉄財第 368 号、国鉄業第 102 号、国自旅第 240 号、国海内第 149 号、国空環第 103 号）をいう。
- (4) 生活バス路線 協議会において地域住民の生活に必要な系統であるかどうか及び関係市町村と当該系統を運行する乗合バス事業者との適切な協力関係に基づき運行されるかどうかについて、知事及び関係市町村長の意見を聴いた上で、地域住民の生活に必要な旅客自動車輸送の確保のために、維持・確保が必要と認められ、知事が指定したものをいう。ただし、次に掲げるすべての要件を満たすものに限る。
 - ア 次のいずれにも該当しないもの
 - (ア) 単一の市町村内を運行する系統であって、鉄道駅と広域拠点施設（総合病院、高等学校、大学及び大規模商業施設等をいう。）を連絡する系統でないもの（国庫補助金交付要綱第 7 条により策定する生活交通ネットワーク計画（当該計画に代えて策定される地域間幹線系統確保維持改善計画を含む。）に含まれるものを除く。）
 - (イ) 高速バス、急行バス、季節運行又は定期観光等の系統
 - (ウ) 市町村等からの委託を受けて運行する系統
 - イ 他の公共交通との接続等公共交通ネットワークに配慮した系統
 - ウ 地域住民の需要に応じた運行を行う系統
 - エ 路線の新規運行又は変更に当たり、協議会に事前照会しているもの
- (5) 補助対象期間 補助金の交付を受けようとする会計年度（財政法（昭和 22 年法律第 34 号）第 11 条に規定する会計年度をいう。以下同じ。）の 9 月 30 日を末日とする 1 年間をいう。
- (6) 特定課題系統 協議会において、生活バス路線であって次に掲げる事項に該当するもののうち、補助金の交付実績等を勘案して、優先的に改善すべき系統と認められ、知事が選定したものをいう。
 - ア 系統延長がおおむね 20 キロメートルを超えるもの
 - イ 1 日当たりの運行回数がおおむね 3 回以上のもの
 - ウ その他協議会が必要と認めたもの
- (7) 改善計画 乗合バス事業者が特定課題系統の見直し、改善の取組を行うに当たって、運行の効率化を図るために利用者ニーズを踏まえて策定する計画をいう。
- (8) 輸送量 次式によって算出された数値をいう。

平均乗車密度×運行回数

- (9) 地域キロ当たり標準経常費用 乗合バス事業の運賃原価算定基準により算定された補助金の交付を受けようとする会計年度の前年度における乗合バス事業の標準原価に基づき算出される地方民営乗合バス事業者の北関東ブロック（国庫補助金交付要綱別表1に定める補助ブロックのうち栃木県が含まれるブロックをいう。）における実車走行キロ1キロメートル当たりの標準経常費用（この号において「地域実績キロ当たり標準経常費用」という。）を基礎として、過去3年間を平均して得られた額をいう。
- (10) 乗合バス事業者キロ当たり経常費用 補助対象期間の乗合バス事業の経常費用を補助対象期間の実車走行キロ数で除した1キロメートル当たりの経常費用をいう。
- (11) キロ当たり補助対象経常費用 第9号の地域キロ当たり標準経常費用と前号の乗合バス事業者キロ当たり経常費用とを比較し、いずれか少ない方の額をいう。
- (12) 補助対象経常費用 前号のキロ当たり補助対象経常費用の額に補助対象系統の実車走行キロ数を乗じて得た額をいう。
- (13) 特定課題系統キロ当たり経常収益 補助対象期間の特定課題系統の経常収益を補助対象期間の実車走行キロ数で除した1キロメートル当たりの経常収益をいう。
- (14) 特定課題系統キロ当たり欠損額 乗合バス事業者キロ当たり経常費用から特定課題系統キロ当たり経常収益を控除した額をいう。
- (15) 国庫補助対象経費の額 国庫補助金交付要綱第6条の規定により算出した補助対象経費の額をいう。

（生活バス路線の指定）

第3条 生活バス路線の指定を受けようとする乗合バス事業者は、第1号様式による指定申請書に所定の書類を添えて、補助金の交付を受けようとする会計年度の前年度の7月20日までに、知事に提出するものとする。

2 生活バス路線の指定の変更をしようとする乗合バス事業者は、随時、第1号の2様式による生活バス路線指定変更申請書を提出するものとする。

3 知事は前2項の規定による申請が行われた場合において、当該申請に係る内容が適切であると認められるときは、生活バス路線の指定又は指定の変更（以下「指定等」という。）を行い、第2号様式によりその旨を通知するものとする

（生活バス路線の運行計画の作成等）

第4条 前条第1項の申請をする乗合バス事業者は、指定を受けようとする期間に係る当該系統の運行計画を作成し、知事に提出しなければならない。同条第2項により指定の変更をしようとするときも、同様とする。

2 前条第3項の指定等を受けた乗合バス事業者は、前項の運行計画に記載された運行を実施しなければならない。

（生活バス路線の指定の取消し）

第5条 知事は、第3条第3項の指定等を行った生活バス路線について、次に掲げる事項のいずれかに該当すると認めるときは、当該指定等を取り消すことができる。

- (1) 生活バス路線の要件に該当しなくなったとき。
- (2) 前条第1項の運行計画に基づく運行を実施しなかったとき。ただし、天災その他やむを得ない事情がある場合にはこの限りではない。
- (3) その他生活バス路線として不適切であると認められるとき。

2 関係市町村長又は当該系統を運行する乗合バス事業者は、知事に対し、前項の生活バス路線について、前項各号のいずれかに該当する旨を申し出ることができる。

第2章 バス運行対策費補助金

（補助対象系統）

第6条 補助対象系統は、生活バス路線のうち、次に掲げるすべての要件を満たすものとする。

- (1) 複数市町村にまたがるもの。ただし、この要件成否は、平成13年3月31日における市町村の状態に応じて決定するものとする。
- (2) 1日当たりの輸送量が15～150人のもの
- (3) 1日当たりの運行回数が3回以上のもの。ただし、協議会が認めた場合は、平日1日当たりの運行回数が3回以上のもの
- (4) 国庫補助金交付要綱別表3に定める広域行政圏の中心市町村への需要に対応して設定されるもの、県庁所在地への需要に対応して設定されるもの又は、それ以外の市町村であって、総合病院等医療機関、学校等の公共施設及び商業施設等が存在するなど、広域行政圏の中心市町村に準ずる生活基盤が整備されていると認められるものとして、協議会が認めたもの
- (5) 補助対象期間に当該系統の運行によって得た経常収益の額が同期間の当該系統の補助対象経常費用に達していないもの
- (6) 経常収益が経常費用の11/20以上の系統又は、経常収益が経常費用の11/20に満たない系統で、市町村が補助することにより経常収益並びに市町村の補助額の合計額が経常費用の11/20に相当する額に達するもの
- (7) 国庫補助金交付要綱第12条に基づく国の補助対象系統であるもの
(補助対象事業者)

第7条 補助対象事業者は、栃木県内で生活バス路線を運行する乗合バス事業者とする。

(補助対象経費の額)

第8条 補助対象経費の額は、補助対象経常費用と経常収益との差額とする。ただし、補助対象経常費用の9/20に相当する額を限度とする。また、他の運行系統との競合区間の合計が50%以上の生活バス路線であって、当該競合運行系統の輸送量の和が1日当たり150人を超えるものに係る補助対象経費の額は、次式により計算された額とする。

当該生活バス路線の補助対象経常費用と経常収益との差額×

当該生活バス路線の総キロ程－競合区間に係るキロ程

当該生活バス路線の総キロ程

- 2 補助対象経費の額は、平均乗車密度が5人未満の生活バス路線については、当該運行系統の輸送量を5人で除した数値（端数切り捨て）を運行回数とみなした場合の当該運行回数分に相当する額とする。
- 3 前2項により算定した補助対象経費の額が、国庫補助対象経費の額を超える生活バス路線においては、補助対象経費の額は、前2項の規定にかかわらず、当該国庫補助対象経費の額を限度とする。ただし、当該補助対象経費の額と国庫補助対象経費の額との差額の1/2について、市町村が補助する場合には、当該補助対象経費の額に当該差額を加算した額を限度とする。

(補助対象系統の要件成否の決定)

第9条 補助対象系統の要件成否は、当該補助対象期間の末日における状態に応じて決定するものとする。

(補助金の交付の申請)

第10条 補助金の交付を受けようとする者は、第3号様式による栃木県バス運行対策費補助金交付申請書に次に掲げる書類を添えて補助金の交付を受けようとする会計年度の11月20日までに知事に提出するものとする。

- (1) 補助対象期間に係る旅客自動車運送事業等報告規則（昭和39年運輸省令第21号）第2条第2項の事業報告書及びこれに関連する必要な事項を記載した書類
- (2) 第3号の2様式による補助対象期間に係る運行系統別輸送実績及び平均乗車密度算定表（補助対象系統に係るものに限る。）
- (3) 第3号の3様式による市町村負担額（第6条第6号後段及び第8条第3項の規定により市町村負担が生じるものに限る。）
- (4) 第4号様式による事業評価結果シート

(事業評価の実施)

第11条 前条の申請をする乗合バス事業者は、申請系統の補助対象期間における運行状況等について評価を行い、第4号様式による事業評価結果シートを知事に提出しなければならない。

(補助金の交付額)

第12条 補助金の交付額は、予算の範囲内において、補助対象経費の1/2に相当する額以内で知事が定める額とする。

(補助金の交付の決定及び額の確定等)

第13条 知事は、第10条の規定により提出された申請書を審査の上、これを正当と認めるときは、補助金の交付の決定及び額の確定を行い、すみやかに当該申請者にその旨を通知する。

(補助金の交付の周知)

第14条 補助金の交付を受けた乗合バス事業者は、補助金交付系統を運行する車内に国及び県等からの補助を受けている旨の掲示をしなければならない。

(補助金の経理等)

第15条 補助金の交付を受けた乗合バス事業者は、補助金に係る経理について、他の経理と明確に区別した帳簿を備え、その収支状況を明らかにしておくものとする。

2 前項の帳簿及び補助金の経理に係る証拠書類は、補助金の交付を受けた日の属する会計年度の終了後5年間保存しておくものとする。

(補助金の交付の取り消し及び返還)

第16条 知事は、補助金の交付を受けた者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付の決定の全部若しくは一部を取り消し又は既に交付した補助金の全部若しくは一部の返還を命ずることができる。

(1) 本要領の規定に違反したとき。

(2) 補助金の交付の決定の条件に違反したとき。

(3) 補助金交付申請書に虚偽の記載をしたとき。

(適用除外)

第17条 規則第11条から第15条までの規定は適用除外とする。

第3章 特定課題系統に係る特例

(特定課題系統の選定)

第18条 知事は、協議会の協議結果を踏まえて、特定課題系統を選定し、当該系統を運行する乗合バス事業者はその旨を通知するものとする。

2 特定課題系統の選定は、1回の選定において1乗合バス事業者につき1系統を原則とする。

3 知事は、第1項の選定を行った日が属する会計年度から起算して3年間は、同一事業者が運行する他の系統について特定課題系統の選定を行わないものとする。

(改善計画の承認)

第19条 特定課題系統を運行する乗合バス事業者は、当該特定課題系統の見直し、改善の取組等を記載した改善計画を策定し、知事の承認を受けなければならない。

2 前項の承認を受けようとする乗合バス事業者は、第5号様式による改善計画承認申請書に第5号の2様式による改善計画書を添付して、当該改善計画に基づく見直し、改善の取組を開始する日が属する補助対象期間の直前の4月末日までに、知事に提出するものとする。

3 第1項の改善計画の変更をしようとする乗合バス事業者は、第5号の3様式による改善計画変更申請書を知事に提出するものとする。

4 知事は、前2項の規定による申請が行われた場合に、当該申請に係る内容が次に掲げる事項を勘案して適当であると認められるときは、協議会の協議結果を踏まえて、計画又は変更の承認を行い、その旨を通知するものとする。

(1) 計画に記載した取組内容の妥当性

(2) 収支目標の適切性

5 乗合バス事業者は、前項の承認を受けた改善計画の取組を実施しなければならない。

(インセンティブ補助金)

第20条 特定課題系統については、前章の補助金のほか、インセンティブ補助金を交付することとする。

2 前項の補助対象系統は、次に掲げる要件のすべてを満たすものとする。

(1) 前条に規定する改善計画の承認を受けること。

(2) 承認を受けた改善計画の取組を実施すること。

(3) 承認を受けた改善計画の収支目標を達成すること。

(4) 特定課題系統キロ当たり欠損額が基準期間（改善計画の取組を開始した日の属する補助対象期間の前補助対象期間をいう。以下同じ。）の特定課題系統キロ当たり欠損額を下回ること。

(補助対象事業者)

第21条 補助対象事業者は、前条第2項に該当する特定課題系統を運行する乗合バス事業者とする。

(補助対象経費の額)

第22条 補助対象経費の額は、次の各号に掲げる式により得られた額とする。ただし、第2号の規定は、乗合バス事業者キロ当たり経常費用が地域キロ当たり標準経常費用を下回っている場合に適用する。

(1) $\{(特定課題系統キロ当たり経常収益 - 基準期間における特定課題系統キロ当たり経常収益) + (基準期間におけるキロ当たり補助対象経常費用 - キロ当たり補助対象経常費用)\} \times 実車走行キロ \times 20\%$

(2) $(地域キロ当たり標準経常費用 - 乗合バス事業者キロ当たり経常費用) \times 実車走行キロ \times 10\%$

2 第8条第1項また書及び同条第2項の規定は、前項の補助対象経費の額について準用する。

3 第1項の規定は、改善計画に基づく見直し、改善の取組を開始する日が属する補助対象期間に係る補助金の交付を受けようとする会計年度から起算して3年間に限り適用する。

(補助金の交付の申請)

第23条 補助金の交付を受けようとする者は、第10条の規定によるほか、次に掲げる書類を補助金の交付を受けようとする会計年度の11月20日までに知事に提出するものとする。

(1) 第6号様式による実績報告書

(補助金の交付額)

第24条 補助金の交付額は、予算の範囲内において、補助対象経費の額以内で知事が定める額とする。

2 特定課題系統について、第10条の補助金の交付の申請があった場合において、次の各号に掲げる事項のいずれかに該当すると認められるときは、第12条中「1/2」を「1/3」と読み替えて適用する。

(1) 当該特定課題系統の選定の日から3年を経過した日が属する補助対象期間の翌補助対象期間の末日までの間に第19条第4項の承認を得られないとき。

(2) 前号の期間において承認を受けた改善計画の取組が実施されていないとき。

(準用規定)

第25条 第13条から第17条までの規定は、本章の補助について準用する。

附 則 (平成13年11月30日交第99号)

1 この要領は、平成13年度から適用する

ただし、平成13年度の補助対象期間のうち、平成12年10月1日から平成13年3月31日までの期間については「栃木県バス路線維持費補助金交付要領」に基づいて補助するものとする。

2 平成13年度において、補助金交付申請に係る第7条及び第14条中「11月15日まで」とあるのは「12月18日まで」とする。

附 則 (平成14年9月19日交第69号)

この要領は、平成14年度から適用する。

附 則 (平成15年10月21日交第102号)

この要領は、平成15年度から適用する。

附 則 (平成16年9月16日交第88号)

この要領は、平成16年度から適用する。

附 則 (平成17年7月21日交第75号)

この要領は、平成17年度から適用する。

附 則 (平成18年6月26日交第53号)

この要領は、平成18年度から適用する。

附 則 (平成19年7月10日交政第128号)

1 この要領は、平成19年度から適用する。

附 則 (平成21年3月27日交政第237号)

この要領は、平成21年度から適用する。

附 則 (平成22年3月26日)

この要領は、平成22年4月1日から適用する。

附 則 (平成23年4月1日)

- 1 この要領は、平成23年4月1日から適用する。
- 2 この要領は、平成25年度分限り、その効力を失う。

附 則 (平成23年6月1日)

- 1 この要領は、平成23年6月1日から適用する。ただし、平成23年度分の補助金については、なお従前の例による。

附 則 (平成25年4月1日)

この要領は、平成26年度分の補助金から適用する。

附 則 (平成26年3月28日)

- 1 この要領は、平成27年度分の補助金から適用し、平成26年度分の補助金については、なお従前の例による。
- 2 この要領は、平成30年度分限り、その効力を失う。

附 則 (平成30年6月12日)

- 1 この要領は、平成31年度分の補助金から適用し、平成30年度分の補助金については、なお従前の例による。
- 2 この要領は、平成33年度分限り、その効力を失う。

栃木県生活バス路線維持費補助金交付要領

第 1 章 総則

(趣旨)

第 1 条 県は、県民の日常生活上必要な交通手段としての県内の乗合バス路線の維持確保を図るため、県と関係市町村との役割分担に基づき、関係市町村と協調して栃木県生活バス路線維持費補助金(以下「補助金」という。)を交付するものとし、当該補助金については、栃木県補助金等交付規則(昭和 36 年栃木県規則第 33 号。以下「規則」という。)及び補助金等の名称等を定める告示(昭和 47 年栃木県告示第 354 号。以下「告示」という。)に規定するもののほか、この要領の定めるところによる。

(定義)

第 2 条 この要領において、次に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 乗合バス事業者 道路運送法(昭和 26 年法律第 183 号)第 3 条第 1 号イの一般乗合旅客自動車運送事業を営業者をいう。
- (2) 協議会 地域における生活交通の確保のため県が主体となり、関東運輸局、市町村及び関係事業者等の構成員によって設置された栃木県生活交通対策協議会をいう。
- (3) 国庫補助金交付要綱 地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱(平成 23 年 3 月 30 日国総計第 97 号、国鉄財第 368 号、国鉄業第 102 号、国自旅第 240 号、国海内第 149 号、国空環第 103 号)をいう。
- (4) 生活バス路線 協議会において地域住民の生活に必要な系統であるかどうか及び関係市町村と当該系統を運行する乗合バス事業者との適切な協力関係に基づき運行されるかどうかについて、知事及び関係市町村長の意見を聴いた上で、地域住民の生活に必要な旅客自動車輸送の確保のために、維持・確保が必要と認められ、知事が指定したものをいう。ただし、次に掲げるすべての要件を満たすものに限る。
 - ア 次のいずれにも該当しないもの
 - (ア) 単一の市町村内を運行する系統であって、鉄道駅と広域拠点施設(総合病院、高等学校、大学及び大規模商業施設等をいう。)を連絡する系統でないもの(国庫補助金交付要綱第 7 条により策定する生活交通ネットワーク計画(当該計画に代えて策定される地域間幹線系統確保維持改善計画を含む。)に含まれるものを除く。)
 - (イ) 高速バス、急行バス、季節運行又は定期観光等の系統
 - (ウ) 市町村等からの委託を受けて運行する系統
 - イ 他の公共交通との接続等公共交通ネットワークに配慮した系統
 - ウ 地域住民の需要に応じた運行を行う系統
 - エ 路線の新規運行又は変更に当たり、協議会に事前照会しているもの
- (5) 補助対象期間 補助金の交付を受けようとする会計年度(財政法(昭和 22 年法律第 34 号)第 11 条に規定する会計年度をいう。以下同じ。)の 9 月 30 日を末日とする 1 年間をいう。
- (6) 特定課題系統 協議会において、生活バス路線であって次に掲げる事項に該当するもののうち、補助金の交付実績等を勘案して、優先的に改善すべき系統と認められ、知事が選定したものをいう。
 - ア 系統延長がおおむね 20 キロメートルを超えるもの
 - イ 1 日当たりの運行回数がおおむね 3 回以上のもの
 - ウ その他協議会が必要と認めたもの
- (7) 改善計画 乗合バス事業者が特定課題系統の見直し、改善の取組を行うに当たって、運行の効率化を図るために利用者ニーズを踏まえて策定する計画をいう。
- (8) 地域キロ当たり標準経常費用 乗合バス事業の運賃原価算定基準により算定された補助金の交

付を受けようとする会計年度の前年度における乗合バス事業の標準原価に基づき算出される地方民営乗合バス事業者の北関東ブロック（国庫補助金交付要綱別表1に定める補助ブロックのうち栃木県が含まれるブロックをいう。）における実車走行キロ1キロメートル当たりの標準経常費用（この号において「地域実績キロ当たり標準経常費用」という。）を基礎として、過去3年間を平均して得られた額をいう。

- (9) 乗合バス事業者キロ当たり経常費用 補助対象期間の乗合バス事業の経常費用を補助対象期間の実車走行キロ数で除した1キロメートル当たりの経常費用をいう。
- (10) キロ当たり補助対象経常費用 第8号の地域キロ当たり標準経常費用と前号の乗合バス事業者キロ当たり経常費用とを比較し、いずれか少ない方の額をいう。
- (11) 補助対象経常費用 前号のキロ当たり補助対象経常費用の額に補助対象系統の実車走行キロ数を乗じて得た額をいう。
- (12) 特定課題系統キロ当たり経常収益 補助対象期間の特定課題系統の経常収益を補助対象期間の実車走行キロ数で除した1キロメートル当たりの経常収益をいう。
- (13) 特定課題系統キロ当たり欠損額 乗合バス事業者キロ当たり経常費用から特定課題系統キロ当たり経常収益を控除した額をいう。

（生活バス路線の指定）

第3条 生活バス路線の指定を受けようとする乗合バス事業者は、第1号様式による指定申請書に所定の書類を添えて、補助金の交付を受けようとする会計年度の前年度の7月20日までに、知事に提出するものとする。

2 生活バス路線の指定の変更をしようとする乗合バス事業者は、随時、第1号の2様式による生活バス路線指定変更申請書を提出するものとする。

3 知事は前2項の規定による申請が行われた場合において、当該申請に係る内容が適切であると認められるときは、生活バス路線の指定又は指定の変更（以下「指定等」という。）を行い、第2号様式によりその旨を通知するものとする。

（生活バス路線の運行計画の作成等）

第4条 前条第1項の申請をする乗合バス事業者は、指定を受けようとする期間に係る当該系統の運行計画を作成し、知事に提出しなければならない。同条第2項により指定の変更をしようとするときも、同様とする。

2 前条第3項の指定等を受けた乗合バス事業者は、前項の運行計画に記載された運行を実施しなければならない。

（生活バス路線の指定の取消し）

第5条 知事は、第3条第3項の指定等を行った生活バス路線について、次に掲げる事項のいずれかに該当すると認めるときは、当該指定等を取り消すことができる。

- (1) 生活バス路線の要件に該当しなくなったとき。
 - (2) 前条第1項の運行計画に基づく運行を実施しなかったとき。ただし、天災その他やむを得ない事情がある場合にはこの限りではない。
 - (3) その他生活バス路線として不適切であると認められるとき。
- 2 関係市町村長又は当該系統を運行する乗合バス事業者は、知事に対し、前項の生活バス路線について、同項各号のいずれかに該当する旨を申し出ることができる。

第2章 生活バス路線維持費補助金

（補助対象系統）

第6条 補助対象系統は、生活バス路線のうち、次に掲げるすべての要件を満たすものとする。

- (1) 栃木県バス運行対策費補助金交付要領（平成13年11月30日交第99号）の補助対象外のもの
- (2) 1日当たりの運行回数が10回以下のもの

- (3) 平均乗車密度が2人以上15人以下のもの
- (4) 補助対象期間に当該系統の運行によって得た経常収益の額が同期間の当該路線の補助対象経常費用に達していないもの
- (5) 経常収益が補助対象経常費用の11/20以上の系統又は、経常収益が補助対象経常費用の11/20に満たない系統で、市町村が補助することにより経常収益並びに市町村の補助額の合計額が補助対象経常費用の11/20に相当する額に達するもの
(補助対象事業者)

第7条 補助対象事業者は、栃木県内で生活バス路線を運行する乗合バス事業者とする。
(補助対象経費の額)

第8条 補助対象経費の額は、補助対象経常費用と経常収益との差額とする。ただし、補助対象経常費用の9/20に相当する額を限度とする。また、他の運行系統との競合区間の合計が50%以上の生活バス路線であつて、当該競合運行系統の輸送量の和が1日当たり150人を超えるものに係る補助対象経費の額は、次式により計算された額とする。

$$\text{当該生活バス路線の補助対象経常費用と経常収益との差額} \times \frac{\text{当該生活バス路線の総キロ程} - \text{競合区間に係るキロ程}}{\text{当該生活バス路線の総キロ程}}$$

(補助対象系統の要件成否の決定)

第9条 補助対象系統の要件成否は、当該補助対象期間の末日における状態に応じて決定するものとする。

(補助金の交付の申請)

第10条 補助金の交付を受けようとする者は、第3号様式による栃木県生活バス路線維持費補助金交付申請書に次の各号に掲げる書類を添えて、補助金の交付を受けようとする会計年度の11月20日までに知事に提出するものとする。

- (1) 補助対象期間に係る旅客自動車運送事業等報告規則(昭和39年運輸省令第21号)第2条第2項の事業報告書及びこれに関連する必要な事項を記載した書類
- (2) 第3号の2様式による補助対象期間に係る運行系統別輸送実績及び平均乗車密度算定表(補助対象系統に係るものに限る。)
- (3) 第4号様式による事業評価結果シート

(事業評価の実施)

第11条 前条の申請をする乗合バス事業者は、申請系統の補助対象期間における運行状況等について評価を行い、第4号様式による事業評価結果シートを知事に提出しなければならない。

(補助金の交付額)

第12条 補助金の交付額は、予算の範囲内において、補助対象経費の1/2に相当する額以内で知事が定める額とする。ただし、単一の市町村内を運行する系統のうち平均乗車密度が5人未満の系統の補助金の交付額は、予算の範囲内において、補助対象経費の1/2に相当する額に、当該平均乗車密度を5で除した数値を乗じた額以内の額で、知事が定める額とする。なお、県と協調して関係市町村が補助する額(第6条第5号の額を除く。)を上限とする。

(補助金の交付の決定及び額の確定等)

第13条 知事は、第10条の規定により提出された申請書を審査の上、これを正当と認めるときは、補助金の交付の決定及び額の確定を行い、すみやかに当該申請者にその旨を通知する。

(補助金の交付の周知)

第14条 補助金の交付を受けた乗合バス事業者は、補助金交付系統を運行する車内に県及び市町村からの補助を受けている旨の掲示をしなければならない。

(補助金の経理等)

第15条 補助金の交付を受けた乗合バス事業者は、補助金に係る経理について、他の経理と明確に区別した帳簿を備え、その収支状況を明らかにしておくものとする。

2 乗合バス事業者は、前項の帳簿及び補助金の経理に係る証拠書類を、補助金の交付を受けた日の

属する会計年度の終了後5年間保存しておくものとする。

(補助金の交付の取り消し及び返還)

第16条 知事は、補助金の交付を受けた乗合バス事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部の返還を命ずることができる。

- (1) この要領の規定に違反したとき。
- (2) 補助金の交付の決定の条件に違反したとき。
- (3) 補助金交付申請書に虚偽の記載をしたとき。

(適用除外)

第17条 規則第11条から第15条までの規定は適用除外とする。

第3章 特定課題系統に係る特例

(特定課題系統の選定)

第18条 知事は、協議会の協議結果を踏まえて、特定課題系統を選定し、当該系統を運行する乗合バス事業者にその旨を通知するものとする。

- 2 特定課題系統の選定は、1回の選定において1乗合バス事業者につき1系統を原則とする。
- 3 知事は、第1項の選定を行った日が属する会計年度から起算して3年間は、同一事業者が運行する他の系統について特定課題系統の選定を行わないものとする。

(改善計画の承認)

第19条 特定課題系統を運行する乗合バス事業者は、当該特定課題系統の見直し、改善の取組等を記載した改善計画を策定し、知事の承認を受けなければならない。

- 2 前項の承認を受けようとする乗合バス事業者は、第5号様式による改善計画承認申請書に第5号の2様式による改善計画書を添付して、当該改善計画に基づく見直し、改善の取組を開始する日が属する補助対象期間の直前の4月末日までに、知事に提出するものとする。
- 3 第1項の改善計画の変更をしようとする乗合バス事業者は、第5号の3様式による改善計画変更申請書を知事に提出するものとする。
- 4 知事は、前2項の規定による申請が行われた場合に、当該申請に係る内容が次に掲げる事項を勘案して適当であると認められるときは、協議会の協議結果を踏まえて、計画又は変更の承認を行い、その旨を通知するものとする。

- (1) 計画に記載した取組内容の妥当性
- (2) 収支目標の適切性

- 5 乗合バス事業者は、前項の承認を受けた改善計画の取組を実施しなければならない。

(インセンティブ補助金)

第20条 特定課題系統については、前章の補助金のほか、インセンティブ補助金を交付することとする。

- 2 前項の補助対象系統は、次に掲げる要件のすべてを満たすものとする。
 - (1) 前条に規定する改善計画の承認を受けること。
 - (2) 承認を受けた改善計画の取組を実施すること。
 - (3) 承認を受けた改善計画の収支目標を達成すること。
 - (4) 特定課題系統キロ当たり欠損額が基準期間(改善計画の取組を開始した日の属する補助対象期間の前補助対象期間をいう。以下同じ。)の特定課題系統キロ当たり欠損額を下回ること。

(補助対象事業者)

第21条 補助対象事業者は、前条第2項に該当する特定課題系統を運行する乗合バス事業者とする。

(補助対象経費の額)

第22条 補助対象経費の額は、次の各号に掲げる式により得られた額とする。ただし、第2号の規定は、乗合バス事業者キロ当たり経常費用が地域キロ当たり標準経常費用を下回っている場合に適

用する。

- (1) $\{(\text{特定課題系統キロ当たり経常収益} - \text{基準期間における特定課題系統キロ当たり経常収益}) + (\text{基準期間におけるキロ当たり補助対象経常費用} - \text{キロ当たり補助対象経常費用})\} \times \text{実車走行キロ} \times 20\%$
- (2) $(\text{地域キロ当たり標準経常費用} - \text{乗合バス事業者キロ当たり経常費用}) \times \text{実車走行キロ} \times 10\%$

2 第8条また書の規定は、前項の補助対象経費の額について準用する。

3 第1項の規定は、改善計画に基づく見直し、改善の取組を開始する日が属する補助対象期間に係る補助金の交付を受けようとする会計年度から起算して3年間に限り適用する。

(補助金の交付の申請)

第23条 補助金の交付を受けようとする者は、第10条の規定によるほか、次に掲げる書類を補助金の交付を受けようとする会計年度の11月20日までに知事に提出するものとする。

- (1) 第6号様式による実績報告書

(補助金の交付額)

第24条 補助金の交付額は、予算の範囲内において、補助対象経費の額以内で知事が定める額とする。なお、第12条ただし書の規定は、本項の補助金の交付額について準用する。

2 特定課題系統について、第10条第1項の補助金の交付の申請があった場合において、次の各号に掲げる事項のいずれかに該当すると認められるときは、第12条中「1/2」を「1/3」と読み替えて適用する。

- (1) 当該特定課題系統の選定の日から3年を経過した日が属する補助対象期間の翌補助対象期間の末日までの間に第19条第4項の承認を得られないとき。
- (2) 前号の期間において承認を受けた改善計画の取組が実施されていないとき。

(準用規定)

第25条 第13条から第17条までの規定は、本章の補助について準用する。

附 則 (平成14年3月12日交第153号)

- 1 この要領は、平成13年度分の補助金から適用する。ただし、平成13年度の補助対象期間は、平成13年4月1日から平成13年9月30日までの6か月間とする。
- 2 平成13年度については、第6条中「11月15日まで」とあるのは「3月27日まで」とする。
- 3 平成13年度については、第9条中「会計年度の2月20日まで」とあるのは「平成14年4月15日まで」とする。
- 4 この要領は、3年後に見直しを行うものとする。
- 5 この要領は、平成25年度分限り、その効力を失う。

附 則 (平成19年3月29日交第209号)

- 1 この要領は、平成19年度分の補助金から適用する。
- 2 この要領は、平成22年度分限り、その効力を失う。

附 則 (平成21年3月27日交政第238号)

- 1 この要領は、平成21年度分の補助金から適用する。

附 則 (平成22年4月21日)

- 1 この要領は、平成23年度分の補助金から適用する。

附 則 (平成23年9月12日)

- 1 この要領は、平成23年度分の補助金から適用する。

附 則（平成25年4月1日）

この要領は、平成26年度分の補助金から適用する。

附 則（平成26年3月28日）

- 1 この要領は、平成27年度分の補助金から適用し、平成26年度分の補助金については、なお従前の例による。
- 2 この要領は、平成30年度分限り、その効力を失う。

附 則（平成30年6月12日）

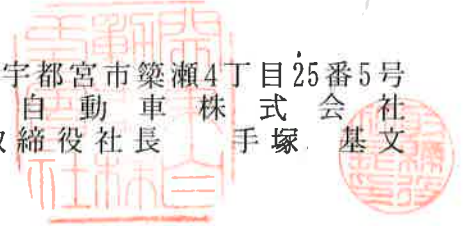
- 1 この要領は、平成31年度分の補助金から適用し、平成30年度分の補助金については、なお従前の例による。
- 2 この要領は、平成33年度分限り、その効力を失う。

第1号様式(第3条関係)

元関営第 151 号
令和2年7月20日

栃木県知事 福田 富一 様

栃木県宇都宮市築瀬4丁目25番5号
関東自動車株式会社
代表取締役社長 手塚 基文



令和3年度生活バス路線指定申請書

令和3年度生活バス路線の指定を関係書類を添えて別紙のとおり申請します。

(関係書類)

- 1 別紙 (指定を受けようとする路線の概要及び運行計画)
- 2 乗降調査結果表



申請 番号	指定を受けようとする路線の概要				指定を受けようとする路線の運行計画							
	運行系統名	運行系統		当該系統が経由 する市町村	キロ程 (km)	運行日数 (日)	運行回数 (1往復1回)	実車走行 キロ (km)	単一市町村内運行の場合の広域的な 移動需要への対応状況	他の公共交通との ネットワーク状況	需要への 対応	具体的な 数値目標
		起点	主な経由地									
第1号	日光東照宮	宇都宮駅西口	徳次郎	宇都宮市 日光市	39.0	365	4.8	138,060.0	JR宇都宮駅・東武宇都宮駅 JR宇都宮駅・日光東照宮 宇都宮市地域内交通	あり	268人/日	
第2号	篠井ニュータウン・ 日光東照宮	宇都宮駅西口	篠井ニュータウン	宇都宮市 日光市	41.0	365	1.6	49,774.0	JR宇都宮駅・東武宇都宮駅 JR宇都宮駅・日光東照宮 宇都宮市地域内交通	あり	79人/日	
第3号	篠井ニュータウン・ J R日光駅	宇都宮駅西口	篠井ニュータウン	宇都宮市 日光市	38.7	123	0.3	9,544.8	JR宇都宮駅・東武宇都宮駅 JR宇都宮駅・日光東照宮 宇都宮市地域内交通	あり	11人/日	
第4号	J R日光駅	宇都宮駅西口	徳次郎	宇都宮市 日光市	36.7	123	0.6	17,053.2	JR宇都宮駅・東武宇都宮駅 JR宇都宮駅・日光東照宮 宇都宮市地域内交通	あり	33人/日	
第5号	今市車庫	宇都宮駅西口	徳次郎	宇都宮市 日光市	31.3	365	2.4	56,152.2	JR宇都宮駅・東武宇都宮駅 JR宇都宮駅・日光東照宮 宇都宮市地域内交通	あり	209人/日	
第6号	篠井ニュータウン・ 今市車庫	宇都宮駅西口	篠井ニュータウン	宇都宮市 日光市	33.3	365	2.7	67,932.0	JR宇都宮駅・東武宇都宮駅 JR宇都宮駅・日光東照宮 宇都宮市地域内交通	あり	126人/日	
第7号	船生	宇都宮駅西口	石那田	宇都宮市 日光市・碓氷町	30.9	365	7.1	160,618.2	JR宇都宮駅・東武宇都宮駅 宇都宮市地域内交通	あり	388人/日	
第8号	仁良塚・ろまんちっく村	宇都宮駅西口	仁良塚	宇都宮市	12.9	365	9.4	88,713.3	JR宇都宮駅・東武宇都宮駅 宇都宮市地域内交通	あり	283人/日	
第9号	陽西中・ろまんちっく村	宇都宮駅西口	陽西中	宇都宮市	12.1	365	0.8	7,925.5	JR宇都宮駅・東武宇都宮駅 宇都宮市地域内交通	あり	46人/日	
第10号	荒針・鹿沼	宇都宮駅西口	荒針	宇都宮市 鹿沼市	20.1	365	6.5	96,681.0	JR宇都宮駅・東武宇都宮駅 JR鹿沼駅・鹿沼市営バス	あり	274人/日	
第11号	楡木車庫	宇都宮駅西口	上石川	宇都宮市 鹿沼市	16.7	365	3.4	42,150.8	JR宇都宮駅・東武宇都宮駅 東武宇都宮駅 鹿沼市営バス	あり	102人/日	
第12号	免許センター・楡木車庫	宇都宮駅西口	免許センター	宇都宮市 鹿沼市	21.3	365	4.7	74,550.0	JR宇都宮駅・東武宇都宮駅 東武宇都宮駅 鹿沼市営バス	あり	196人/日	
第13号	玉生車庫	駒生営業所	田原	宇都宮市 塩谷町	34.5	365	5.5	139,242.0	JR宇都宮駅・東武宇都宮駅 上河内地域路線バス 宇都宮市地域内交通	あり	360人/日	
第14号	今里車庫	駒生営業所	田原	宇都宮市	22.8	365	4.3	72,960.0	JR宇都宮駅・東武宇都宮駅 上河内地域路線バス 宇都宮市地域内交通	あり	280人/日	
第15号	健康の森・ 宝井・グリーンタウン	駒生営業所	健康の森・宝井	宇都宮市	23.8	242	0.3	5,759.6	JR宇都宮駅・東武宇都宮駅 宇都宮市地域内交通	あり	13人/日	
第16号	宝井・グリーンタウン	駒生営業所	宝井	宇都宮市	23.0	365	2.4	41,262.0	JR宇都宮駅・東武宇都宮駅 宇都宮市地域内交通	あり	142人/日	
第17号	田原・グリーンタウン	駒生営業所	田原	宇都宮市	20.9	365	4	62,031.2	JR宇都宮駅・東武宇都宮駅 宇都宮市地域内交通	あり	176人/日	

申請番号	指定を受けようとする路線の概要				指定を受けようとする路線の運行計画									
	運行系統名	起点	主な経由地	終点	当該系統が経由する市町村	主な利用者及び運行目的	キロ程(km)	運行日数(日)	運行回数(1往復1回)	実車走行キロ(km)	車-市町村内運行の場合の広域的な移動需要への対応状況	他の公共交通とのネットワーク状況	需要への対応	具体的な数値目標
第18号	宇都宮駅東口・中平出・柳田車庫	宇都宮駅東口	中平出	柳田車庫	宇都宮市	6.3	365	2.1	9,777.6	JR宇都宮駅 宇都宮市地域内交通	あり	65人/日		
第19号	宇都宮駅東口・新道・ベルモール・柳田車庫	宇都宮駅東口	ベルモール	柳田車庫	宇都宮市	7.2	365	1.7	9,432.0	JR宇都宮駅 ベルモール 宇都宮中央病院	あり	89人/日		
第20号	上三川車庫	駒生営業所	屋敷	上三川車庫前	宇都宮市 上三川町	22.6	365	4.5	74,715.6	JR宇都宮駅 東武宇都宮駅 宇都宮市地域内交通	あり	238人/日		
第21号	健康の森・上三川車庫	駒生営業所	健康の森・屋敷	上三川車庫前	宇都宮市 上三川町	23.4	242	0.3	5,662.8	JR宇都宮駅 東武宇都宮駅 宇都宮市地域内交通	あり	23人/日		
第22号	FKD・上三川車庫	駒生営業所	FKD	上三川車庫前	宇都宮市 上三川町	26.9	365	2.3	45,218.9	JR宇都宮駅 東武宇都宮駅 宇都宮市地域内交通	あり	84人/日		
第23号	東汗	駒生営業所	平松	東汗	宇都宮市 上三川町	18.7	365	3.4	47,348.4	JR宇都宮駅 東武宇都宮駅 宇都宮市地域内交通	あり	195人/日		
第24号	本郷台西汗	駒生営業所	平松	本郷台西汗	宇都宮市 上三川町	21.6	365	5.4	86,054.4	JR宇都宮駅 東武宇都宮駅 宇都宮市地域内交通	あり	320人/日		
第25号	奈坪台・白沢河原	宝木団地	奈坪台	白沢河原	宇都宮市	18.7	365	1.5	20,476.5	JR宇都宮駅 東武宇都宮駅 作新学院	あり	70人/日		
第26号	宇都宮駅・旭陵通り・今宮・雀宮駅	宇都宮駅西口	旭陵橋東	雀宮駅	宇都宮市	10.2	365	4	29,784.0	JR宇都宮駅 JR雀宮駅	あり	130人/日		
第27号	宇都宮駅・竹林・富士見ヶ丘団地	宇都宮駅西口	竹林十文字	富士見ヶ丘団地	宇都宮市	6.2	290	1.1	5,164.0	JR宇都宮駅 FKD宇都宮店	あり	30人/日		
第28号	西端田・宝木団地	宇都宮駅西口	西端田町	宝木団地	宇都宮市	7.5	365	5.7	31,695.0	JR宇都宮駅 栃木県庁 とちぎ福祉プラザ	あり	116人/日		
第29号	宇都宮駅・県庁・市役所・市内循環	宇都宮駅西口	市内循環	宇都宮駅西口	宇都宮市	5.9	365	9.4	20,242.9	JR宇都宮駅	あり	249人/日		
第30号	宇都宮駅・東武駅前・市役所・市内循環	宇都宮駅西口	市役所庁舎	宇都宮駅西口	宇都宮市	5.7	123	0.3	701.1	JR宇都宮駅	あり	3人/日		
第31号	さつき団地	雀宮駅	さつき団地	西川田駅東口	宇都宮市	8.1	365	9.3	55,015.2	JR雀宮駅 東武西川田駅 地域医療機構うつのみや病院	あり	108人/日		
第32号	西の富田地	宇都宮駅西口	西の富田地	西の富田地	宇都宮市	7.0	365	5.9	30,822.6	JR宇都宮駅 東武宇都宮駅 文星芸術大付属高校	あり	126人/日		
第33号	宇都宮駅・市役所・県庁・市内循環	宇都宮駅西口	いづも通り・県庁	宇都宮駅西口	宇都宮市	5.6	290	7.5	15,433.6	JR宇都宮駅	あり	34人/日		
第34号	宇都宮駅・市役所・シンボルロード・市内循環	宇都宮駅西口	いづも通り	宇都宮駅西口	宇都宮市	5.4	48	0.1	259.2	JR宇都宮駅	あり	4人/日		
第35号	西原車庫・真岡営業所	西原車庫	石法寺	真岡営業所	宇都宮市 真岡市	27.6	365	3.9	79,212.0	JR宇都宮駅 JRバス関東	あり	310人/日		
第36号	西原車庫・ベルモール・真岡営業所	西原車庫	ベルモール	真岡営業所	宇都宮市 真岡市	29.2	365	11.3	242,009.6	JR宇都宮駅 JRバス関東	あり	676人/日		

申請番号	指定を受けようとする路線の概要				指定を受けようとする路線の運行計画						
	運行系統名	運行系統		当該系統が経由する市町村	キロ程(km)	運行日数(日)	運行回数(1往復1回)	実車走行キロ(km)	他 <small>の</small> 公共交通とのネットワーク状況	需要への対応	具体的な数値目標
		起点	主な経由地								
第37号	宇都宮東武・亀山・真岡営業所	宇都宮東武	亀山	宇都宮市 真岡市	26.8	290	0.7	14,257.6	JR宇都宮駅 JRバス関東	あり	46人/日
第38号	宇都宮東武・橋場・真岡営業所	宇都宮東武	橋場	宇都宮市 芳賀町 真岡市	31.3	365	4.5	104,729.8	JR宇都宮駅 JRバス関東	あり	268人/日
第39号	宇都宮東武・益子	宇都宮東武	鎌山	宇都宮市・芳賀町 市貝町・益子町	31.0	365	3.2	73,718.0	JR宇都宮駅 JRバス関東	あり	295人/日
第40号	宇都宮東武・ベルモール・益子	宇都宮東武	ベルモール	宇都宮市・芳賀町 市貝町・益子町	32.6	365	8.9	213,399.6	JR宇都宮駅 JRバス関東	あり	534人/日
第41号	宇都宮東武・海星学院	宇都宮東武	鎌山	宇都宮市	11.1	290	2.1	17,715.6	東武宇都宮駅 JR宇都宮駅	あり	155人/日
第42号	西原車庫・ベルモール前	西原車庫	宇大	宇都宮市	8.5	365	6.5	40,664.0	東武宇都宮駅 JR宇都宮駅	あり	135人/日
第43号	宇都宮東武・ベルモール前	宇都宮東武	宇大	宇都宮市	6.5	361	3.6	17,251.0	東武宇都宮駅 JR宇都宮駅	あり	89人/日
第44号	宇都宮東武・宇大・御幸交番前	宇都宮東武	宇大	宇都宮市	9.4	242	0.6	2,274.8	東武宇都宮駅 JR宇都宮駅	あり	18人/日
第45号	宇都宮東武・北越戸・御幸交番前	宇都宮東武	北越戸	宇都宮市	8.1	290	1.3	8,229.6	東武宇都宮駅 JRバス関東	あり	74人/日
第46号	宇都宮東武・平出工業団地	宇都宮東武	東町	宇都宮市	7.4	365	5.5	29,718.4	東武宇都宮駅 JRバス関東	あり	184人/日
第47号	宇都宮東武・上野団地・岡本駅西口	宇都宮東武	東町	宇都宮市	10.3	365	9.3	70,307.8	東武宇都宮駅 JRバス関東 岡本駅	あり	271人/日
第48号	宇都宮東武・白沢街道・岡本駅西口	宇都宮東武	白沢街道	宇都宮市	10.3	290	3.3	24,884.8	東武宇都宮駅 JRバス関東 岡本駅	あり	100人/日
第49号	宇都宮東武・御幸ヶ原元町・岡本駅東口	宇都宮東武	御幸ヶ原元町	宇都宮市	9.0	365	6.7	44,118.0	東武宇都宮駅 JRバス関東 岡本駅	あり	201人/日
第50号	宇都宮東武・九丁目・和久	宇都宮東武	今泉九丁目	宇都宮市	11.5	365	3.3	28,520.0	東武宇都宮駅 JRバス関東 岡本駅	あり	97人/日
第51号	宇都宮東武・東口・海星学院	宇都宮東武	下平出	宇都宮市	10.1	242	0.3	2,444.2	JR宇都宮駅 JRバス関東	あり	15人/日
第52号	宇都宮東武・ベルモール・海星学院	宇都宮東武	ベルモール	宇都宮市	10.9	365	1.4	11,750.2	JR宇都宮駅 JRバス関東	あり	97人/日
第53号	宇都宮東武・岡本駅東口・平出工業団地	宇都宮東武	陽東三丁目	宇都宮市	8.0	242	0.3	1,936.0	JR宇都宮駅 岡本駅	あり	17人/日
第54号	宇都宮東武・氏家駅	宇都宮東武	宝積寺	宇都宮市 宇都宮市 高根沢町 さくら市	24.6	365	1.0	17,958.0	JR宇都宮駅 JRバス関東	あり	21人/日
第55号	氏家駅・馬頭車庫	氏家駅	喜連川	宇都宮市 那須烏山市 那須町	31.5	365	6.6	152,964.0	氏家駅 上河内地域路線バス	あり	201人/日

申請番号	指定を受けようとする路線の概要				指定を受けようとする路線の運行計画								
	運行系統名	運行系統		当該系統が経由する市町村	主な経路	キロ程 (km)	運行日数 (日)	運行回数 (1往復1回)	実車走行キロ (km)	単一市町村内運行の場合の広域的な移動需要への対応状況	他の公共交通とのネットワーク状況	需要への対応	具体的な数値目標
		起点	終点										
第56号	氏家駅・ひゅうろふオレスト北	喜連川	ひゅうろふオレスト北	さくら市	氏家駅	ひゅうろふオレスト北	365	3.0	33,288.0	氏家駅	氏家駅 上河内地域路線バス	あり	31人/日
第57号	西那須野・大田原営業所	裁判所前	大田原営業所	那須塩原市 大田原市	西那須野駅東口	大田原営業所	290	2.4	12,172.0		西那須野駅 大田原市営バス	あり	45人/日
第58号	西那須野・馬頭車庫	倉骨	馬頭車庫	那須塩原市 大田原市 那珂川町	西那須野駅東口	馬頭車庫	365	5.8	134,932.0		西那須野駅 大田原市営バス	あり	220人/日
第59号	西那須野・黒羽車庫	福祉大	黒羽車庫	那須塩原市 大田原市	西那須野駅東口	黒羽車庫	365	4.1	46,686.0		西那須野駅 大田原市営バス	あり	123人/日
第60号	西那須野・赤十字・黒羽車庫	赤十字	黒羽車庫	那須塩原市 大田原市	西那須野駅東口	黒羽車庫	290	0.3	5,887.0		西那須野駅 大田原市営バス	あり	13人/日
第61号	西那須野・五峰の湯	福祉大	五峰の湯	那須塩原市 大田原市	西那須野駅東口	五峰の湯	365	5.1	86,721.6		西那須野駅 大田原市営バス	あり	247人/日
第62号	西那須野・赤十字・五峰の湯	赤十字	五峰の湯	那須塩原市 大田原市	西那須野駅東口	五峰の湯	290	4.7	97,857.6		西那須野駅 大田原市営バス	あり	21人/日
第63号	西那須野・国際医療福祉大学	稲荷前	国際医療福祉大学	那須塩原市 大田原市	西那須野駅東口	国際医療福祉大学	365	4.9	34,924.8		西那須野駅 大田原市営バス	あり	119人/日
第64号	西那須野・那須赤十字病院	大高前	那須赤十字病院	那須塩原市 大田原市	西那須野駅東口	那須赤十字病院	290	4.5	18,084.0		西那須野駅 大田原市営バス	あり	44人/日
第65号	大田原市役所・五峰の湯	福祉大	五峰の湯	大田原市	大田原市役所	五峰の湯	365	6.4	106,402.5	国際医療福祉大学 黒羽高校	西那須野駅 大田原市営バス	あり	236人/日
第66号	大田原市役所・黒羽車庫	福祉大	黒羽車庫	大田原市	大田原市役所	黒羽車庫	290	0.3	4,292.0		大田原市営バス	あり	8人/日
第67号	黒田原・伊王野	伊王野	上町	那須町	黒田原駅前	上町	365	4.0	31,098.0	黒田原駅	那須町町営バス	あり	30人/日
第68号	那須塩原駅・那須湯本温泉	一軒茶屋	那須湯本温泉	那須塩原市 那須町	那須塩原駅	那須湯本温泉	365	18.0	320,616.0		那須塩原駅 JRバス関東 那須塩原市営バス	あり	369人/日
第69号	那須塩原駅・板室温泉	板室温泉	板室温泉	那須塩原市	那須塩原駅	板室温泉	365	4.6	89,314.8	那須塩原駅 黒磯駅	那須塩原駅 JRバス関東 那須塩原市営バス	あり	62人/日
第70号	宇都宮駅東口・東高校・宇都宮駅東口	東高校	宇都宮駅東口	宇都宮市	宇都宮駅東口	宇都宮駅東口	242	0.3	3,121.8	JR宇都宮駅 宇都宮東高校	JR宇都宮駅 JRバス関東	あり	17人/日
第71号	宇都宮駅東口・平松本町・東峰・宇都宮駅東口	平松本町・東峰町	宇都宮駅東口	宇都宮市	宇都宮駅東口	宇都宮駅東口	365	2.9	11,320.8	JR宇都宮駅	JR宇都宮駅 JRバス関東	あり	61人/日

【主な利用者及び運行目的】

申請番号	運行系統名	主な利用者・運行目的
第1号	日光東照宮	
第2号	篠井ニュータウン・日光東照宮	1. 日光街道沿線に住まう宇都宮・日光両市民の宇都宮市街地またはJR駅(宇都宮・今市・日光)・東武駅(宇都宮・下今市・上今市・日光)までの通勤・買物のため 2. 宇都宮市内中心部の高校・日光市立今市第三小学校・日光市立野口小学校・県立富屋特別支援学校までの通学のため 3. 宇都宮市内の国立病院機構栃木医療センター・宇都宮第一病院及び宇都宮市内中心部の病院までの通院のため
第3号	篠井ニュータウン・JR日光駅	
第4号	JR日光駅	
第5号	今市車庫	
第6号	篠井ニュータウン・今市車庫	1. 日光街道沿線に住まう宇都宮・日光両市民の宇都宮市街地またはJR駅(宇都宮・今市)・東武駅(宇都宮・下今市・上今市)までの通勤・買物のため 2. 宇都宮市内中心部の高校・日光市立今市第三小学校・県立富屋特別支援学校までの通学のため 3. 宇都宮市内の国立病院機構栃木医療センター・宇都宮第一病院及び宇都宮市内中心部の病院までの通院のため
第7号	船生	1. 日光街道・船生街道沿線に住まう宇都宮市民・日光市民・塩谷町民の宇都宮市街地またはJR宇都宮駅・東武宇都宮駅までの通勤・買物のため 2. 宇都宮市内中心部の高校までの通学のため 3. 宇都宮市内の国立病院機構栃木医療センター・宇都宮第一病院及び宇都宮市内中心部の病院までの通院のため
第8号	仁良塚・ろまんちっく村	1. 新里街道沿線に住まう市民の宇都宮市街地またはJR宇都宮駅・東武宇都宮駅までの通勤・買物のため 2. 宇都宮市内中心部の高校までの通学のため 3. 国立病院機構栃木医療センター及び宇都宮市内中心部の病院への通院のため 4. ろまんちっく村への来訪者のため
第9号	陽西中・ろまんちっく村	1. 新里街道沿線に住まう市民の宇都宮市街地またはJR宇都宮駅・東武宇都宮駅までの通勤・買物のため 2. 宇都宮市内中心部の高校までの通学のため 3. 宇都宮市内中心部の病院への通院のため 4. ろまんちっく村への来訪者のため
第10号	荒針・鹿沼	1. 大谷街道沿線に住まう宇都宮・鹿沼両市民の宇都宮市街地またはJR駅(宇都宮・鹿沼)・東武駅(宇都宮・新鹿沼)までの通勤・買物のため 2. 宇都宮市内中心部の高校・県立鹿沼東高校までの通学のため 3. 鹿沼市内の旧厚生年金福祉施設(ニューサンピア栃木)への来訪者のため
第11号	楡木車庫	1. 楡木街道沿線に住まう宇都宮・鹿沼両市民の宇都宮市街地またはJR宇都宮駅・東武宇都宮駅までの通勤・買物のため 2. 宇都宮市内中心部の高校までの通学のため 3. 宇都宮市内中心部の病院への通院のため
第12号	免許センター・楡木車庫	1. 楡木街道沿線に住まう宇都宮・鹿沼両市民の宇都宮市街地またはJR宇都宮駅・東武宇都宮駅までの通勤・買物のため 2. 宇都宮市内中心部の高校までの通学のため 3. 宇都宮市内中心部の病院への通院のため 4. 運転免許センター来訪者のため
第13号	玉生車庫	1. 玉生街道沿線に住まう宇都宮市民・塩谷町民の宇都宮市街地またはJR宇都宮駅・東武宇都宮駅までの通勤・買物のため 2. 宇都宮市内中心部の高校・県立宇都宮北高校・宇都宮商業高校・宇都宮市立豊郷中央小学校・田原小学校までの通学のため 3. 宇都宮市内中心部の病院への通院のため
第14号	今里車庫	1. 玉生街道沿線に住まう市民の宇都宮市街地またはJR宇都宮駅・東武宇都宮駅までの通勤・買物のため 2. 宇都宮市内中心部の高校・県立宇都宮北高校・宇都宮商業高校・宇都宮市立豊郷中央小学校までの通学のため 3. 宇都宮市内中心部の病院への通院のため
第15号	健康の森・宝井グリーンタウン	1. 宇都宮グリーンタウン及び玉生街道沿線に住まう市民の宇都宮市街地またはJR宇都宮駅・東武宇都宮駅までの通勤・買物のため 2. 宇都宮市内中心部の高校・県立宇都宮北高校・宇都宮市立豊郷中央小学校・田原小学校(特に、宝井地区)までの通学のため 3. 宇都宮市内中心部の病院への通院のため 4. 健康の森・リハビリテーションセンターへの来訪者のため
第16号	宝井・グリーンタウン	1. 宇都宮グリーンタウン及び玉生街道沿線に住まう市民の宇都宮市街地またはJR宇都宮駅・東武宇都宮駅までの通勤・買物のため 2. 宇都宮市内中心部の高校・県立宇都宮北高校・宇都宮市立豊郷中央小学校・田原小学校(特に、宝井地区)までの通学のため 3. 宇都宮市内中心部の病院への通院のため
第17号	田原・グリーンタウン	1. 宇都宮グリーンタウン及び玉生街道沿線に住まう市民の宇都宮市街地またはJR宇都宮駅・東武宇都宮駅までの通勤・買物のため 2. 宇都宮市内中心部の高校・県立宇都宮北高校・宇都宮市立豊郷中央小学校・田原小学校までの通学のため 3. 宇都宮市内中心部の病院への通院のため
第18号	宇都宮駅東口・中平出・柳田車庫	1. 旧柳田街道沿線に住まう市民の宇都宮市街地またはJR宇都宮駅までの通勤のため 2. 宇都宮市内中心部の高校・産業技術大学校までの通学のため 3. 宇都宮市内中心部の病院への通院のため
第19号	宇都宮駅東口・新道・ベルモール・柳田車庫	1. 鬼怒通り沿線に住まう市民の宇都宮市街地またはJR宇都宮駅までの通勤・買物のため 2. 宇都宮市内中心部の高校までの通学のため 3. 宇都宮市内中心部の病院への通院のため 4. ベルモールへの来訪者のため

申請番号	運行系統名	主な利用者・運行目的
第20号	上三川車庫	1. 上三川街道沿線に住まう宇都宮市民・上三川町民の宇都宮市街地またはJR宇都宮駅・東武宇都宮駅までの通勤・買物のため 2. 宇都宮市内中心部の高校までの通学のため 3. セントラルクリニック及び宇都宮市内中心部の病院への通院のため
第21号	健康の森・上三川車庫	1. 上三川街道沿線に住まう宇都宮市民・上三川町民の宇都宮市街地またはJR宇都宮駅・東武宇都宮駅までの通勤・買物のため 2. 宇都宮市内中心部の高校までの通学のため 3. セントラルクリニック及び宇都宮市内中心部の病院への通院のため 4. 健康の森・リハビリテーションセンターへの来訪者のため
第22号	FKD・上三川車庫	1. 上三川街道沿線に住まう宇都宮市民・上三川町民の宇都宮市街地またはJR宇都宮駅・東武宇都宮駅までの通勤・買物のため 2. 宇都宮市内中心部の高校までの通学のため 3. セントラルクリニック及び宇都宮市内中心部の病院への通院のため 4. 宇都宮市・上三川町からインターパークへの来訪者のため
第23号	東汗	1. 蓼沼街道沿線に住まう宇都宮市民・上三川町民の宇都宮市街地またはJR宇都宮駅・東武宇都宮駅までの通勤・買物のため 2. 宇都宮市内中心部の高校までの通学のため
第24号	本郷台西汗	1. 蓼沼街道沿線及び本郷台団地に住まう宇都宮市民・上三川町民の宇都宮市街地またはJR宇都宮駅・東武宇都宮駅までの通勤・買物のため 2. 宇都宮市内中心部の高校・宇都宮東高校までの通学のため 3. 宇都宮市内中心部の病院への通院のため
第25号	奈坪台・白沢河原	1. 白沢街道沿線及び奈坪台団地に住まう市民の宇都宮市街地またはJR宇都宮駅・東武宇都宮駅までの通勤・買物のため 2. 宇都宮市内中心部の病院への通院のため
第26号	宇都宮駅・旭陵通り・今宮・雀宮駅	1. 今宮地区に住まう市民の宇都宮市街地またはJR宇都宮駅・雀宮駅への通勤・買物のため 2. 宇都宮市内中心部または雀宮駅周辺の高校までの通学のため 3. 宇都宮市内中心部の病院への通院のため 4. 栃木県総合運動公園への来訪者のため
第27号	宇都宮駅・竹林・富士見ヶ丘団地	1. 富士見ヶ丘団地に住まう市民の宇都宮市街地またはJR宇都宮駅までの通勤・買物のため 2. 宇都宮市内中心部の高校までの通学のため
第28号	西塙田・宝木団地	1. 若草・戸祭地区に住まう市民の宇都宮市街地またはJR宇都宮駅までの通勤・買物のため 2. 宇都宮市内中心部の高校までの通学のため 3. 国立病院機構栃木医療センター及び宇都宮市内中心部の病院への通院のため 4. とちぎ福祉プラザ等の沿線公共施設への来訪者のため
第29号	宇都宮駅・県庁・市役所・市内循環	1. 宇都宮市内中心部への通勤通学のため 2. 県庁・市役所の来訪者のため 3. 宇都宮市内中心部の病院への通院のため
第30号	宇都宮駅・東武駅前・市役所・市内循環	1. 宇都宮市内中心部への通勤通学のため 2. 市役所の来訪者のため 3. 宇都宮市内中心部の病院への通院のため
第31号	さつき団地	1. さつき団地に住まう市民の雀宮駅及び西川田駅への通勤・買物のため 2. 沿線の地域医療機構うつつのみや病院または雀宮駅・西川田駅から鉄道に乗り換え、他エリアの病院への通院のため
第32号	西の宮団地	1. 西の宮団地に住まう市民の宇都宮市街地またはJR宇都宮駅への通勤・買物のため 2. 宇都宮市内中心部の高校までの通学のため 3. 宇都宮市内中心部の病院への通院のため
第33号	宇都宮駅・市役所・県庁・市内循環	1. 宇都宮市内中心部への通勤通学のため 2. 県庁・市役所の来訪者のため 3. 宇都宮市内中心部の病院への通院のため
第34号	宇都宮駅・市役所・シンボルロード・市内循環	1. 宇都宮市内中心部への通勤通学のため 2. 市役所の来訪者のため 3. 宇都宮市内中心部の病院への通院のため
第35号	西原車庫・真岡営業所	1. 宇都宮市内中心部への通勤通学及び買い物のため 2. 真岡市内への通勤通学のため
第36号	西原車庫・ベルモール・真岡営業所	1. 宇都宮市内中心部への通勤通学及び買い物のため 2. 真岡市内への通勤通学のため 3. ベルモールへの来訪者のため
第37号	宇都宮東武・亀山・真岡営業所	1. 宇都宮市内中心部への通勤通学及び買い物のため 2. 真岡市内への通勤通学のため
第38号	宇都宮東武・橋場・真岡営業所	1. 宇都宮市内中心部への通勤通学及び買い物のため 2. 真岡市内への通勤通学のため
第39号	宇都宮東武・益子	1. 宇都宮市内中心部への通勤通学及び買い物のため 2. 益子町内への通勤通学及び来訪者のため

申請番号	運行系統名	主な利用者・運行目的
第40号	宇都宮東武・ベルモール・益子	1. 宇都宮市内中心部への通勤通学及び買い物のため 2. 益子町内への通勤通学及び来訪者のため 3. ベルモールへの来訪者のため
第41号	宇都宮東武・海星学院	1. 宇都宮市内中心部への通勤通学及び買い物のため 2. 海星学院への通学のため
第42号	西原車庫・ベルモール前	1. 宇都宮市内中心部への通勤通学及び買い物のため 2. ベルモールへの来訪者のため
第43号	宇都宮東武・ベルモール前	1. 宇都宮市内中心部への通勤通学及び買い物のため 2. ベルモールへの来訪者のため
第44号	宇都宮東武・宇大・御幸交番前	1. 宇都宮市内中心部への通勤通学及び買い物のため
第45号	宇都宮東武・北越戸・御幸交番前	1. 宇都宮市内中心部への通勤通学及び買い物のため
第46号	宇都宮東武・平出工業団地	1. 宇都宮市内中心部への通勤通学及び買い物のため 2. 平出工業団地へのアクセスのため
第47号	宇都宮東武・上野団地・岡本駅西口	1. 宇都宮市内中心部への通勤通学及び買い物のため
第48号	宇都宮東武・白沢街道・岡本駅西口	1. 宇都宮市内中心部への通勤通学及び買い物のため
第49号	宇都宮東武・御幸ヶ原元町・岡本駅東口	1. 宇都宮市内中心部への通勤通学及び買い物のため
第50号	宇都宮東武・九丁目・和久	1. 宇都宮市内中心部への通勤通学及び買い物のため
第51号	宇都宮駅東口・海星学院	1. 宇都宮市内中心部への通勤通学及び買い物のため 2. 海星学院への通学のため
第52号	宇都宮駅東口・ベルモール・海星学院	1. 宇都宮市内中心部への通勤通学及び買い物のため 2. 海星学院への通学のため 3. ベルモールへの来訪者のため
第53号	宇都宮駅東口・平出工業団地・岡本駅東口	1. 宇都宮市内中心部への通勤通学及び買い物のため 2. 平出工業団地へのアクセスのため
第54号	宇都宮東武・氏家駅	1. 宇都宮市内中心部への通勤通学のため 2. 沿線にある鉄道駅へのアクセスのため
第55号	氏家駅・馬頭車庫	1. 氏家駅へのアクセスのため 2. さくら清修高校・馬頭高校への通学のため
第56号	氏家駅・びゅうフォレスト北	1. 氏家駅へのアクセスのため
第57号	西那須野・大田原営業所	1. 西那須野駅から大田原市内への通勤・通学のため 2. 大田原市内からの西那須野駅へのアクセスのため
第58号	西那須野・馬頭車庫	1. 那珂川町内から西那須野駅へのアクセスのため 2. 馬頭高校・大田原女子高校への通学のため
第59号	西那須野・黒羽車庫	1. 西那須野駅から大田原市内への通勤・通学のため 2. 大田原市内からの西那須野駅へのアクセスのため

申請番号	運行系統名	主な利用者・運行目的
第60号	西那須野・赤十字・黒羽車庫	1. 西那須野駅から大田原市内への通勤・通学のため 2. 大田原市内からの西那須野駅へのアクセスのため 3. 那須赤十字病院への通院のため
第61号	西那須野・五峰の湯	1. 西那須野駅から大田原市内への通勤・通学のため 2. 大田原市内からの西那須野駅へのアクセスのため 3. 国際医療福祉大学・黒羽高校への通学のため
第62号	西那須野・赤十字・五峰の湯	1. 西那須野駅から大田原市内への通勤・通学のため 2. 大田原市内からの西那須野駅へのアクセスのため 3. 国際医療福祉大学・黒羽高校への通学のため 4. 那須赤十字病院への通院のため
第63号	西那須野・国際医療福祉大学	1. 西那須野駅から大田原市内への通勤・通学のため 2. 大田原市内からの西那須野駅へのアクセスのため 3. 国際医療福祉大学への通学のため
第64号	西那須野・那須赤十字病院	1. 那須赤十字病院への通院・来訪者のため
第65号	大田原市役所・五峰の湯	1. 大田原市内中心部から国際医療福祉大学・黒羽高校への通学のため 2. 大田原市内中心部への通勤通学・買い物のため
第66号	大田原市役所・黒羽車庫	1. 大田原市内中心部から国際医療福祉大学・黒羽高校への通学のため 2. 大田原市内中心部への通勤通学・買い物のため
第67号	黒田原・伊王野	1. 那須高校への通学のため 2. 伊王野地区から黒田原駅へのアクセスのため
第68号	那須塩原駅・那須湯本温泉	1. 那須街道沿線住民の黒磯駅・那須塩原駅へのアクセスのため 2. 観光二次交通のため
第69号	那須塩原駅・板室温泉	1. 戸田・青木付近からの黒磯駅・那須塩原駅へのアクセスのため 2. 板室温泉利用者のため
第70号	宇都宮駅東口・東高校・宇都宮駅東口	1. 宇都宮市内中心部への通勤通学及び買い物のため 2. 宇都宮東高校への通学のため
第71号	宇都宮駅東口・平松本町・東峰・宇都宮駅東口	1. 宇都宮市内中心部への通勤通学及び買い物のため

JR関運第95号
令和2年7月14日

栃木県知事 福田 富一 様

名称及び
代表者名

ジェイアールバス関東株式会社
代表取締役 中村 泰之



令和 3 年度生活バス路線指定申請書

令和 3 年度生活バス路線の指定を関係書類を添えて別紙のとおり申請します。

(関係書類)

- 1 別紙 (指定を受けようとする系統の概要及び運行計画)
- 2 乗降調査結果表



申請 番号	指定を受けようとする系統の概要				指定を受けようとする系統の運行計画								
	運行系統名	運行系統		当該系統が経 由する市町村	キロ程 (km)	運行日数 (日)	運行回数 (1往復1 回)	実車走行キ ロ (km)	単一市町村内運行の 場合の広域的な移動 需要への対応状況	他の公共交通との ネットワークの状況	需要への対応	具体的な数値目標	
		起点	主な経由地										終点
第1号	塩原本線	西那須野駅	関谷宿	塩原温泉 バスター ミナル	那須塩原市	21.7	365	10.6	168,912.8	国際医療福祉大学病院・ 那須野崎高校・那須拓鳥 高校・ヨークベニマル・ イオンタウン	西那須野駅・那須塩原市 営バス塩原・上三依線	あり	増収額1%
第2号													
第3号													
第4号													
第5号													
第6号													
第7号													
第8号													
第9号													
第10号													

第1号様式(第3条関係)

日ダ補第2002号
令和2年 7月20日

栃木県知事 福田 富一 様

名称及び 日光交通株式会社
代表者名 取締役社長 渡辺 剛志 印

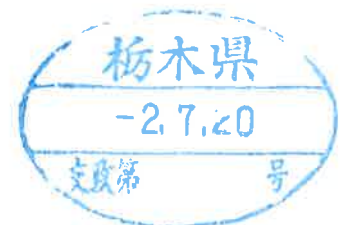


令和3(2021)年度生活バス路線指定申請書

令和3(2021)年度生活バス路線の指定を関係書類を添えて別紙のとおり申請します。

(関係書類)

- 1 別紙 (指定を受けようとする系統の概要及び運行計画)
- 2 乗降調査結果表



申請 番号	指定を受けようとする系統の概要						指定を受けようとする系統の運行計画						
	運行系統名	運行系統		当該系統が経 由する市町村	主な利用者 及び運行目的	キロ程 (km)	運行日数 (日)	運行回数 (1往復1 回)	実車走行 キロ (km)	単一市町村内運行の 場合の広域的な移動 需要への対応状況	他の公共交通との ネットワークの状況	需要への対応	具体的な数値目標
		起点	主な経由地										
第1号	鬼怒川線 (ワールド経由 イオン終点)	鬼怒川 温泉駅	東武ワールド スクウェア ・下今市駅	イオン今市	日光市	高齢者の通院や買い 物、小学生の通学等 のため	17.9	365	5.5	67,250.3	日光医療センター 今市病院 森病院 大桑小学校 下原小学校 日光市役所 イオン今市店	あり	123人/日
第2号	鬼怒川線 (直通下今市駅 終点)	鬼怒川 温泉駅	J R今市駅	下今市駅	日光市	高齢者の通院や買い 物、小学生の通学等 のため	15.1	365	2.5	28,690.0	日光医療センター 今市病院 森病院 大桑小学校 下原小学校	あり	53人/日
第3号	鬼怒川線 (直通イオン 終点)	鬼怒川 温泉駅	下今市駅	イオン今市	日光市	高齢者の通院や買い 物、小学生の通学等 のため	17.5	365	1.5	23,677.5	日光医療センター 今市病院 森病院 大桑小学校 下原小学校 日光市役所 イオン今市店	あり	43人/日
第4号	鬼怒川線 (ワールド経由 下今市駅終点)	鬼怒川 温泉駅	東武ワールド スクウェア ・J R今市駅	下今市駅	日光市	高齢者の通院や買い 物、小学生の通学等 のため	15.5	365	1.0	11,315.0	日光医療センター 今市病院 森病院 大桑小学校 下原小学校	あり	21人/日
第5号													
第6号													
第7号													
第8号													
第9号													
第10号													

【別紙様式】 栃木県生活バス路線指定に係る市町意見について

市町名 宇都宮市

No.	事業者名	運行系統名	当該システムの必要性の有無		乗合バス事業者との協力関係に基づき運行されると認められるか	
			どちらかに○	その理由 (公共公益機関とのアクセス、想定される利用者など 具体的に記載すること)	(○か×)	その理由 (具体的に記載すること)
1	関東自動車株	日光東照宮線	有・無	篠井地区住民の宇都宮市街地、JR宇都宮駅、東武宇都宮駅等への通勤・通学・買物のための重要な移動手段となっているため。 宇都宮市民が県立富屋特別支援学校や沿線私立大学等への通学、栃木医療センター、宇都宮第一病院等への通院のための重要な移動手段となっているため。 宇都宮市民の日光市方面への通勤・通学のための重要な移動手段となっているため。	○	ダイヤ改正などについて適時適切に情報の共有化が図れている。 路線の見直しや運行本数などについて適宜協議を行っている。
2	関東自動車株	日光東照宮線 (篠井ニュータウン)	有・無	篠井地区住民(特に篠井ニュータウン住民)の宇都宮市街地、JR宇都宮駅、東武宇都宮駅等への通勤・通学・買物のための重要な移動手段となっているため。 宇都宮市民が県立富屋特別支援学校や沿線私立大学等への通学、栃木医療センター、宇都宮第一病院等への通院のための重要な移動手段となっているため。 宇都宮市民の日光市方面への通勤・通学のための重要な移動手段となっているため。	○	ダイヤ改正などについて適時適切に情報の共有化が図れている。 路線の見直しや運行本数などについて適宜協議を行っている。
3	関東自動車株	日光東照宮線 (篠井ニュータウン・JR日光駅)	有・無	篠井地区住民(特に篠井ニュータウン住民)の宇都宮市街地、JR宇都宮駅、東武宇都宮駅等への通勤・通学・買物のための重要な移動手段となっているため。 宇都宮市民が県立富屋特別支援学校や沿線私立大学等への通学、栃木医療センター、宇都宮第一病院等への通院のための重要な移動手段となっているため。 宇都宮市民の日光市方面への通勤・通学のための重要な移動手段となっているため。	○	ダイヤ改正などについて適時適切に情報の共有化が図れている。 路線の見直しや運行本数などについて適宜協議を行っている。
4	関東自動車株	JR日光駅線	有・無	篠井地区住民の宇都宮市街地、JR宇都宮駅、東武宇都宮駅等への通勤・通学・買物のための重要な移動手段となっているため。 宇都宮市民が県立富屋特別支援学校や沿線私立大学等への通学、栃木医療センター、宇都宮第一病院等への通院のための重要な移動手段となっているため。 宇都宮市民の日光市方面への通勤・通学のための重要な移動手段となっているため。	○	ダイヤ改正などについて適時適切に情報の共有化が図れている。 路線の見直しや運行本数などについて適宜協議を行っている。
5	関東自動車株	今市車庫線	有・無	篠井地区住民の宇都宮市街地、JR宇都宮駅、東武宇都宮駅等への通勤・通学・買物のための重要な移動手段となっているため。 宇都宮市民が県立富屋特別支援学校や沿線私立大学等への通学、栃木医療センター、宇都宮第一病院等への通院のための重要な移動手段となっているため。 宇都宮市民の日光市方面への通勤・通学のための重要な移動手段となっているため。	○	ダイヤ改正などについて適時適切に情報の共有化が図れている。 路線の見直しや運行本数などについて適宜協議を行っている。
6	関東自動車株	今市車庫線 (篠井ニュータウン)	有・無	篠井地区住民(特に篠井ニュータウン住民)の宇都宮市街地、JR宇都宮駅、東武宇都宮駅等への通勤・通学・買物のための重要な移動手段となっているため。 宇都宮市民が県立富屋特別支援学校や沿線私立大学等への通学、栃木医療センター、宇都宮第一病院等への通院のための重要な移動手段となっているため。 宇都宮市民の日光市方面への通勤・通学のための重要な移動手段となっているため。	○	ダイヤ改正などについて適時適切に情報の共有化が図れている。 路線の見直しや運行本数などについて適宜協議を行っている。
7	関東自動車株	船生線	有・無	篠井地区住民の宇都宮市街地、JR宇都宮駅、東武宇都宮駅等への通勤・通学・買物のための重要な移動手段となっているため。 宇都宮市民が県立富屋特別支援学校や沿線私立大学等への通学、栃木医療センター、宇都宮第一病院等への通院のための重要な移動手段となっているため。 宇都宮市民の日光市方面への通勤・通学のための重要な移動手段となっているため。	○	ダイヤ改正などについて適時適切に情報の共有化が図れている。 路線の見直しや運行本数などについて適宜協議を行っている。
8	関東自動車株	仁良塚・ろまんちっく村線	有・無	国本地区、宝木地区住民の宇都宮市街地、JR宇都宮駅、東武宇都宮駅等への通勤・通学・買物のための重要な移動手段となっているため。 宇都宮市民のろまんちっく村への重要な移動手段となっているため。	○	ダイヤ改正などについて適時適切に情報の共有化が図れている。 路線の見直しや運行本数などについて適宜協議を行っている。
9	関東自動車株	陽西中・ろまんちっく村線	有・無	国本地区、宝木地区住民の宇都宮市街地、JR宇都宮駅、東武宇都宮駅等への通勤・通学・買物のための重要な移動手段となっているため。 宇都宮市民のろまんちっく村への重要な移動手段となっているため。	○	ダイヤ改正などについて適時適切に情報の共有化が図れている。 路線の見直しや運行本数などについて適宜協議を行っている。
10	関東自動車株	荒針・鹿沼線	有・無	城山地区住民の宇都宮市街地、JR宇都宮駅、東武宇都宮駅等への通勤・通学・買物のための重要な移動手段となっているため。 宇都宮市民の福祉施設(ニューサンピア)、県立鹿沼東高校等への移動のための重要な移動手段となっているため。	○	ダイヤ改正などについて適時適切に情報の共有化が図れている。 路線の見直しや運行本数などについて適宜協議を行っている。
11	関東自動車株	楡木車庫線	有・無	姿川地区住民の宇都宮市街地、JR宇都宮駅、東武宇都宮駅等への通勤・通学・買物のための重要な移動手段となっているため。 宇都宮市民の鹿沼市方面への通勤・通学のための重要な移動手段となっているため。	○	ダイヤ改正などについて適時適切に情報の共有化が図れている。 路線の見直しや運行本数などについて適宜協議を行っている。
12	関東自動車株	楡木車庫線(免許センター)	有・無	姿川地区住民の宇都宮市街地、JR宇都宮駅、東武宇都宮駅等への通勤・通学・買物のための重要な移動手段となっているため。 宇都宮市民の鹿沼市方面への通勤・通学や運転免許センターへの重要な移動手段となっているため。	○	ダイヤ改正などについて適時適切に情報の共有化が図れている。 路線の見直しや運行本数などについて適宜協議を行っている。

No.	事業者名	運行系統名	当該システムの必要性の有無		乗合バス事業者との協力関係に基づき運行されると認められるか	
			どちらかに○	その理由 (公共公益機関とのアクセス、想定される利用者など 具体的に記載すること)	(○か×)	その理由 (具体的に記載すること)
13	関東自動車株	玉生車庫線	有・無	上河内地域・河内地域住民の宇都宮市街地、JR宇都宮駅、東武宇都宮駅等への通勤・通学・買物のための重要な移動手段となっているため。 宇都宮市民の県立宇都宮北高校、宇都宮市立原小学校等への通学のための重要な移動手段となっているため。	○	ダイヤ改正などについて適時適切に情報の共有化が図れている。 路線の見直しや運行本数などについて適宜協議を行っている。
14	関東自動車株	今里車庫線	有・無	上河内地域・河内地域住民の宇都宮市街地、JR宇都宮駅、東武宇都宮駅等への通勤・通学・買物のための重要な移動手段となっているため。 宇都宮市民の県立宇都宮北高校、宇都宮市立原小学校等への通学のための重要な移動手段となっているため。	○	ダイヤ改正などについて適時適切に情報の共有化が図れている。 路線の見直しや運行本数などについて適宜協議を行っている。
15	関東自動車株	宝井・グリーンタウン線 (健康の森)	有・無	河内地域住民(特にグリーンタウン団地住民)の宇都宮市街地、JR宇都宮駅、東武宇都宮駅等への通勤・通学・買物のための重要な移動手段となっているため。 宇都宮市民の県立宇都宮北高校、宇都宮市立原小学校等への通学のための重要な移動手段となっているため。	○	ダイヤ改正などについて適時適切に情報の共有化が図れている。 路線の見直しや運行本数などについて適宜協議を行っている。
16	関東自動車株	宝井・グリーンタウン線	有・無	河内地域住民(特にグリーンタウン団地住民)の宇都宮市街地、JR宇都宮駅、東武宇都宮駅等への通勤・通学・買物のための重要な移動手段となっているため。 宇都宮市民の県立宇都宮北高校、宇都宮市立原小学校等への通学のための重要な移動手段となっているため。	○	ダイヤ改正などについて適時適切に情報の共有化が図れている。 路線の見直しや運行本数などについて適宜協議を行っている。
17	関東自動車株	田原・グリーンタウン線	有・無	河内地域住民(特にグリーンタウン団地住民)の宇都宮市街地、JR宇都宮駅、東武宇都宮駅等への通勤・通学・買物のための重要な移動手段となっているため。 宇都宮市民の県立宇都宮北高校、宇都宮市立原小学校等への通学のための重要な移動手段となっているため。	○	ダイヤ改正などについて適時適切に情報の共有化が図れている。 路線の見直しや運行本数などについて適宜協議を行っている。
18	関東自動車株	宇都宮駅東口・中平出・柳田車庫線	有・無	泉が丘地区、平石地区住民の宇都宮市街地、JR宇都宮駅、東武宇都宮駅等への通勤・通学・買物のための重要な移動手段となっているため。	○	ダイヤ改正などについて適時適切に情報の共有化が図れている。 路線の見直しや運行本数などについて適宜協議を行っている。
19	関東自動車株	宇都宮駅東口・新道・ ベルモール・柳田車庫線	有・無	泉が丘地区、平石地区住民の宇都宮市街地、JR宇都宮駅、東武宇都宮駅等への通勤・通学・買物のための重要な移動手段となっているため。 市民の大型商業施設への買物等のための重要な移動手段となっているため。	○	ダイヤ改正などについて適時適切に情報の共有化が図れている。 路線の見直しや運行本数などについて適宜協議を行っている。
20	関東自動車株	上三川車庫線	有・無	横川地区住民の宇都宮市街地、JR宇都宮駅、東武宇都宮駅等への通勤・通学・買物のための重要な移動手段となっているため。 宇都宮市民の県立宇都宮南高校等への通学のための重要な移動手段となっているため。	○	ダイヤ改正などについて適時適切に情報の共有化が図れている。 路線の見直しや運行本数などについて適宜協議を行っている。
21	関東自動車株	上三川車庫線(健康の森)	有・無	横川地区住民の宇都宮市街地、JR宇都宮駅、東武宇都宮駅等への通勤・通学・買物のための重要な移動手段となっているため。 宇都宮市民の県立宇都宮南高校等への通学のための重要な移動手段となっているため。	○	ダイヤ改正などについて適時適切に情報の共有化が図れている。 路線の見直しや運行本数などについて適宜協議を行っている。
22	関東自動車株	上三川車庫線(FKD)	有・無	横川地区住民の宇都宮市街地、JR宇都宮駅、東武宇都宮駅等への通勤・通学・買物のための重要な移動手段となっているため。 宇都宮市民の県立宇都宮南高校等への通学や大型商業施設への買物のための重要な移動手段となっているため。	○	ダイヤ改正などについて適時適切に情報の共有化が図れている。 路線の見直しや運行本数などについて適宜協議を行っている。
23	関東自動車株	東汗線	有・無	横川地区・瑞穂野地区住民(特に瑞穂野団地住民)の宇都宮市街地、JR宇都宮駅、東武宇都宮駅等への通勤・通学・買物のための重要な移動手段となっているため。 宇都宮市民の県立宇都宮東高校等への通学のための重要な移動手段となっているため。	○	ダイヤ改正などについて適時適切に情報の共有化が図れている。 路線の見直しや運行本数などについて適宜協議を行っている。
24	関東自動車株	本郷台西汗線	有・無	横川地区・瑞穂野地区住民(特に瑞穂野団地住民)の宇都宮市街地、JR宇都宮駅、東武宇都宮駅等への通勤・通学・買物のための重要な移動手段となっているため。 宇都宮市民の県立宇都宮東高校等への通学のための重要な移動手段となっているため。	○	ダイヤ改正などについて適時適切に情報の共有化が図れている。 路線の見直しや運行本数などについて適宜協議を行っている。
25	関東自動車株	奈坪台・白沢河原線	有・無	河内地域住民の宇都宮市街地、JR宇都宮駅、東武宇都宮駅等への通勤・通学・買物のための重要な移動手段となっているため。	○	ダイヤ改正などについて適時適切に情報の共有化が図れている。 路線の見直しや運行本数などについて適宜協議を行っている。
26	関東自動車株	宇都宮駅・旭陵通り・今宮・雀宮駅線	有・無	陽光地区・五代・若松原住民の宇都宮市街地、JR宇都宮駅、東武宇都宮駅、雀宮駅等への通勤・通学・買物のための重要な移動手段となっているため。	○	ダイヤ改正などについて適時適切に情報の共有化が図れている。 路線の見直しや運行本数などについて適宜協議を行っている。
27	関東自動車株	宇都宮駅・竹林・富士見ヶ丘団地線	有・無	豊郷地区住民の宇都宮市街地、JR宇都宮駅、東武宇都宮駅等への通勤・通学・買物のための重要な移動手段となっているため。	○	ダイヤ改正などについて適時適切に情報の共有化が図れている。 路線の見直しや運行本数などについて適宜協議を行っている。
28	関東自動車株	西塙田・宝木団地線	有・無	宝木地区住民の宇都宮市街地、JR宇都宮駅、東武宇都宮駅等への通勤・通学・買物のための重要な移動手段となっているため。	○	ダイヤ改正などについて適時適切に情報の共有化が図れている。 路線の見直しや運行本数などについて適宜協議を行っている。

No.	事業者名	運行系統名	当該システムの必要性の有無		乗合バス事業者との協力関係に基づき運行されると認められるか	
			どちらかに○	その理由 (公共公益機関とのアクセス、想定される利用者など 具体的に記載すること)	(○か×)	その理由 (具体的に記載すること)
29	関東自動車株	宇都宮駅・県庁・市役所・市内循環	有・無	市中心部の住民の宇都宮市街地、JR宇都宮駅、東武宇都宮駅等への通勤・通学・買物のための重要な移動手段となっているため。 宇都宮市民の市役所、県庁等への通勤や施設利用のための重要な移動手段となっているため。	○	ダイヤ改正などについて適時適切に情報の共有化が図れている。 路線の見直しや運行本数などについて適宜協議を行っている。
30	関東自動車株	宇都宮駅・東武駅前・市役所・市内循環	有・無	市中心部の住民の宇都宮市街地、JR宇都宮駅、東武宇都宮駅等への通勤・通学・買物のための重要な移動手段となっているため。 宇都宮市民の宇都宮市街地への買物や施設利用のための重要な移動手段となっているため。	○	ダイヤ改正などについて適時適切に情報の共有化が図れている。 路線の見直しや運行本数などについて適宜協議を行っている。
31	関東自動車株	さつき団地線	有・無	雀宮地区住民、姿川地区住民のJR雀宮駅及び東武西川田駅への乗り継ぎのための重要な移動手段となっているため。 雀宮地区にある総合病院への通院のための重要な移動手段となっているため。	○	ダイヤ改正などについて適時適切に情報の共有化が図れている。 路線の見直しや運行本数などについて適宜協議を行っている。
32	関東自動車株	西の宮団地線	有・無	西の宮団地住民の宇都宮中心市街地、JR宇都宮駅、東武宇都宮駅等への通勤・通学・買物のための重要な移動手段となっているため。	○	ダイヤ改正などについて適時適切に情報の共有化が図れている。 路線の見直しや運行本数などについて適宜協議を行っている。
33	関東自動車株	宇都宮駅・市役所・県庁・市内循環線	有・無	市中心部の住民の宇都宮市街地、JR宇都宮駅、東武宇都宮駅等への通勤・通学・買物のための重要な移動手段となっているため。 宇都宮市民の市役所、県庁等への通勤や施設利用のための重要な移動手段となっているため。	○	ダイヤ改正などについて適時適切に情報の共有化が図れている。 路線の見直しや運行本数などについて適宜協議を行っている。
34	関東自動車株	宇都宮駅・市役所・シンボルロード・市内循環線	有・無	市中心部の住民の宇都宮市街地、JR宇都宮駅、東武宇都宮駅等への通勤・通学・買物のための重要な移動手段となっているため。 宇都宮市民の宇都宮市街地への買物や施設利用のための重要な移動手段となっているため。	○	ダイヤ改正などについて適時適切に情報の共有化が図れている。 路線の見直しや運行本数などについて適宜協議を行っている。
35	関東自動車株	西原車庫・真岡営業所線	有・無	西原地区、清原地区住民の宇都宮市街地、JR宇都宮駅、東武宇都宮駅等への通勤・通学・買物のための重要な移動手段となっているため。 宇都宮市民の県立真岡高校、県立真岡女子高校への通学のための重要な移動手段となっているため。	○	ダイヤ改正などについて適時適切に情報の共有化が図れている。 路線の見直しや運行本数などについて適宜協議を行っている。
36	関東自動車株	西原車庫・ベルモール・真岡営業所線	有・無	西原地区、清原地区住民の宇都宮市街地、JR宇都宮駅、東武宇都宮駅等への通勤・通学・買物のための重要な移動手段となっているため。 宇都宮市民の大型商業施設への買物等のための重要な移動手段となっているため。 宇都宮市民の県立真岡北陵高校、県立真岡高校、県立真岡女子高校への通学のための重要な移動手段となっているため。	○	ダイヤ改正などについて適時適切に情報の共有化が図れている。 路線の見直しや運行本数などについて適宜協議を行っている。
37	関東自動車株	宇都宮東武・亀山・真岡営業所線	有・無	清原地区住民の宇都宮市街地、JR宇都宮駅、東武宇都宮駅等への通勤・通学・買物のための重要な移動手段となっているため。 宇都宮市民の県立真岡高校、県立真岡女子高校への通学のための重要な移動手段となっているため。	○	ダイヤ改正などについて適時適切に情報の共有化が図れている。 路線の見直しや運行本数などについて適宜協議を行っている。
38	関東自動車株	宇都宮東武・橋場・真岡営業所線	有・無	清原地区住民の宇都宮市街地、JR宇都宮駅、東武宇都宮駅等への通勤・通学・買物のための重要な移動手段となっているため。 宇都宮市民の県立真岡高校、県立真岡女子高校への通学のための重要な移動手段となっているため。	○	ダイヤ改正などについて適時適切に情報の共有化が図れている。 路線の見直しや運行本数などについて適宜協議を行っている。
39	関東自動車株	宇都宮東武・益子線	有・無	清原地区住民の宇都宮市街地、JR宇都宮駅、東武宇都宮駅等への通勤・通学・買物のための重要な移動手段となっているため。 宇都宮市民の益子町への移動のための重要な移動手段となっているため。	○	ダイヤ改正などについて適時適切に情報の共有化が図れている。 路線の見直しや運行本数などについて適宜協議を行っている。
40	関東自動車株	宇都宮東武・ベルモール・益子線	有・無	清原地区住民の宇都宮市街地、JR宇都宮駅、東武宇都宮駅等への通勤・通学・買物のための重要な移動手段となっているため。 宇都宮市民の益子町への移動のための重要な移動手段となっているため。	○	ダイヤ改正などについて適時適切に情報の共有化が図れている。 路線の見直しや運行本数などについて適宜協議を行っている。
41	関東自動車株	宇都宮東武・海星学院線	有・無	清原地区住民の宇都宮中心市街地、JR宇都宮駅、東武宇都宮駅等への通勤・通学・買物のための重要な移動手段となっているため。 市民の海星学院への通学のための重要な移動手段となっているため。	○	ダイヤ改正などについて適時適切に情報の共有化が図れている。 路線の見直しや運行本数などについて適宜協議を行っている。
42	関東自動車株	西原車庫・ベルモール前線	有・無	陽東地区住民の宇都宮中心市街地、JR宇都宮駅、東武宇都宮駅等への通勤・通学・買物のための重要な移動手段となっているため。 市民の大型商業施設への買物等のための重要な移動手段となっているため。	○	ダイヤ改正などについて適時適切に情報の共有化が図れている。 路線の見直しや運行本数などについて適宜協議を行っている。
43	関東自動車株	宇都宮東武・ベルモール前線	有・無	陽東地区住民の宇都宮中心市街地、JR宇都宮駅、東武宇都宮駅等への通勤・通学・買物のための重要な移動手段となっているため。 市民の大型商業施設への買物等のための重要な移動手段となっているため。	○	ダイヤ改正などについて適時適切に情報の共有化が図れている。 路線の見直しや運行本数などについて適宜協議を行っている。

No.	事業者名	運行系統名	当該系統の必要性の有無		乗合バス事業者との協力関係に基づき運行されると認められるか	
			どちらかに○	その理由 (公共公益機関とのアクセス、想定される利用者など 具体的に記載すること)	(○か×)	その理由 (具体的に記載すること)
44	関東自動車株	宇都宮東武・宇大・御幸交番前線	有・無	御幸ヶ原地区住民の宇都宮中心市街地、JR宇都宮駅、東武宇都宮駅等への通勤・通学・買物のための重要な移動手段となっているため。 市民の宇都宮大学への通学や平出工業団地への通勤のための重要な移動手段となっているため。	○	ダイヤ改正などについて適時適切に情報の共有化が図れている。 路線の見直しや運行本数などについて適宜協議を行っている。
45	関東自動車株	宇都宮東武・北越戸・御幸交番前線	有・無	泉が丘地区住民の宇都宮中心市街地、JR宇都宮駅、東武宇都宮駅等への通勤・通学・買物のための重要な移動手段となっているため。 市民の平出工業団地への通勤のための重要な移動手段となっているため。	○	ダイヤ改正などについて適時適切に情報の共有化が図れている。 路線の見直しや運行本数などについて適宜協議を行っている。
46	関東自動車株	宇都宮東武・平出工業団地線	有・無	御幸ヶ原地区住民の宇都宮市街地、JR宇都宮駅、東武宇都宮駅等への通勤・通学・買物のための重要な移動手段となっているため。 宇都宮市民の宇都宮中心市街地、東武宇都宮駅等への通勤・通学・買物や平出工業団地への通勤のための重要な移動手段となっているため。	○	ダイヤ改正などについて適時適切に情報の共有化が図れている。 路線の見直しや運行本数などについて適宜協議を行っている。
47	関東自動車株	宇都宮東武・上野団地・岡本駅西口線	有・無	御幸ヶ原地区住民の宇都宮市街地、JR宇都宮駅、東武宇都宮駅等への通勤・通学・買物のための重要な移動手段となっているため。 御幸ヶ原地区住民の岡本駅への移動のための重要な移動手段となっているため。	○	ダイヤ改正などについて適時適切に情報の共有化が図れている。 路線の見直しや運行本数などについて適宜協議を行っている。
48	関東自動車株	宇都宮東武・白沢街道・岡本駅西口線	有・無	河内地区住民の宇都宮中心市街地、JR宇都宮駅、JR岡本駅、東武宇都宮駅等への通勤・通学・買物のための重要な移動手段となっているため。	○	ダイヤ改正などについて適時適切に情報の共有化が図れている。 路線の見直しや運行本数などについて適宜協議を行っている。
49	関東自動車株	宇都宮東武・御幸ヶ原元町・岡本駅東口	有・無	御幸ヶ原地区住民の宇都宮市街地、JR宇都宮駅、東武宇都宮駅等への通勤・通学・買物のための重要な移動手段となっているため。 御幸ヶ原地区住民の岡本駅への移動のための重要な移動手段となっているため。	○	ダイヤ改正などについて適時適切に情報の共有化が図れている。 路線の見直しや運行本数などについて適宜協議を行っている。
50	関東自動車株	宇都宮東武・九丁目・和久線	有・無	河内地区住民の宇都宮市街地、JR宇都宮駅、東武宇都宮駅等への通勤・通学・買物のための重要な移動手段となっているため。 河内地区住民の岡本駅への移動のための重要な移動手段となっているため。	○	ダイヤ改正などについて適時適切に情報の共有化が図れている。 路線の見直しや運行本数などについて適宜協議を行っている。
51	関東自動車株	宇都宮駅東口・海星学院線	有・無	清原地区住民の宇都宮中心市街地、JR宇都宮駅、東武宇都宮駅等への通勤・通学・買物のための重要な移動手段となっているため。 市民の海星学院への通学のための重要な移動手段となっているため。	○	ダイヤ改正などについて適時適切に情報の共有化が図れている。 路線の見直しや運行本数などについて適宜協議を行っている。
52	関東自動車株	宇都宮駅東口・ベルモール・海星学院線	有・無	清原地区住民の宇都宮中心市街地、JR宇都宮駅、東武宇都宮駅等への通勤・通学・買物のための重要な移動手段となっているため。 市民の海星学院への通学や大型商業施設への買物等のための重要な移動手段となっているため。	○	ダイヤ改正などについて適時適切に情報の共有化が図れている。 路線の見直しや運行本数などについて適宜協議を行っている。
53	関東自動車株	宇都宮駅東口・平出工業団地・岡本駅東口線	有・無	河内地区住民の宇都宮中心市街地、JR宇都宮駅、JR岡本駅、東武宇都宮駅等への通勤・通学・買物のための重要な移動手段となっているため。	○	ダイヤ改正などについて適時適切に情報の共有化が図れている。 路線の見直しや運行本数などについて適宜協議を行っている。
54	関東自動車株	宇都宮東武・氏家駅線	有・無	御幸ヶ原地区住民の宇都宮市街地、JR宇都宮駅、東武宇都宮駅等への通勤・通学・買物のための重要な移動手段となっているため。 御幸ヶ原地区住民の岡本駅、宝積寺駅、氏家駅への移動のための重要な移動手段となっているため。	○	ダイヤ改正などについて適時適切に情報の共有化が図れている。 路線の見直しや運行本数などについて適宜協議を行っている。
55	関東自動車株	宇都宮駅東口・東高校・宇都宮駅東口線	有・無	峰地区・石井地区住民の宇都宮市街地、JR宇都宮駅等への通勤・通学・買物のための重要な移動手段となっているため。 市民の県立宇都宮東高校・中学へ通学のための重要な移動手段となっているため。	○	ダイヤ改正などについて適時適切に情報の共有化が図れている。 路線の見直しや運行本数などについて適宜協議を行っている。
56	関東自動車株	宇都宮駅東口・平松本町・東峰町・宇都宮駅東口線	有・無	市民の宇都宮市街地、JR宇都宮駅等への通勤・通学・買物のための重要な移動手段となっているため。 市民の宇都宮大学への通学のための重要な移動手段となっているため。	○	ダイヤ改正などについて適時適切に情報の共有化が図れている。 路線の見直しや運行本数などについて適宜協議を行っている。

市町名 鹿沼市

No.	事業者名	運行系統名	当該系統の必要性の有無		乗合バス事業者との協力関係に基づき運行されると認められるか	
			どちらかに○	その理由 (公共公益機関とのアクセス、想定される利用者など 具体的に記載すること)	(○か×)	その理由 (具体的に記載すること)
1	関東自動車株	鹿沼・荒針線	有・無	主に菊沢地区住民の宇都宮市方面への通勤・通学のための重要な足となっているため。	○	・地域公共交通活性化協議会において、効率的・効果的な運行について協議を行っている。 ・ダイヤ改正等、情報の共有化が図れている。
2	関東自動車株	楡木車庫線	有・無	主に南押原地区、北犬飼地区住民の宇都宮市方面への通勤・通学のための重要な足となっているため。	○	・地域公共交通活性化協議会において、効率的・効果的な運行について協議を行っている。 ・ダイヤ改正等、情報の共有化が図れている。
3	関東自動車株	楡木車庫線(免許センター)	有・無	主に南押原地区、北犬飼地区住民の宇都宮方面への通勤・通学のほか、運転免許センター利用者のための重要な足となっているため。	○	・地域公共交通活性化協議会において、効率的・効果的な運行について協議を行っている。 ・ダイヤ改正等、情報の共有化が図れている。

市町名 日光市

No.	事業者名	運行系統名	当該システムの必要性の有無		乗合バス事業者との協力関係に基づき運行されると認められるか	
			どちらかに○	その理由 (公共公益機関とのアクセス、想定される利用者など 具体的に記載すること)	(○か×)	その理由 (具体的に記載すること)
1	関東自動車	日光東照宮線	有・無	日光地域と今市地域を結び、通学や通院、買い物のほか、観光地日光へ移動するための重要な足となっているため。宇都宮方面へ移動するための重要な足となっているため。	○	ダイヤ改正時や運行状況など適時適切に情報の共有化が図れている。 地域公共交通会議等において効率的・効果的な運行について協議を行っている。
2	関東自動車	日光東照宮線 (篠井ニュータウン)	有・無	日光地域と今市地域を結び、通学や通院、買い物のほか、観光地日光へ移動するための重要な足となっているため。宇都宮方面へ移動するための重要な足となっているため。	○	ダイヤ改正時や運行状況など適時適切に情報の共有化が図れている。 地域公共交通会議等において効率的・効果的な運行について協議を行っている。
3	関東自動車	日光東照宮線 (篠井ニュータウン・JR日光駅)	有・無	日光地域と今市地域を結び、通学や通院、買い物のほか、観光地日光へ移動するための重要な足となっているため。宇都宮方面へ移動するための重要な足となっているため。	○	ダイヤ改正時や運行状況など適時適切に情報の共有化が図れている。 地域公共交通会議等において効率的・効果的な運行について協議を行っている。
4	関東自動車	JR日光駅線	有・無	日光地域と今市地域を結び、通学や通院、買い物のほか、観光地日光へ移動するための重要な足となっているため。宇都宮方面へ移動するための重要な足となっているため。	○	ダイヤ改正時や運行状況など適時適切に情報の共有化が図れている。 地域公共交通会議等において効率的・効果的な運行について協議を行っている。
5	関東自動車	今市車庫線	有・無	今市地域から宇都宮方面への通学や通院のための重要な足となっているため。	○	ダイヤ改正時や運行状況など適時適切に情報の共有化が図れている。 地域公共交通会議等において効率的・効果的な運行について協議を行っている。
6	関東自動車	今市車庫線(篠井ニュータウン)	有・無	今市地域から宇都宮方面への通学や通院のための重要な足となっているため。	○	ダイヤ改正時や運行状況など適時適切に情報の共有化が図れている。 地域公共交通会議等において効率的・効果的な運行について協議を行っている。
7	関東自動車	船生線	有・無	塩谷町船生から日光市塩野室地区を経由し、宇都宮方面への通勤や通学、買い物のための重要な足となっているため。	○	ダイヤ改正時や運行状況など適時適切に情報の共有化が図れている。 地域公共交通会議等において効率的・効果的な運行について協議を行っている。
8	日光交通	鬼怒川線 (ワールド経由イオン終点)	有・無	今市地域と藤原地域を結び、通学や通院、買い物のための重要な足となっているため。	○	ダイヤ改正時や運行状況など適時適切に情報の共有化が図れている。 地域公共交通会議等において効率的・効果的な運行について協議を行っている。
9	日光交通	鬼怒川線 (直通下今市駅終点)	有・無	今市地域と藤原地域を結び、通学や通院、買い物のための重要な足となっているため。	○	ダイヤ改正時や運行状況など適時適切に情報の共有化が図れている。 地域公共交通会議等において効率的・効果的な運行について協議を行っている。
10	日光交通	鬼怒川線 (直通イオン終点)	有・無	今市地域と藤原地域を結び、通学や通院、買い物のための重要な足となっているため。	○	ダイヤ改正時や運行状況など適時適切に情報の共有化が図れている。 地域公共交通会議等において効率的・効果的な運行について協議を行っている。
11	日光交通	鬼怒川線 (ワールド経由下今市駅終点)	有・無	今市地域と藤原地域を結び、通学や通院、買い物のための重要な足となっているため。	○	ダイヤ改正時や運行状況など適時適切に情報の共有化が図れている。 地域公共交通会議等において効率的・効果的な運行について協議を行っている。

市町名 真岡市

No.	事業者名	運行系統名	当該システムの必要性の有無		乗合バス事業者との協力関係に基づき運行されると認められるか	
			どちらかに○	その理由 (公共公益機関とのアクセス、想定される利用者など 具体的に記載すること)	(○か×)	その理由 (具体的に記載すること)
1	関東自動車(株)	西原車庫・真岡営業所線	有・無	真岡市中心市街地から宇都宮市中心部へアクセスしており、通勤・通学・通院・買い物及び、真岡北陵高校への通学等のための重要な交通手段となっているため。	○	地域公共交通活性化協議会において、市内の他の公共交通と効率的に連携して運行できるよう協議を行っている。 また、地域の交通課題について、随時、協議・相談を行っている。
2	関東自動車(株)	西原車庫・ベルモール・真岡営業所線	有・無	真岡市中心市街地から宇都宮市中心部へアクセスしており、通勤や買い物のほか、真岡北陵高、真岡工業高への通学のための重要な足になっているため。	○	地域公共交通活性化協議会において、市内の他の公共交通と効率的に連携して運行できるよう協議を行っている。 また、地域の交通課題について、随時、協議・相談を行っている。
3	関東自動車(株)	宇都宮東武・亀山・真岡営業所線	有・無	真岡市中心市街地から宇都宮市中心部へアクセスしており、通勤・通学・通院・買い物等のための重要な交通手段となっているため。	○	地域公共交通活性化協議会において、市内の他の公共交通と効率的に連携して運行できるよう協議を行っている。 また、地域の交通課題について、随時、協議・相談を行っている。
4	関東自動車(株)	宇都宮東武・橋場・真岡営業所線	有・無	真岡市中心市街地から宇都宮市中心部へアクセスしており、清原工業団地への通勤、真岡女子高への通学、その他通勤や買い物のための重要な足となっているため。	○	地域公共交通活性化協議会において、市内の他の公共交通と効率的に連携して運行できるよう協議を行っている。 また、地域の交通課題について、随時、協議・相談を行っている。

市町名 大田原市

No.	事業者名	運行系統名	当該システムの必要性の有無		乗合バス事業者との協力関係に基づき運行されると認められるか	
			どちらかに○	その理由 (公共公益機関とのアクセス、想定される利用者など 具体的に記載すること)	(○か×)	その理由 (具体的に記載すること)
1	関東自動車(株)	西那須野・大田原営業所線	有	無 西那須野駅から大田原市内への通勤・通学及び市内から西那須野駅へアクセスするための重要な足となっているため。(1日あたり約45人)	○	・地域公共交通会議等において効率的・効果的な運行について協議を行っている。 ・ダイヤ改正など適時適切に情報の共有化が図れている。
2	関東自動車(株)	西那須野・馬頭庫線	有	無 那珂川町より大田原市内・那須塩原市内の高校への通学及び西那須野駅へのアクセス、逆に大田原市内・那須塩原市内より馬頭高校への通学及び那珂川町方面へ通勤するための重要な足となっているため。(1日あたり約220人)	○	・地域公共交通会議等において効率的・効果的な運行について協議を行っている。 ・ダイヤ改正など適時適切に情報の共有化が図れている。
3	関東自動車(株)	西那須野・黒羽車庫線	有	無 黒羽地区から大田原市街地への通勤・通学及び西那須野駅へアクセスするための重要な足となっているため。(1日あたり約123人)	○	・地域公共交通会議等において効率的・効果的な運行について協議を行っている。 ・ダイヤ改正など適時適切に情報の共有化が図れている。
4	関東自動車(株)	西那須野・赤十字・黒羽車庫線	有	無 黒羽地区から那須赤十字病院への通院・見舞い及び西那須野駅へアクセスするための重要な足となっているため。(1日あたり約13人)	○	・地域公共交通会議等において効率的・効果的な運行について協議を行っている。 ・ダイヤ改正など適時適切に情報の共有化が図れている。
5	関東自動車(株)	西那須野・五峰の湯線	有	無 西那須野駅・大田原市街地から黒羽高校への通学及び五峰の湯へのアクセス並びに、旧黒羽町住民が大田原市街地へ通勤・通学・買い物するための重要な足となっているため。(1日あたり約247人)	○	・地域公共交通会議等において効率的・効果的な運行について協議を行っている。 ・ダイヤ改正など適時適切に情報の共有化が図れている。
6	関東自動車(株)	西那須野・赤十字・五峰の湯線	有	無 西那須野駅・大田原市街地から那須赤十字病院への通院・見舞い及び五峰の湯へのアクセス並びに、旧黒羽町住民が大田原市街地へ通勤・通院・買い物するための重要な足となっているため。(1日あたり約21人)	○	・地域公共交通会議等において効率的・効果的な運行について協議を行っている。 ・ダイヤ改正など適時適切に情報の共有化が図れている。
7	関東自動車(株)	西那須野・国際医療福祉大学線	有	無 国際医療福祉大学への通学及び大田原市内から西那須野駅へアクセスするための重要な足となっているため。(1日あたり約119人)	○	・地域公共交通会議等において効率的・効果的な運行について協議を行っている。 ・ダイヤ改正など適時適切に情報の共有化が図れている。
8	関東自動車(株)	西那須野・那須赤十字病院線	有	無 西那須野駅または大田原市内から那須赤十字病院へ通院・見舞い等をするための重要な足となっているため。(1日あたり約44人)	○	・地域公共交通会議等において効率的・効果的な運行について協議を行っている。 ・ダイヤ改正など適時適切に情報の共有化が図れている。
9	関東自動車(株)	大田原市役所・五峰の湯線	有	無 大田原から黒羽高校への通学及び五峰の湯へのアクセス並びに、旧黒羽町住民が大田原市街地へ通勤・通院・買い物するための重要な足となっているため。(1日あたり約236人)	○	・地域公共交通会議等において効率的・効果的な運行について協議を行っている。 ・ダイヤ改正など適時適切に情報の共有化が図れている。
10	関東自動車(株)	大田原市役所・黒羽車庫線	有	無 大田原市内および旧黒羽町から通勤等をするための重要な足となっているため。(1日あたり約8人)	○	・地域公共交通会議等において効率的・効果的な運行について協議を行っている。 ・ダイヤ改正など適時適切に情報の共有化が図れている。

市町名 那須塩原市

No.	事業者名	運行系統名	当該システムの必要性の有無		乗合バス事業者との協力関係に基づき運行されると認められるか	
			どちらかに○	その理由 (公共公益機関とのアクセス、想定される利用者など 具体的に記載すること)	(○か×)	その理由 (具体的に記載すること)
1	関東自動車(株)	西那須野・大田原営業所線	有	無 西那須野駅からの通学・通勤及び大田原市の住民の駅利用等生活交通手段として必要路線となっているため	○	西那須野駅でのダイヤ改正の情報を共有化し、接続について調整を図っている。
2	関東自動車(株)	西那須野・馬頭車庫線	有	無 西那須野駅からの通学・通勤及び大田原市、那珂川町の住民の交通手段として必要路線となっているため	○	西那須野駅でのダイヤ改正の情報を共有化し、接続について調整を図っている。
3	関東自動車(株)	西那須野・黒羽車庫線	有	無 西那須野駅からの通学・通勤と共に黒羽地区の住民に必要な生活路線となっているため	○	西那須野駅でのダイヤ改正の情報を共有化し、接続について調整を図っている。
4	関東自動車(株)	西那須野・赤十字・黒羽車庫線	有	無 西那須野駅からの通院と共に黒羽地区の住民に必要な生活路線となっているため	○	西那須野駅でのダイヤ改正の情報を共有化し、接続について調整を図っている。
5	関東自動車(株)	西那須野・五峰の湯線	有	無 西那須野駅からの通学・通勤と共に黒羽地区の住民に必要な生活路線となっているため	○	西那須野駅でのダイヤ改正の情報を共有化し、接続について調整を図っている。
6	関東自動車(株)	西那須野・赤十字・五峰の湯線	有	無 西那須野駅からの通院と共に黒羽地区の住民に必要な生活路線となっているため	○	西那須野駅でのダイヤ改正の情報を共有化し、接続について調整を図っている。

No.	事業者名	運行系統名	当該系統の必要性の有無		乗合バス事業者との協力関係に基づき運行されると認められるか	
			どちらかに○	その理由 (公共公益機関とのアクセス、想定される利用者など 具体的に記載すること)	(○か×)	その理由 (具体的に記載すること)
7	関東自動車(株)	西那須野・国際医療福祉大学線	有	無 西那須野駅からの通学・通勤と共に黒羽地区の住民に必要な生活路線となっているため	○	西那須野駅でのダイヤ改正の情報を共有化し、接続について調整を図っている。
8	関東自動車(株)	西那須野・那須赤十字病院線	有	無 西那須野駅からの通勤・通院及び大田原市の住民の交通手段として必要路線となっているため	○	西那須野駅でのダイヤ改正の情報を共有化し、接続について調整を図っている。
9	関東自動車(株)	那須塩原駅・那須湯本温泉線	有	無 那須街道沿線住民の通学・通勤、黒磯地区の病院等への通院、買物、観光振興にとって重要な交通手段となっているため	○	黒磯駅・那須塩原駅でのダイヤ改正の情報を共有化し、接続について調整を図っている。
10	関東自動車(株)	那須塩原駅・板室温泉線	有	無 板室街道沿線住民の通学・通勤、黒磯地区の病院等への通院、買物等、また、市内の観光地である板室温泉への唯一の公共交通手段であり、観光振興と生活交通のどちらにとっても重要な路線となっているため	○	黒磯駅・那須塩原駅でのダイヤ改正の情報を共有化し、接続について調整を図っている。
11	ジェイアールバス関東(株)	塩原本線	有	無 西那須野駅から塩原地区を直接結ぶ唯一の公共交通機関であり、塩原地区の高校生の通学や高齢者の通院や買い物等に重要な路線となっているため	○	地域バス「ゆーバス」との接続や西那須野駅での他の乗合バスとの接続においてダイヤ改正の情報を共有化している。 また、令和2年10月1日からゆーバス路線への乗り入れを要請することで、運行の効率化を図る。

市町名 さくら市

No.	事業者名	運行系統名	当該系統の必要性の有無		乗合バス事業者との協力関係に基づき運行されると認められるか	
			どちらかに○	その理由 (公共公益機関とのアクセス、想定される利用者など 具体的に記載すること)	(○か×)	その理由 (具体的に記載すること)
1	関東自動車(株)	宇都宮東武・氏家線	有	無 さくら市と宇都宮市を結ぶ唯一のバス路線であり、また、市民が沿線の駅・病院等へ行くための足になるなど、重要な路線であるため。	○	利用促進策として、デマンド交通からバスへの乗り継ぎに対し乗り継ぎ券を発行した。
2	関東自動車(株)	氏家駅・馬頭車庫線	有	無 氏家駅に降りた観光客が喜連川温泉へ行くための足や、喜連川地区の住民が駅・総合病院へ来るための足になるなど旧町間を結ぶ重要な路線であるため。	○	利用促進策として、デマンド交通からバスへの乗り継ぎに対し乗り継ぎ券を発行した。
3	関東自動車(株)	氏家駅・びゅうフォレスト線	有	無 氏家駅に降りた観光客が喜連川温泉へ行くための足や、喜連川地区の住民が駅・総合病院へ来るための足になるなど旧町間を結ぶ重要な路線であるため。	○	利用促進策として、デマンド交通からバスへの乗り継ぎに対し乗り継ぎ券を発行した。

市町名 那須烏山市

No.	事業者名	運行系統名	当該系統の必要性の有無		乗合バス事業者との協力関係に基づき運行されると認められるか	
			どちらかに○	その理由 (公共公益機関とのアクセス、想定される利用者など 具体的に記載すること)	(○か×)	その理由 (具体的に記載すること)
1	関東自動車(株)	氏家駅・馬頭車庫線	有	無 主に、上川井・下川井・志鳥地区の住民が通院や買い物、通学のために、黒須病院及び氏家駅への重要な移動手段として利用しているため。	○	本市において唯一の地域幹線系統としてダイヤ改正等適宜情報の共有が行われているため。

市町名 上三川市

No.	事業者名	運行系統名	当該系統の必要性の有無		乗合バス事業者との協力関係に基づき運行されると認められるか	
			どちらかに○	その理由 (公共公益機関とのアクセス、想定される利用者など 具体的に記載すること)	(○か×)	その理由 (具体的に記載すること)
1	関東自動車(株)	上三川車庫線	有	無 上三川町民が宇都宮市街地への買い物、JR宇都宮駅・東武宇都宮駅へ乗り継ぎ、または通勤、通学等するための重要な足となっているため。	○	・地域公共交通活性化協議会等において効率的・効果的な運行について協議を行っている。 ・ダイヤ改正など適時適切に情報の共有化が図れている。
2	関東自動車(株)	健康の森・上三川車庫線	有	無 上三川町民が宇都宮市街地への買い物、JR宇都宮駅・東武宇都宮駅へ乗り継ぎ、または通勤、通学等するための重要な足となっているため。	○	・地域公共交通会議等において効率的・効果的な運行について協議を行っている。 ・ダイヤ改正など適時適切に情報の共有化が図れている。
3	関東自動車(株)	FKD・上三川車庫線	有	無 上三川町民が宇都宮市街地やFKDへの買い物、JR宇都宮駅・東武宇都宮駅へ乗り継ぎ等するための重要な足となっているため。	○	・地域公共交通会議等において効率的・効果的な運行について協議を行っている。 ・ダイヤ改正など適時適切に情報の共有化が図れている。
4	関東自動車(株)	東汗線	有	無 東汗地区の住民らが宇都宮市街地への買い物、JR宇都宮駅・東武宇都宮駅へ乗り継ぎ、または通勤、通学等するための重要な足となっているため。	○	・地域公共交通会議等において効率的・効果的な運行について協議を行っている。 ・ダイヤ改正など適時適切に情報の共有化が図れている。
5	関東自動車(株)	本郷台西汗線	有	無 本郷台西汗地区の住民らが宇都宮市街地への買い物、JR宇都宮駅・東武宇都宮駅へ乗り継ぎ、または通勤、通学等するための重要な足となっているため。	○	・地域公共交通会議等において効率的・効果的な運行について協議を行っている。 ・ダイヤ改正など適時適切に情報の共有化が図れている。

市町名 益子町

No.	事業者名	運行系統名	当該システムの必要性の有無		乗合バス事業者との協力関係に基づき運行されると認められるか	
			どちらかに○	その理由 (公共公益機関とのアクセス、想定される利用者など具体的に記載すること)	(○か×)	その理由 (具体的に記載すること)
1	関東自動車(株)	宇都宮東武・益子線	○	無 益子町から宇都宮市に向かう唯一の通勤・通学の公共交通として重要な路線となっている。また、老人クラブや民生委員からもバス運営継続を望まれている。	○	ダイヤ改正など適切に情報の共有化が図られている。また、益子町地域公共交通会議において、効率的・効果的な運行について協議を行っている。
2	関東自動車(株)	宇都宮東武・ベルモール・益子線	○	無 益子町から宇都宮市に向かう唯一の通勤・通学の公共交通として重要な路線となっている。また、老人クラブや民生委員からもバス運営継続を望まれている。	○	ダイヤ改正など適切に情報の共有化が図られている。また、益子町地域公共交通会議において、効率的・効果的な運行について協議を行っている。

市町名 市貝町

No.	事業者名	運行系統名	当該システムの必要性の有無		乗合バス事業者との協力関係に基づき運行されると認められるか	
			どちらかに○	その理由 (公共公益機関とのアクセス、想定される利用者など具体的に記載すること)	(○か×)	その理由 (具体的に記載すること)
1	関東自動車(株)	宇都宮東武・益子線	○	無 町内南部地区の住民らが、通勤、通学及び通院するための重要な足となっているため(1日あたり約50人)	○	ダイヤ改正など適時適正に情報の共有化が図られている。
2	関東自動車(株)	宇都宮東武・ベルモール・益子線	○	無 町内南部地区の住民らが、通勤、通学及び通院するための重要な足となっているため(1日あたり約50人)	○	ダイヤ改正など適時適正に情報の共有化が図られている。

市町名 芳賀町

No.	事業者名	運行系統名	当該システムの必要性の有無		乗合バス事業者との協力関係に基づき運行されると認められるか	
			どちらかに○	その理由 (公共公益機関とのアクセス、想定される利用者など具体的に記載すること)	(○か×)	その理由 (具体的に記載すること)
1	関東自動車(株)	宇都宮東武・橋場・真岡営業所線	○	無 芳賀町の南部を通る重要な交通機関であり、JR宇都宮駅へのアクセス、宇都宮市、真岡市への通勤、通学及び通院のための移動手段となっているため。	○	随時バス事業者との情報の共有化が図られている。路線の見直し時等に適宜協議を行っている。
2	関東自動車(株)	宇都宮東武・益子線	○	無 芳賀町の南部を通る重要な交通機関であり、JR宇都宮駅へのアクセス、宇都宮市への通勤、通学、及び通院のための移動手段となっているため。	○	随時バス事業者との情報の共有化が図られている。路線の見直し時等に適宜協議を行っている。
3	関東自動車(株)	宇都宮東武・ベルモール・益子線	○	無 芳賀町の南部を通る交通機関であり、JR宇都宮駅及びベルモールへのアクセス、宇都宮市への通勤、通学、通院及び買物のための移動手段となっているため。	○	随時バス事業者との情報の共有化が図られている。路線の見直し時等に適宜協議を行っている。

市町名 塩谷町

No.	事業者名	運行系統名	当該システムの必要性の有無		乗合バス事業者との協力関係に基づき運行されると認められるか	
			どちらかに○	その理由 (公共公益機関とのアクセス、想定される利用者など具体的に記載すること)	(○か×)	その理由 (具体的に記載すること)
1	関東自動車(株)	船生線	○	無 船生地区の住民が宇都宮方面に通勤、通学、通院、買い物をするため等、生活に重要な路線となっている。	○	地域公共交通会議において効率的・効果的な運行について情報交換を行っている。
2	関東自動車(株)	玉生車庫線	○	無 玉生・大宮地区の住民が宇都宮方面に通勤、通学、通院、買い物をするため等、生活に重要な路線となっている。	○	地域公共交通会議において効率的・効果的な運行について情報交換を行っている。

市町名 高根沢町

No.	事業者名	運行系統名	当該システムの必要性の有無		乗合バス事業者との協力関係に基づき運行されると認められるか	
			どちらかに○	その理由 (公共公益機関とのアクセス、想定される利用者など具体的に記載すること)	(○か×)	その理由 (具体的に記載すること)
1	関東自動車(株)	宇都宮東武・氏家駅線	○	無 高根沢町民が、宇都宮市街地への買い物、JR宇都宮駅・東武宇都宮駅へ乗り継ぎするために必要である。高根沢町在住の学生が、宇都宮市内の高校やさくら清修高校への通学をするために必要である。	○	高根沢町地域公共交通会議の委員であり、定期的に乗合バス事業者と協議し、情報の共有化を図っている。

市町名 那須町

No.	事業者名	運行系統名	当該系統の必要性の有無		乗合バス事業者との協力関係に基づき運行されると認められるか	
			どちらかに○	その理由 (公共公益機関とのアクセス、想定される利用者など 具体的に記載すること)	(○か×)	その理由 (具体的に記載すること)
1	関東自動車(株)	那須塩原・那須湯本線	有・無	那須湯本・高原地区と黒磯駅および那須塩原駅を結ぶ路線であり、特に那須湯本・高原地区の住民の通勤、通学および通院等の日常生活に欠かせない重要な交通手段となっているため。 また、自家用車以外で那須町を訪れる観光客にとって、黒磯駅および那須塩原駅から那須町への移動および観光・情報の拠点である道の駅那須高原友愛の森をはじめとする町内の観光施設へ移動する最も重要な交通手段となっているため。	○	ダイヤ改正など適時適切に情報の共有化が図れている。 地域公共交通会議等において効率的・効果的な運行について協議を行っている。
2	関東自動車(株)	黒田原・伊王野線	有・無	伊王野・芦野地区と黒田原駅を結ぶ路線であり、特に伊王野・芦野地区の住民の通学および通院等の日常生活に欠かせない重要な交通手段となっているため。 また、自家用車以外で那須町を訪れる観光客にとって、黒田原駅から伊王野・芦野方面への観光のために移動する最も重要な交通手段となっているため。	○	ダイヤ改正など適時適切に情報の共有化が図れている。 地域公共交通会議等において効率的・効果的な運行について協議を行っている。

市町名 那珂川町

No.	事業者名	運行系統名	当該系統の必要性の有無		乗合バス事業者との協力関係に基づき運行されると認められるか	
			どちらかに○	その理由 (公共公益機関とのアクセス、想定される利用者など 具体的に記載すること)	(○か×)	その理由 (具体的に記載すること)
1	関東自動車(株)	氏家駅・馬頭車庫線	有・無	那珂川町とさくら市を結ぶ路線で、両市町間及び氏家駅を経由した宇都宮市方面への通勤・通学等で頻りに利用されているため。また、町内外から馬頭高校及びさくら清修高校へ通学する生徒の重要な足ともなっている。	○	事業者とは、ダイヤ改正時等に情報の共有を行うなど、運行に関する連携が取れている。
2	関東自動車(株)	西那須野・馬頭車庫線	有・無	大田原市・那須塩原市方面への重要な交通手段であり、両市町への高校通学や、通勤等で頻りに利用されているため。また、町内外から馬頭高校及び大田原女子高校等へ通学する生徒の重要な足ともなっている。	○	事業者とは、ダイヤ改正時等に情報の共有を行うなど、運行に関する連携が取れている。

【別紙様式】 栃木県生活バス路線指定に係る意見について

栃木県

No.	事業者名	運行系統名	当該系統の必要性の有無		乗合バス事業者との協力関係に基づき運行されると認められるか	
			どちらかに○	その理由 (公共公益機関とのアクセス、想定される利用者など 具体的に記載すること)	(○か×)	その理由 (具体的に記載すること)
1	関東自動車(株)	日光東照宮	有・無	沿線市町における通勤、通学、買物等のための重要な移動手段となっているため。	○	ダイヤ改正や運行状況等について、日頃、適切に情報の共有化を図るなど、協力関係にあるため。
2	関東自動車(株)	篠井ニュータウン・日光東照宮	有・無	沿線市町における通勤、通学、買物等のための重要な移動手段となっているため。	○	ダイヤ改正や運行状況等について、日頃、適切に情報の共有化を図るなど、協力関係にあるため。
3	関東自動車(株)	篠井ニュータウン・JR日光駅	有・無	沿線市町における通勤、通学、買物等のための重要な移動手段となっているため。	○	ダイヤ改正や運行状況等について、日頃、適切に情報の共有化を図るなど、協力関係にあるため。
4	関東自動車(株)	JR日光駅	有・無	沿線市町における通勤、通学、買物等のための重要な移動手段となっているため。	○	ダイヤ改正や運行状況等について、日頃、適切に情報の共有化を図るなど、協力関係にあるため。
5	関東自動車(株)	今市車庫	有・無	沿線市町における通勤、通学、買物等のための重要な移動手段となっているため。	○	ダイヤ改正や運行状況等について、日頃、適切に情報の共有化を図るなど、協力関係にあるため。
6	関東自動車(株)	篠井ニュータウン・今市車庫	有・無	沿線市町における通勤、通学、買物等のための重要な移動手段となっているため。	○	ダイヤ改正や運行状況等について、日頃、適切に情報の共有化を図るなど、協力関係にあるため。
7	関東自動車(株)	船生	有・無	沿線市町における通勤、通学、買物等のための重要な移動手段となっているため。	○	ダイヤ改正や運行状況等について、日頃、適切に情報の共有化を図るなど、協力関係にあるため。
8	関東自動車(株)	仁良塚・ろまんちっく村	有・無	沿線市町における通勤、通学、買物等のための重要な移動手段となっているため。	○	ダイヤ改正や運行状況等について、日頃、適切に情報の共有化を図るなど、協力関係にあるため。
9	関東自動車(株)	陽西中・ろまんちっく村	有・無	沿線市町における通勤、通学、買物等のための重要な移動手段となっているため。	○	ダイヤ改正や運行状況等について、日頃、適切に情報の共有化を図るなど、協力関係にあるため。
10	関東自動車(株)	荒針・鹿沼	有・無	沿線市町における通勤、通学、買物等のための重要な移動手段となっているため。	○	ダイヤ改正や運行状況等について、日頃、適切に情報の共有化を図るなど、協力関係にあるため。
11	関東自動車(株)	榎木車庫	有・無	沿線市町における通勤、通学、買物等のための重要な移動手段となっているため。	○	ダイヤ改正や運行状況等について、日頃、適切に情報の共有化を図るなど、協力関係にあるため。
12	関東自動車(株)	免許センター・榎木車庫	有・無	沿線市町における通勤、通学、買物等のための重要な移動手段となっているため。	○	ダイヤ改正や運行状況等について、日頃、適切に情報の共有化を図るなど、協力関係にあるため。
13	関東自動車(株)	玉生車庫	有・無	沿線市町における通勤、通学、買物等のための重要な移動手段となっているため。	○	ダイヤ改正や運行状況等について、日頃、適切に情報の共有化を図るなど、協力関係にあるため。
14	関東自動車(株)	今里車庫	有・無	沿線市町における通勤、通学、買物等のための重要な移動手段となっているため。	○	ダイヤ改正や運行状況等について、日頃、適切に情報の共有化を図るなど、協力関係にあるため。
15	関東自動車(株)	健康の森・宝井・グリーンタウン	有・無	沿線市町における通勤、通学、買物等のための重要な移動手段となっているため。	○	ダイヤ改正や運行状況等について、日頃、適切に情報の共有化を図るなど、協力関係にあるため。
16	関東自動車(株)	宝井・グリーンタウン	有・無	沿線市町における通勤、通学、買物等のための重要な移動手段となっているため。	○	ダイヤ改正や運行状況等について、日頃、適切に情報の共有化を図るなど、協力関係にあるため。
17	関東自動車(株)	田原・グリーンタウン	有・無	沿線市町における通勤、通学、買物等のための重要な移動手段となっているため。	○	ダイヤ改正や運行状況等について、日頃、適切に情報の共有化を図るなど、協力関係にあるため。
18	関東自動車(株)	宇都宮駅東口・中平出・柳田車庫	有・無	沿線市町における通勤、通学、買物等のための重要な移動手段となっているため。	○	ダイヤ改正や運行状況等について、日頃、適切に情報の共有化を図るなど、協力関係にあるため。
19	関東自動車(株)	宇都宮駅東口・新道・ベルモール・柳田車庫	有・無	沿線市町における通勤、通学、買物等のための重要な移動手段となっているため。	○	ダイヤ改正や運行状況等について、日頃、適切に情報の共有化を図るなど、協力関係にあるため。
20	関東自動車(株)	上三川車庫	有・無	沿線市町における通勤、通学、買物等のための重要な移動手段となっているため。	○	ダイヤ改正や運行状況等について、日頃、適切に情報の共有化を図るなど、協力関係にあるため。
21	関東自動車(株)	健康の森・上三川車庫	有・無	沿線市町における通勤、通学、買物等のための重要な移動手段となっているため。	○	ダイヤ改正や運行状況等について、日頃、適切に情報の共有化を図るなど、協力関係にあるため。
22	関東自動車(株)	FKD・上三川車庫	有・無	沿線市町における通勤、通学、買物等のための重要な移動手段となっているため。	○	ダイヤ改正や運行状況等について、日頃、適切に情報の共有化を図るなど、協力関係にあるため。
23	関東自動車(株)	東汗	有・無	沿線市町における通勤、通学、買物等のための重要な移動手段となっているため。	○	ダイヤ改正や運行状況等について、日頃、適切に情報の共有化を図るなど、協力関係にあるため。
24	関東自動車(株)	本郷台西汗	有・無	沿線市町における通勤、通学、買物等のための重要な移動手段となっているため。	○	ダイヤ改正や運行状況等について、日頃、適切に情報の共有化を図るなど、協力関係にあるため。
25	関東自動車(株)	奈坪台・白沢河原	有・無	沿線市町における通勤、通学、買物等のための重要な移動手段となっているため。	○	ダイヤ改正や運行状況等について、日頃、適切に情報の共有化を図るなど、協力関係にあるため。
26	関東自動車(株)	宇都宮駅・旭陵通り・今宮・雀宮駅	有・無	沿線市町における通勤、通学、買物等のための重要な移動手段となっているため。	○	ダイヤ改正や運行状況等について、日頃、適切に情報の共有化を図るなど、協力関係にあるため。
27	関東自動車(株)	宇都宮駅・竹林・富士見ヶ丘団地	有・無	沿線市町における通勤、通学、買物等のための重要な移動手段となっているため。	○	ダイヤ改正や運行状況等について、日頃、適切に情報の共有化を図るなど、協力関係にあるため。
28	関東自動車(株)	西塙田・宝木団地	有・無	沿線市町における通勤、通学、買物等のための重要な移動手段となっているため。	○	ダイヤ改正や運行状況等について、日頃、適切に情報の共有化を図るなど、協力関係にあるため。
29	関東自動車(株)	宇都宮駅・県庁・市役所・市内循環	有・無	沿線市町における通勤、通学、買物等のための重要な移動手段となっているため。	○	ダイヤ改正や運行状況等について、日頃、適切に情報の共有化を図るなど、協力関係にあるため。
30	関東自動車(株)	宇都宮駅・東武駅前・市役所・市内循環	有・無	沿線市町における通勤、通学、買物等のための重要な移動手段となっているため。	○	ダイヤ改正や運行状況等について、日頃、適切に情報の共有化を図るなど、協力関係にあるため。

【別紙様式】 栃木県生活バス路線指定に係る意見について

栃木県

No.	事業者名	運行系統名	当該系統の必要性の有無		乗合バス事業者との協力関係に基づき運行されると認められるか	
			どちらかに○	その理由 (公共公益機関とのアクセス、想定される利用者など 具体的に記載すること)	(○か×)	その理由 (具体的に記載すること)
31	関東自動車(株)	さつき団地	有・無	沿線市町における通勤、通学、買物等のための重要な移動手段となっているため。	○	ダイヤ改正や運行状況等について、日頃、適切に情報の共有化を図るなど、協力関係にあるため。
32	関東自動車(株)	西の宮団地	有・無	沿線市町における通勤、通学、買物等のための重要な移動手段となっているため。	○	ダイヤ改正や運行状況等について、日頃、適切に情報の共有化を図るなど、協力関係にあるため。
33	関東自動車(株)	宇都宮駅・市役所・県庁・市内循環	有・無	沿線市町における通勤、通学、買物等のための重要な移動手段となっているため。	○	ダイヤ改正や運行状況等について、日頃、適切に情報の共有化を図るなど、協力関係にあるため。
34	関東自動車(株)	宇都宮駅・市役所・シンボルロード・市内循環	有・無	沿線市町における通勤、通学、買物等のための重要な移動手段となっているため。	○	ダイヤ改正や運行状況等について、日頃、適切に情報の共有化を図るなど、協力関係にあるため。
35	関東自動車(株)	西原車庫・真岡営業所	有・無	沿線市町における通勤、通学、買物等のための重要な移動手段となっているため。	○	ダイヤ改正や運行状況等について、日頃、適切に情報の共有化を図るなど、協力関係にあるため。
36	関東自動車(株)	西原車庫・ベルモール・真岡営業所	有・無	沿線市町における通勤、通学、買物等のための重要な移動手段となっているため。	○	ダイヤ改正や運行状況等について、日頃、適切に情報の共有化を図るなど、協力関係にあるため。
37	関東自動車(株)	宇都宮東武・亀山・真岡営業所	有・無	沿線市町における通勤、通学、買物等のための重要な移動手段となっているため。	○	ダイヤ改正や運行状況等について、日頃、適切に情報の共有化を図るなど、協力関係にあるため。
38	関東自動車(株)	宇都宮東武・橋場・真岡営業所	有・無	沿線市町における通勤、通学、買物等のための重要な移動手段となっているため。	○	ダイヤ改正や運行状況等について、日頃、適切に情報の共有化を図るなど、協力関係にあるため。
39	関東自動車(株)	宇都宮東武・益子	有・無	沿線市町における通勤、通学、買物等のための重要な移動手段となっているため。	○	ダイヤ改正や運行状況等について、日頃、適切に情報の共有化を図るなど、協力関係にあるため。
40	関東自動車(株)	宇都宮東武・ベルモール・益子	有・無	沿線市町における通勤、通学、買物等のための重要な移動手段となっているため。	○	ダイヤ改正や運行状況等について、日頃、適切に情報の共有化を図るなど、協力関係にあるため。
41	関東自動車(株)	宇都宮東武・海星学院	有・無	沿線市町における通勤、通学、買物等のための重要な移動手段となっているため。	○	ダイヤ改正や運行状況等について、日頃、適切に情報の共有化を図るなど、協力関係にあるため。
42	関東自動車(株)	西原車庫・ベルモール前	有・無	沿線市町における通勤、通学、買物等のための重要な移動手段となっているため。	○	ダイヤ改正や運行状況等について、日頃、適切に情報の共有化を図るなど、協力関係にあるため。
43	関東自動車(株)	宇都宮東武・ベルモール前	有・無	沿線市町における通勤、通学、買物等のための重要な移動手段となっているため。	○	ダイヤ改正や運行状況等について、日頃、適切に情報の共有化を図るなど、協力関係にあるため。
44	関東自動車(株)	宇都宮東武・宇大・御幸交番前	有・無	沿線市町における通勤、通学、買物等のための重要な移動手段となっているため。	○	ダイヤ改正や運行状況等について、日頃、適切に情報の共有化を図るなど、協力関係にあるため。
45	関東自動車(株)	宇都宮東武・北越戸・御幸交番前	有・無	沿線市町における通勤、通学、買物等のための重要な移動手段となっているため。	○	ダイヤ改正や運行状況等について、日頃、適切に情報の共有化を図るなど、協力関係にあるため。
46	関東自動車(株)	宇都宮東武・平出工業団地	有・無	沿線市町における通勤、通学、買物等のための重要な移動手段となっているため。	○	ダイヤ改正や運行状況等について、日頃、適切に情報の共有化を図るなど、協力関係にあるため。
47	関東自動車(株)	宇都宮東武・上野団地・岡本駅西口	有・無	沿線市町における通勤、通学、買物等のための重要な移動手段となっているため。	○	ダイヤ改正や運行状況等について、日頃、適切に情報の共有化を図るなど、協力関係にあるため。
48	関東自動車(株)	宇都宮東武・白沢街道・岡本駅西口	有・無	沿線市町における通勤、通学、買物等のための重要な移動手段となっているため。	○	ダイヤ改正や運行状況等について、日頃、適切に情報の共有化を図るなど、協力関係にあるため。
49	関東自動車(株)	宇都宮東武・御幸ヶ原元町・岡本駅東口	有・無	沿線市町における通勤、通学、買物等のための重要な移動手段となっているため。	○	ダイヤ改正や運行状況等について、日頃、適切に情報の共有化を図るなど、協力関係にあるため。
50	関東自動車(株)	宇都宮東武・九丁目・和久	有・無	沿線市町における通勤、通学、買物等のための重要な移動手段となっているため。	○	ダイヤ改正や運行状況等について、日頃、適切に情報の共有化を図るなど、協力関係にあるため。
51	関東自動車(株)	宇都宮駅東口・海星学院	有・無	沿線市町における通勤、通学、買物等のための重要な移動手段となっているため。	○	ダイヤ改正や運行状況等について、日頃、適切に情報の共有化を図るなど、協力関係にあるため。
52	関東自動車(株)	宇都宮駅東口・ベルモール・海星学院	有・無	沿線市町における通勤、通学、買物等のための重要な移動手段となっているため。	○	ダイヤ改正や運行状況等について、日頃、適切に情報の共有化を図るなど、協力関係にあるため。
53	関東自動車(株)	宇都宮駅東口・平出工業団地・岡本駅東口	有・無	沿線市町における通勤、通学、買物等のための重要な移動手段となっているため。	○	ダイヤ改正や運行状況等について、日頃、適切に情報の共有化を図るなど、協力関係にあるため。
54	関東自動車(株)	宇都宮東武・氏家駅	有・無	沿線市町における通勤、通学、買物等のための重要な移動手段となっているため。	○	ダイヤ改正や運行状況等について、日頃、適切に情報の共有化を図るなど、協力関係にあるため。
55	関東自動車(株)	氏家駅・馬頭車庫	有・無	沿線市町における通勤、通学、買物等のための重要な移動手段となっているため。	○	ダイヤ改正や運行状況等について、日頃、適切に情報の共有化を図るなど、協力関係にあるため。
56	関東自動車(株)	氏家駅・びゅうフォレスト北	有・無	沿線市町における通勤、通学、買物等のための重要な移動手段となっているため。	○	ダイヤ改正や運行状況等について、日頃、適切に情報の共有化を図るなど、協力関係にあるため。
57	関東自動車(株)	西那須野・大田原営業所	有・無	沿線市町における通勤、通学、買物等のための重要な移動手段となっているため。	○	ダイヤ改正や運行状況等について、日頃、適切に情報の共有化を図るなど、協力関係にあるため。
58	関東自動車(株)	西那須野・馬頭車庫	有・無	沿線市町における通勤、通学、買物等のための重要な移動手段となっているため。	○	ダイヤ改正や運行状況等について、日頃、適切に情報の共有化を図るなど、協力関係にあるため。
59	関東自動車(株)	西那須野・黒羽車庫	有・無	沿線市町における通勤、通学、買物等のための重要な移動手段となっているため。	○	ダイヤ改正や運行状況等について、日頃、適切に情報の共有化を図るなど、協力関係にあるため。
60	関東自動車(株)	西那須野・赤十字・黒羽車庫	有・無	沿線市町における通勤、通学、買物等のための重要な移動手段となっているため。	○	ダイヤ改正や運行状況等について、日頃、適切に情報の共有化を図るなど、協力関係にあるため。

【別紙様式】 栃木県生活バス路線指定に係る意見について

栃木県

No.	事業者名	運行系統名	当該系統の必要性の有無		乗合バス事業者との協力関係に基づき運行されると認められるか	
			どちらかに○	その理由 (公共公益機関とのアクセス、想定される利用者など 具体的に記載すること)	(○か×)	その理由 (具体的に記載すること)
61	関東自動車(株)	西那須野・五峰の湯	有・無	沿線市町における通勤、通学、買物等のための重要な移動手段となっているため。	○	ダイヤ改正や運行状況等について、日頃、適切に情報の共有化を図るなど、協力関係にあるため。
62	関東自動車(株)	西那須野・赤十字・五峰の湯	有・無	沿線市町における通勤、通学、買物等のための重要な移動手段となっているため。	○	ダイヤ改正や運行状況等について、日頃、適切に情報の共有化を図るなど、協力関係にあるため。
63	関東自動車(株)	西那須野・国際医療福祉大学	有・無	沿線市町における通勤、通学、買物等のための重要な移動手段となっているため。	○	ダイヤ改正や運行状況等について、日頃、適切に情報の共有化を図るなど、協力関係にあるため。
64	関東自動車(株)	西那須野・那須赤十字病院	有・無	沿線市町における通勤、通学、買物等のための重要な移動手段となっているため。	○	ダイヤ改正や運行状況等について、日頃、適切に情報の共有化を図るなど、協力関係にあるため。
65	関東自動車(株)	大田原市役所・五峰の湯	有・無	沿線市町における通勤、通学、買物等のための重要な移動手段となっているため。	○	ダイヤ改正や運行状況等について、日頃、適切に情報の共有化を図るなど、協力関係にあるため。
66	関東自動車(株)	大田原市役所・黒羽車庫	有・無	沿線市町における通勤、通学、買物等のための重要な移動手段となっているため。	○	ダイヤ改正や運行状況等について、日頃、適切に情報の共有化を図るなど、協力関係にあるため。
67	関東自動車(株)	黒田原・伊王野	有・無	沿線市町における通勤、通学、買物等のための重要な移動手段となっているため。	○	ダイヤ改正や運行状況等について、日頃、適切に情報の共有化を図るなど、協力関係にあるため。
68	関東自動車(株)	那須塩原駅・那須湯本温泉	有・無	沿線市町における通勤、通学、買物等のための重要な移動手段となっているため。	○	ダイヤ改正や運行状況等について、日頃、適切に情報の共有化を図るなど、協力関係にあるため。
69	関東自動車(株)	那須塩原駅・板室温泉	有・無	沿線市町における通勤、通学、買物等のための重要な移動手段となっているため。	○	ダイヤ改正や運行状況等について、日頃、適切に情報の共有化を図るなど、協力関係にあるため。
70	関東自動車(株)	宇都宮駅東口・東高校・宇都宮駅東口	有・無	沿線市町における通勤、通学、買物等のための重要な移動手段となっているため。	○	ダイヤ改正や運行状況等について、日頃、適切に情報の共有化を図るなど、協力関係にあるため。
71	関東自動車(株)	宇都宮駅東口・平松本町・東峰・宇都宮駅東口	有・無	沿線市町における通勤、通学、買物等のための重要な移動手段となっているため。	○	ダイヤ改正や運行状況等について、日頃、適切に情報の共有化を図るなど、協力関係にあるため。
72	ジェイアールバス関東(株)	塩原本線	有・無	沿線市町における通勤、通学、買物等のための重要な移動手段となっているため。	○	ダイヤ改正や運行状況等について、日頃、適切に情報の共有化を図るなど、協力関係にあるため。
73	日光交通(株)	鬼怒川線 (ワールド経由イオン終点)	有・無	沿線市町における通勤、通学、買物等のための重要な移動手段となっているため。	○	ダイヤ改正や運行状況等について、日頃、適切に情報の共有化を図るなど、協力関係にあるため。
74	日光交通(株)	鬼怒川線 (直通今市駅終点)	有・無	沿線市町における通勤、通学、買物等のための重要な移動手段となっているため。	○	ダイヤ改正や運行状況等について、日頃、適切に情報の共有化を図るなど、協力関係にあるため。
75	日光交通(株)	鬼怒川線 (直通イオン終点)	有・無	沿線市町における通勤、通学、買物等のための重要な移動手段となっているため。	○	ダイヤ改正や運行状況等について、日頃、適切に情報の共有化を図るなど、協力関係にあるため。
76	日光交通(株)	鬼怒川線 (ワールド経由今市駅終点)	有・無	沿線市町における通勤、通学、買物等のための重要な移動手段となっているため。	○	ダイヤ改正や運行状況等について、日頃、適切に情報の共有化を図るなど、協力関係にあるため。

※「当該系統の必要性の有無」欄及び「乗合バス事業者との協力関係の有無」欄には、「有」又は「無」に○印を付すること。

地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱 **抜粋**

平成23年	3月30日	国総計第 97号 国鉄財第368号 国鉄業第102号 国自旅第240号 国海内第149号 国空環第103号
平成23年	5月27日	国総計第 14号 国空事第118号
平成23年	7月22日	国総支第 4号 国自旅第 11号
平成23年	9月30日	国総支第 20号 国自旅第 50号
平成24年	3月30日	国総支第 60号 国自旅第201号 国空環第 91号
平成24年	4月16日	国総支第 7号 国自旅第 36号
平成24年	11月19日	国総支第 43号 国自旅第325号
平成25年	5月 8日	国総支第 8号 国鉄事第 28号 国自旅第 21号 国海内第 10号
平成25年	7月19日	国総支第 35号 国自旅第 70号
平成26年	3月28日	国総支第 87号 国鉄都第131号 国鉄事第397号 国自旅第619号 国海内第 93号 国空環第 94号
平成26年	5月21日	国総支第 12号
平成27年	4月 9日	国総支第 65号 国鉄都第131号 国鉄事第330号 国自旅第380号 国海内第118号 国空環第 91号

平成28年	3月31日	国総支第 60号 国鉄都第127号 国鉄事第470号 国自旅第407号 国海内第136号 国空事第7235号 国空環第 76号
平成28年	11月28日	国総支第 45号 国鉄都第 75号 国鉄事第200号 国自旅第210号 国海内第109号 国空環第 56号
平成29年	6月 9日	国総支第 15号 国鉄都第 38号 国鉄事第 57号 国自旅第 51号 国海内第 39号 国空事第208号
平成29年	8月 2日	国総支第 31号 国自旅第103号
平成30年	4月19日	国総支第 68号 国鉄都第195号 国自旅第308号 国海内第195号 国空事第1111号
平成30年	10月25日	国総支第 33号 国総安政第65号
平成31年	2月25日	国総支第 46号 国鉄都第128号 国鉄事第324号 国自旅第249号
平成31年	4月24日	国総支第 1号 国自旅第 2号
令和 2年	2月 5日	国総地第 57号 国総交第 97号 国鉄都第111号 国鉄事第361号 国自旅第253号
令和 2年	4月 2日	国総地第 80号

地域公共交通確保維持改善事業費補助金（以下「補助金」という。）の交付については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「適正化法」という。）及び同法施行令（昭和30年政令第255号。以下「適正化法施行令」という。）並びに離島航路整備法（昭和27年法律第226号）及び同法施行規則（昭和27年運輸省令第71号）その他の法令及び関連通知のほか、この要綱の定めるところによる。

目次

第1編 共通事項（第1条－第3条）

第2編 地域公共交通確保維持事業

第1章 陸上交通（第4条－第25条の22）

第1節 地域間幹線系統確保維持費国庫補助金

第2節 地域内フィーダー系統確保維持費国庫補助金

第3節 車両減価償却費等国庫補助金

第4節 公有民営方式車両購入費国庫補助金

第5節 貨客混載導入経費国庫補助金

第2章 離島航路（第26条－第58条）

第1節 総則

第2節 離島航路運営費等補助金

第3節 離島航路構造改革補助金

第3章 離島航空路（第59条－第73条）

第3編 地域公共交通バリア解消促進等事業

第1章 バリアフリー化設備等整備事業（第74条－第91条）

第2章 利用環境改善促進等事業（第92条－第97条）

第3章 鉄道軌道安全輸送設備等整備事業（第98条－第105条）

第4編 地域公共交通調査等事業

第1章 地域公共交通調査事業（第106条－第126条）

第1節 計画策定事業

第2節 計画推進事業

第2章 地域公共交通再編推進事業（第127条－第132条）

第1節 再編計画策定事業

第2節 再編計画推進事業

第3章 地域公共交通バリアフリー化調査事業

第1節 移動等円滑化促進方針策定事業（第133条－第135条）

第2節 移動等円滑化基本構想策定事業（第136条—第138条）

第1編 共通事項

（目的）

第1条 この補助金は、生活交通の存続が危機に瀕している地域等において、地域の特性・実情に最適な移動手段が提供され、また、バリアフリー化やより制約の少ないシステムの導入等移動に当たっての様々な障害の解消等がされるよう、地域公共交通の確保・維持・改善を支援することを目的とする。

（定義等）

第2条 この要綱において、次に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 「生活交通確保維持改善計画」とは、地域公共交通の確保・維持・改善のために、都道府県、市区町村、交通事業者若しくは交通施設の管理者等からなる協議会（以下「協議会」という。）又は都道府県若しくは市区町村が、地域の生活交通の実情のニーズを的確に把握しつつ、当該協議会での議論を経て策定する地域の特性・実情に応じた最適の移動手段の提供、バリアフリー化やより制約の少ないシステムの導入等移動に当たっての様々な障害の解消等を図るための取組についての計画をいう。
- 二 「地域公共交通確保維持事業」とは、地域公共交通の存続が危機に瀕している地域において地域の特性・実状に最適な交通手段を確保・維持するために生活交通確保維持改善計画（当該計画に代えて策定される地域間幹線系統確保維持計画、地域内フィーダー系統確保維持計画、離島航路確保維持計画及び離島航空路確保維持計画を含む。）に基づいて実施される事業をいう。
- 三 「地域公共交通バリア解消促進等事業」とは、バリアフリー化やより制約の少ないシステムの導入等移動に当たっての様々な障害の解消等を図るために実施される事業であって、「バリアフリー化設備等整備事業」、「利用環境改善促進等事業」及び「鉄道軌道安全輸送設備等整備事業」をいう。
- 四 「バリアフリー化設備等整備事業」とは、公共交通機関における高齢者・障害者等の移動に係る利便性及び安全性の向上の促進等を図るために生活交通確保維持改善計画（当該計画に代えて策定される生活交通改善事業計画を含む。）に基づいて実施される事業をいう。
- 五 「利用環境改善促進等事業」とは、バリアフリー化されたまちづくりの一環としてより制約の少ないシステムの導入等地域公共交通の利用環境改善を促進するために生活交通確保維持改善計画（当該計画に代えて策定される生活交通改善事業計画を含む。）に基づいて実施される事業をいう。
- 六 「鉄道軌道安全輸送設備等整備事業」とは、鉄道及び軌道による輸送の安全を確保するために生活交通確保維持改善計画（当該計画に代えて策定される生活交通改善事業計画を含む。）に基づいて実施される事業をいう。
- 七 「地域公共交通調査事業」とは、次のいずれかに掲げる事業をいう。
 - イ 地域公共交通確保維持事業又は地域公共交通バリア解消促進等事業による補助

を受けようとする事業について定める生活交通確保維持改善計画等の計画を策定するために必要な調査を行う事業（ロ及び次号イに掲げるものを除く。）

ロ 地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号。以下「活性化法」という。）第5条第1項に掲げる地域公共交通網形成計画（以下「形成計画」という。）を策定するために必要な調査を行う事業

ハ 形成計画に基づいて実施される利用促進に係る事業及び当該計画の達成状況等の評価に係る事業

八 「地域公共交通再編推進事業」とは、次のいずれかに掲げる事業をいう。

イ 活性化法第27条の2第1項に規定する地域公共交通再編実施計画（以下「再編計画」という。）を策定するために必要な調査を行う事業

ロ 再編計画（活性化法第27条の3の規定により大臣の認定を受けたものに限る。第128条及び別表26の再編計画策定事業に係る補助対象経費の欄を除き、以下同じ。）に基づいて実施される利用促進に係る事業及び当該計画の達成状況等の評価に係る事業

九 「地域公共交通バリアフリー化調査事業」とは、次のいずれかに掲げる事業をいう。

イ 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号。以下「バリアフリー法」という。）第24条の2第1項に規定する移動等円滑化促進方針を策定するために必要な調査を行う事業

ロ バリアフリー法第25条第1項に規定する移動等円滑化基本構想を策定するために必要な調査を行う事業

2 協議会、都道府県又は市区町村は、住民、地域公共交通の利用者、その他利害関係者の意見を反映させるため、前項第一号の生活交通確保維持改善計画（当該計画に代えて策定される地域間幹線系統確保維持計画、地域内フィーダー系統確保維持計画、離島航路確保維持計画、離島航空路確保維持計画及び生活交通改善事業計画を含む。）を策定しようとするときは、あらかじめ協議会への当事者の参加、アンケート、ヒアリング、公聴会又はパブリックコメント等を行わなければならない（鉄道軌道安全輸送設備等整備事業を除く。）。

3 協議会、都道府県又は市区町村は、前項第一号の生活交通確保維持改善計画（当該計画に代えて策定される地域間幹線系統確保維持計画、地域内フィーダー系統確保維持計画、離島航路確保維持計画、離島航空路確保維持計画を含む）を策定するに当たって、外国人観光旅客の来訪の促進等による国際観光の振興に関する法律（平成9年法律第91号）第5条の外客来訪促進計画（以下、「外客来訪促進計画」という。）が策定されているときは同計画と整合性のとれたものでなければならない。

（協議会）

第3条 前条第1項第一号の協議会は、以下の者によって構成される。

- 一 関係する都道府県又は市区町村
- 二 関係する交通事業者又は交通施設管理者等

三 地方運輸局（神戸運輸監理部及び沖縄総合事務局を含む。以下「地方運輸局等」という。）又は地方航空局

四 その他地域の生活交通の実状、その確保・維持・改善の取組に精通する者等協議会が必要と認める者

2 第2編第1章の陸上交通に係る地域公共交通確保維持事業に係る生活交通確保維持改善計画（当該計画に代えて策定される地域間幹線系統確保維持計画及び地域内フィーダー系統確保維持計画を含む。）を策定する協議会にあつては、地域間幹線系統は地域間のみならず地域内の生活交通の機能を有すること、地域内フィーダー系統は地域間幹線系統と一体として地域の生活交通ネットワークを形成するものであることから、これらを踏まえ、的確かつ効果的な計画の策定が可能となるよう関係する都道府県及び市区町村がともに参加すること。

3 第2編第2章の離島航路に係る地域公共交通確保維持事業に係る生活交通確保維持改善計画（当該計画に代えて策定される離島航路確保維持計画を含む。）を策定する協議会にあつては、離島航路が地域の幹線交通であるとともに生活交通であることから関係する都道府県及び市町村がともに参加すること。

4 地方運輸局等及び地方航空局は、生活交通確保維持改善計画の策定に必要な助言等を行う。

5 協議会は、補助対象事業ごとに補助対象事業について評価を行い、その結果について地方運輸局又は地方航空局の長に報告しなければならない。

第2編 地域公共交通確保維持事業

第1章 陸上交通

第1節 地域間幹線系統確保維持費国庫補助金

（補助対象事業者等）

第4条 本節における補助対象事業者は、道路運送法（昭和26年法律第183号）第3条第1号イに定める一般乗合旅客自動車運送事業（以下「乗合バス事業」という。）を経営する者（以下「乗合バス事業者」という。）であつて、協議会又は都道府県等（以下「都道府県協議会等」という。）が協議会での議論を経て、第8条第1項に基づき定めた生活交通確保維持改善計画（当該計画に代えて策定される地域間幹線系統確保維持計画を含む。以下この節において同じ。）に運送予定者として記載されている者とする。

2 既に第10条第1項の規定により認定を受けた生活交通確保維持改善計画に係る補助対象系統が廃止される場合において、当該計画に記載された乗合バス事業者に代わつて、道路運送法第21条第1項第2号の規定による許可を受けて乗合旅客の運送を行う同法第3条第1号ロに定める一般貸切旅客自動車運送事業又は同号ハに定める一般乗用旅客自動車運送事業を経営する者が生活交通確保維持改善計画に運送予定者として記載されたときは、前項の規定にかかわらず、これらの者は、本節における補助

対象事業者とする。

- 3 前2項の規定にかかわらず、生活交通確保維持改善計画に係る議論を行う協議会が活性化法第6条第1項に規定する協議会（以下「活性化法法定協議会」という。）である場合においては、これらの項に定める運送予定者に代えて、当該活性化法法定協議会を補助対象事業者とすることができる。
- 4 国土交通大臣（以下「大臣」という。）は、予算の範囲内において、第6条の補助対象事業に係る補助対象経費の1/2に相当する額以内の額を、補助対象事業者に対し交付する。ただし、災害等の予期しない事由により欠損が増大した場合その他特に調整を必要とする場合には、予算の範囲内で額を増減することができる。

（補助対象期間）

第5条 本節における補助対象事業の補助対象期間は、国庫補助金の交付を受けようとする会計年度（財政法（昭和22年法律第34号）第11条に規定する会計年度をいう。以下同じ。）の9月30日を末日とする1年間とする。

（補助対象事業の基準）

- 第6条 本節における補助対象事業は、別表1に定める要件に適合する系統に係る運行であって、かつ、別表2に定めるところにより補助対象経費の額が算定されるものとする。
- 2 前項の規定は、再編計画に地域間幹線系統と位置付けられた系統については、当該計画に実施予定期間として定められた期間中に限り、「別表1」とあるのは「別表3」と、「別表2」とあるのは「別表4」と読み替えるものとする。

（生活交通確保維持改善計画）

- 第7条 陸上交通（地域間幹線系統）に係る地域公共交通確保維持事業を行う場合は、生活交通確保維持改善計画に、次に掲げる向こう3ヵ年の事項について具体的に記載するものとする。
- 一 地域公共交通確保維持事業に係る目的・必要性
 - 二 地域公共交通確保維持事業に係る定量的な目標・効果
 - 二の2 前号の目標を達成するために行う事業及びその実施主体
 - 三 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運送予定者
 - 四 地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額
 - 四の2 補助金の交付を受けようとする補助対象事業者の名称
 - 五 別表1の補助対象事業の基準ニただし書（前条第2項の場合においては、別表3の補助対象事業の基準ニただし書）に基づき、協議会が平日1日当たりの運行回数が3回以上で足りると認めた系統にあつては、当該系統の概要
 - 六 別表1の補助対象事業の基準ハ（前条第2項の場合においては、別表3の補助対象事業の基準ハ）に基づき、協議会が「広域行政圏の中心市町村に準ずる生活基盤が整備されている」と認めた市町村への需要に対応して設定された系統にあつては、

当該市町村の一覧

六の２ 補助金の交付を受けようとする系統等に係る利用状況等の継続的な測定手法（活性化法法定協議会を補助対象事業者とする場合に限る。）

七 地域公共交通確保維持事業の生産性を向上させる取組（取組内容、実施主体、定量的な効果目標（収支改善率１％以上を原則）、実施時期及びその他特記事項）

八 外客来訪促進計画との整合性

- ２ 地域公共交通確保維持事業に限定した計画として策定する場合は、前項各号の事項を記載した地域間幹線系統確保維持計画の策定をもって生活交通確保維持改善計画に代えることができる。この場合において、当該計画に関係する第１７条第２項の地域内フィーダー系統確保維持計画の策定があるときは、都道府県協議会等は当該計画の内容等について情報共有を行うこと。
- ３ 都道府県協議会等は、第１項第三号の運送予定者の選定に当たっては、これに拠りがたい事情があると大臣が認める場合を除き、サービスの品質・企画内容、価格等を総合的に比較考慮するため、企画競争その他これに準ずる競争性のある方法により行わなければならない。なお、一の補助対象期間を分割して又は複数の補助対象期間にまたがって運送予定者を選定することを妨げない。
- ４ 第６条第２項の規定による補助対象事業の基準の特例（以下この節において「再編特例」という。）を受けようとする場合においては、第１項の規定にかかわらず、同項に掲げる事項のうち再編計画に記載された事項については、別に定めるところにより記載を省略することができる。
- ５ 補助対象期間の前々補助対象期間及び前々々補助対象期間において、第１項第７号に規定する定量的な効果目標の達成度合いが著しく悪い状況（当該補助対象期間の収支率がいずれもその前年度の補助対象期間の収支率を下回る状況）となった運行系統にあつては、同号における生産性を向上させる取組の実施状況を踏まえ、当該運行系統の収支率を改善させるための具体的な取組内容及び収支率の改善目標値を記載した「改善計画（２ヶ年計画）」を策定し、生活交通確保維持改善計画に添付するものとする。ただし、燃料高騰等のやむを得ない外的要因により当該目標の達成度合いが著しく悪い状況となったと認められる場合を除く。
- ６ 補助対象期間の前補助対象期間の終了時において、前補助対象期間、前々補助対象期間及び前々々補助対象期間のいずれもが、定量的な効果目標の達成度合いが著しく悪い状況となった運行系統にあつては、前項の改善計画を実施するものとする。ただし、燃料高騰等のやむを得ない外的要因により当該目標の達成度合いが著しく悪い状況となったと認められる場合を除く。

（生活交通確保維持改善計画の策定）

第８条 都道府県協議会等は、本節の補助金の交付を受けて補助対象系統の運行を確保・維持しようとするときは、前条の計画を策定し、大臣に認定を申請するものとする。

- ２ 前項の認定申請は、様式第１－１による生活交通確保維持改善計画認定申請書（地域間幹線系統確保維持計画の認定申請にあつては、様式第１－３による地域間幹線系統確保維持計画認定申請書）を毎年、補助金の交付を受けようとする会計年度の前年

度の6月30日（補助金の交付を受けようとする前年度に第109条第1項に基づき地域公共交通調査事業の交付決定を受けた場合その他の当該期限までに提出しないことについて合理的な理由があると大臣が認める場合にあっては大臣が指定する日）までに大臣に提出して行うものとする。

- 3 都道府県協議会等は、前項の提出をするときは、次に掲げる書類を添付するものとする。ただし、過去に生活交通確保維持改善計画の認定申請又は補助金交付申請の添付書類として既に提出している場合は、当該書類の添付を省略することができる。
 - 一 運送予定者それぞれの、補助対象期間の前々年度、前々々年度及び前々々々年度に係る旅客自動車運送事業等報告規則（昭和39年運輸省令第21号）第2条第2項の事業報告書及びこれに関連する必要な事項を記載した書類
 - 二 運送予定者それぞれの、様式第1-5による補助対象期間の前々年度、前々々年度及び前々々々年度に係る運行系統別輸送実績及び平均乗車密度算定表（補助対象系統に係るものに限る。）二の2 第4条第3項の規定により活性化法定協議会を補助対象事業者とする場合にあっては、当該協議会を補助対象事業者とすることに關する当該協議会における協議結果が確認できる書類及びこれに関連する必要な事項を記載した書類
- 三 再編特例を受けようとする場合にあっては、認定を受けた再編計画の写し及び認定通知書の写し並びに再編特例を受けようとする系統の再編の概要

（生活交通確保維持改善計画の変更）

第9条 都道府県協議会等は、前条の事業内容を変更するときは、あらかじめ計画の変更について協議会の議論を経て大臣の認定を受けるものとする。ただし、軽微な変更についてはこの限りでない。

- 2 前項の認定申請は、様式第1-2による生活交通確保維持改善計画変更認定申請書（地域間幹線系統確保維持計画の変更に係る認定申請にあっては、様式第1-4による地域間幹線系統確保維持計画変更認定申請書）を大臣に提出して行うものとする。
- 3 前条第3項の規定は、本条において準用する。

（生活交通確保維持改善計画の認定）

- 第10条 大臣は、都道府県協議会等から第8条第2項の規定に基づく生活交通確保維持改善計画認定申請書又は前条第2項に基づく生活交通確保維持改善計画変更認定申請書の提出があったときは、これを第6条の補助対象事業の基準に従って審査の上、補助対象期間の開始前（第8条第2項の規定に基づき大臣が指定する日までに行われた認定申請にあっては大臣が別途指定する日、計画変更の認定申請にあっては予定変更日前。次項において同じ。）に認定を行い、当該都道府県協議会等に通知するものとする。
- 2 都道府県協議会等は、前項の通知があったときは、補助対象事業者に係る通知内容を、当該補助対象事業者に対し、補助対象期間の開始前に通知しなければならない。
 - 3 補助対象事業者は、都道府県協議会等から前項の通知があったときは、当該通知の内容に基づき、補助対象期間における運行を行うものとする。

地域間幹線系統確保維持計画 (関東自動車株式会社)

栃木県生活交通対策協議会

表1 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運行予定者(地域間幹線系統)
令和4年度、令和5年度については、令和3年度事業から 土日・祝日の日数による運行回数等の違いを除き、変更がないため省略

都道府県 (市区町村)	運行予定者名	運行系統名 (申請番号)	確保維持事業に要する 国庫補助額 (千円)	特例措置
	関東自動車株式会社	(1) 宇都宮駅・日光東照宮	10,071.5	
	関東自動車株式会社	(2) 宇都宮駅・今市車庫	1,427.0	
	関東自動車株式会社	(3) 宇都宮駅・船生	1,570.5	
	関東自動車株式会社	(4) 宇都宮駅・免許センター・楡木車庫	1,711.0	
	関東自動車株式会社	(5) 宇都宮駅・荒針・鹿沼営業所	940.5	
	関東自動車株式会社	(6) 駒生営業所・屋板・上三川車庫	2,096.5	
	関東自動車株式会社	(7) 駒生営業所・田原・玉生車庫	5,431.5	
	関東自動車株式会社	(8) 駒生営業所・田原・今里	621.0	
	関東自動車株式会社	(9) 駒生営業所・田原・グリーンタウン	749.5	
	関東自動車株式会社	(10) 駒生営業所・平松・本郷台西汗	341.5	
	関東自動車株式会社	(11) 駒生営業所・宝井・グリーンタウン	1,187.5	
	関東自動車株式会社	(12) 西原車庫・ベルモール・真岡営業所	9,134.0	
	関東自動車株式会社	(13) 宇都宮東武・橋場・真岡営業所	4,939.5	
	関東自動車株式会社	(14) 宇都宮東武・橋場・益子駅前	775.5	
	関東自動車株式会社	(15) 宇都宮東武・ベルモール・益子駅前	7,509.5	
	関東自動車株式会社	(16) 宇都宮東武・御幸ヶ原元町・岡本駅東口	1,040.5	
	関東自動車株式会社	(17) 宇都宮東武・上野団地・岡本駅西口	1,253.0	
	関東自動車株式会社	(18) 氏家駅・馬頭車庫	4,754.0	
	関東自動車株式会社	(19) 西那須野駅・馬頭車庫	6,363.0	
	関東自動車株式会社	(20) 西那須野駅・五峰の湯	4,650.5	
	関東自動車株式会社	(21) 大田原市役所・五峰の湯	4,547.0	
	関東自動車株式会社	(22) 那須塩原駅・那須湯本温泉	9,881.0	
	合 計		80,995.0	

(注)

1. 本表に記載する運行予定系統を示した地図(運行予定系統が熊本地震被災市町村における応急仮設住宅の1キロメートル以内を経由することを図示したものを含む)を添付すること。
2. 「特例措置」には、地域公共交通再編実施計画の認定を受け、地域間幹線系統に係る特例措置の適用を受ける場合には「1」を、平成29年8月2日改正附則第2条の規定に該当する場合には「2」を、補助金交付要綱別表2-5.ただし書きに該当する場合には「3」を記載する。
3. 補助対象期間の計画と比較し、翌年度及び翌々年度の計画が同じ若しくは曜日の違いによる運行回数以外に変更がない場合については、その旨を記載することで足りるものとする。(記載例「令和〇年度、令和〇年度については、令和〇年度事業から 土日・祝日の日数による運行回数等の違いを除き、変更がないため省略」)

表2 地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額(地域間幹線系統用)
令和4年度、令和5年度については、令和3年度事業から 土日・祝日の日数による運行回数等の違いを除き、変更がないため省略

令和3年度

1. 申請事業者の概要

補助対象期間の前々年度(基準期間※)の損益状況		乗合バス事業				
		営業収益	営業外収益	経常収益(イ)	営業費用	経常費用(ロ)
		3,457,240 千円	10,623 千円	3,467,863 千円	4,193,419 千円	4,208,598 千円
		△ 736,179 千円	△ 4,556 千円	△ 740,735 千円		
補助対象期間の前々年度の実車走行キロ(ハ)		10,799,923.5 km		経常収支率	82.40 %	

基準期間の前年度の損益状況		乗合バス事業				
		営業収益	営業外収益	経常収益(イ')	営業費用	経常費用(ロ')
		2,815,355 千円	5,503 千円	2,820,858 千円	3,156,897 千円	3,171,752 千円
		△ 341,542 千円	△ 9,352 千円	△ 350,894 千円		
基準期間の前年度の実車走行キロ(ハ')		8,116,290.3 km		経常収支率	88.94 %	

基準期間の前々年度の損益状況		乗合バス事業				
		営業収益	営業外収益	経常収益(イ'')	営業費用	経常費用(ロ'')
		2,758,635 千円	5,963 千円	2,764,598 千円	2,956,185 千円	2,966,569 千円
		△ 197,550 千円	△ 4,421 千円	△ 201,971 千円		
基準期間の前々年度の実車走行キロ(ハ'')		8,174,803.4 km		経常収支率	93.19 %	

(補助対象事業者の「基準期間※を最終年度とする連続した過去3年間」における実車走行キロ当たり経常費用等)

補助ブロック名	補助対象事業者の実車走行キロ当たり経常費用(基準期間の前々年度) $\frac{\text{ロ}'}{\text{ハ}'} = \text{a}$	補助対象事業者の実車走行キロ当たり経常費用(基準期間の前年度) $\frac{\text{ロ}''}{\text{ハ}''} = \text{b}$	補助対象事業者の実車走行キロ当たり経常費用(基準期間) $\frac{\text{ロ}'''}{\text{ハ}'''} = \text{c}$
北関東	362円 89銭	390円 78銭	389円 68銭
	円 銭	円 銭	円 銭

※「基準期間」とは、補助対象期間の前々年度の補助対象期間をいう。

2. キロ当たり補助対象経常費用及び経常収益

補助ブロック名	補助対象事業者の実車走行キロ当たり経常費用 $\frac{\text{a}+\text{b}+\text{c}}{3} = \text{ニ}$	地域キロ当たり標準経常費用 ホ	キロ当たり経常費用ニとホのいずれか少ない額 ヘ	キロ当たり経常収益 $\text{イ} \div \text{ハ} = \text{ト}$
北関東	381円 11銭	303円 91銭	303円 91銭	321円 10銭
	円 銭	円 銭	円 銭	円 銭

3. 補助対象系統ごとに要する費用、負担者とその負担割合

補助ブロック名	申請番号	特例措置	運行系統			計画運行回数() ①=カッコ内	計画平均乗車密度 ②	計画輸送量 ①×②=③	系統キロ程		地域公共交通再編事業を実施する区域におけるキロ程	系統キロ程と地域公共交通再編事業を実施する区域におけるキロ程との比率	補助ブロック外乗入部分のキロ程		同一補助ブロック都道府県外乗入部分のキロ程		他路線との競合部分に係るキロ程		他路線との競合率 ル÷チ	
			運行系統名	起点	主な経由地				終点	チ			オ	リ	ヌ	ル	チ			
北関東	1		宇都宮駅・日光東照宮	宇都宮駅	徳次郎	日光東照宮	365 日	2,732.5 (7.3) 回	5.0	36.5 人	往39.0Km (平均) 復39.0Km	39.0Km	往0Km (平均) 復0Km	0.0Km	0%	往0Km (平均) 復0Km	0.0Km	往0Km (平均) 復0Km	0.0Km	100%
	2		宇都宮駅・今市車庫	宇都宮駅	徳次郎	今市車庫	365 日	1,917.0 (5.1) 回	5.9	30.0 人	往31.3Km 復31.3Km	31.3Km	往0Km 復0Km	0.0Km	0%	往0Km 復0Km	0.0Km	往17.1Km 復17.1Km	17.1Km	55%
	3		宇都宮駅・船生	宇都宮駅	石那田	船生	365 日	2,599.0 (7.1) 回	5.3	37.6 人	往30.9Km 復30.9Km	30.9Km	往0Km 復0Km	0.0Km	0%	往0Km 復0Km	0.0Km	往17.1Km 復17.1Km	17.1Km	55%
	4		宇都宮駅・免野C・榎木車庫	宇都宮駅	免野センター	榎木車庫	365 日	1,750.0 (4.7) 回	4.7	22.0 人	往21.3Km 復21.3Km	21.3Km	往0Km 復0Km	0.0Km	0%	往0Km 復0Km	0.0Km	往0Km 復0Km	0.0Km	100%
	5		宇都宮駅・荒針	宇都宮駅	荒針	鹿沼営業所	365 日	2,405.0 (6.5) 回	4.4	28.6 人	往20.1Km 復20.1Km	20.1Km	往0Km 復0Km	0.0Km	0%	往0Km 復0Km	0.0Km	往11.2Km 復11.2Km	11.2Km	56%
	6		駒生営業所・屋敷	駒生営業所	屋敷	上三川車庫	365 日	1,774.0 (4.8) 回	5.6	26.8 人	往22.6Km 復22.6Km	22.6Km	往0Km 復0Km	0.0Km	0%	往0Km 復0Km	0.0Km	往0Km 復0Km	0.0Km	100%
	7		駒生営業所・田原	駒生営業所	田原	玉生車庫	365 日	2,018.0 (5.5) 回	4.9	26.9 人	往34.5Km 復34.5Km	34.5Km	往0Km 復0Km	0.0Km	0%	往0Km 復0Km	0.0Km	往0Km 復0Km	0.0Km	100%
	8		駒生営業所・田原	駒生営業所	田原	今里	365 日	1,600.0 (4.3) 回	5.7	24.5 人	往22.8Km 復22.8Km	22.8Km	往0Km 復0Km	0.0Km	0%	往0Km 復0Km	0.0Km	往11.4Km 復11.4Km	11.4Km	50%
	9		駒生営業所・田原	駒生営業所	田原	グリーンタウン	365 日	1,484.0 (4.0) 回	4.8	19.2 人	往20.9Km 復20.9Km	20.9Km	往0Km 復0Km	0.0Km	0%	往0Km 復0Km	0.0Km	往11.4Km 復11.4Km	11.4Km	55%
	10		駒生営業所・本郷台西汗	駒生営業所	平松	本郷台西汗	365 日	1,992.0 (5.4) 回	6.3	34.0 人	往20.8Km 復22.4Km	21.6Km	往0Km 復0Km	0.0Km	0%	往0Km 復0Km	0.0Km	往14.2Km 復15.8Km	15.0Km	69%
	11		駒生営業所・栗山	駒生営業所	宝井	グリーンタウン	365 日	1,018.0 (2.7) 回	5.9	15.9 人	往23.0Km 復23.0Km	23.0Km	往0Km 復0Km	0.0Km	0%	往0Km 復0Km	0.0Km	往0Km 復0Km	0.0Km	100%
	12		石坂寺・ベルモール	西原車庫	ベルモール	真岡車庫	365 日	4,150.0 (11.3) 回	4.3	48.5 人	往29.2Km 復29.2Km	29.2Km	往0Km 復0Km	0.0Km	0%	往0Km 復0Km	0.0Km	往0Km 復0Km	0.0Km	100%
	13		橋場真岡	宇都宮東武	橋場	真岡車庫	365 日	1,673.0 (4.5) 回	4.7	21.1 人	往31.3Km 復31.3Km	31.3Km	往0Km 復0Km	0.0Km	0%	往0Km 復0Km	0.0Km	往0Km 復0Km	0.0Km	100%
	14		東高橋益子	宇都宮東武	東高橋	益子駅前	365 日	1,189.0 (3.2) 回	5.9	18.8 人	往31.0Km 復31.0Km	31.0Km	往0Km 復0Km	0.0Km	0%	往0Km 復0Km	0.0Km	往0Km 復0Km	0.0Km	100%
	15		ベルモール益子	宇都宮東武	ベルモール	益子駅前	365 日	3,273.0 (8.9) 回	4.8	42.7 人	往32.6Km 復32.6Km	32.6Km	往0Km 復0Km	0.0Km	0%	往0Km 復0Km	0.0Km	往0Km 復0Km	0.0Km	100%
	16		御幸ヶ原元町岡本駅	宇都宮東武	御幸ヶ原元町	岡本駅東口	365 日	2,451.0 (6.7) 回	2.9	19.4 人	往9.0Km 復9.0Km	9.0Km	往0Km 復0Km	0.0Km	0%	往0Km 復0Km	0.0Km	往0Km 復0Km	0.0Km	100%
	17		上野団地岡本駅西口	宇都宮東武	上野団地	岡本駅西口	365 日	3,413.0 (9.3) 回	4.3	39.9 人	往10.3Km 復10.3Km	10.3Km	往0Km 復0Km	0.0Km	0%	往0Km 復0Km	0.0Km	往0Km 復0Km	0.0Km	100%
	18		氏家駅馬頭	氏家駅	喜連川	馬頭車庫	365 日	2,428.0 (6.6) 回	2.5	16.5 人	往31.5Km 復31.5Km	31.5Km	往0Km 復0Km	0.0Km	0%	往0Km 復0Km	0.0Km	往0Km 復0Km	0.0Km	100%
	19		西那須野馬頭	西那須野	馬頭	馬頭車庫	365 日	2,135.0 (5.8) 回	3.8	22.0 人	往31.6Km 復31.6Km	31.6Km	往0Km 復0Km	0.0Km	0%	往0Km 復0Km	0.0Km	往0Km 復0Km	0.0Km	100%
	20		西那須野五峰の湯	西那須野	黒羽高校	五峰の湯	365 日	1,869.0 (5.1) 回	4.9	24.9 人	往23.2Km 復23.2Km	23.2Km	往0Km 復0Km	0.0Km	0%	往0Km 復0Km	0.0Km	往0Km 復0Km	0.0Km	100%
	21		大田原市役所五峰の湯	大田原市役所	黒羽高校	五峰の湯	365 日	2,364.5 (6.4) 回	3.8	24.3 人	往22.5Km 復22.5Km	22.5Km	往0Km 復0Km	0.0Km	0%	往0Km 復0Km	0.0Km	往0Km 復0Km	0.0Km	100%
	22		那須塩原那須湯温泉	那須塩原	黒磯駅	那須湯温泉	365 日	6,570.0 (18.0) 回	3.9	70.2 人	往24.4Km 復24.4Km	24.4Km	往0Km 復0Km	0.0Km	0%	往0Km 復0Km	0.0Km	往0Km 復0Km	0.0Km	100%
合計			系統							往563.8Km 復565.4Km	564.6Km	往0Km 復0Km	0.0Km	0%	往0Km 復0Km	0.0Km	往82.4Km 復84.0Km	83.2Km		

補助 ブロック名	申請 番号	特例 措置	補助ブロック外乗入 部分、同一補助ブ ロック都道府県外乗 入部分及び他路線と の競合部分以外のキ ロ程の比率 (チー(リ+ヌ+ル)) ÷チニヲ	計画実車走行キ ロ ワ	補助対象 経常費用 の見込額 ヘ×ワ以下の 額:カ	補助対象系統のキロ当たり経常収益									補助対象 経常収益 の見込額 ノ×ワ以上の額:ヨ	補助対象経常 費用から経常 収益を控除した額 カ-ヨ=タ	補助対象経費 の限度額 カ×9/20=レ	
						基準期間の前々年度			基準期間の前年度			基準期間						
						経常収益 ヤ"	実車走行 キロ マ"	補助対象系統 の実車走行キ ロ当たり経常 収益 ヤ"÷マ"=d	経常収益 ヤ'	実車走行 キロ マ'	補助対象系 統の実車走 行キロ当たり 経常収益 ヤ'÷マ'=e	経常収益 ヤ	実車走行 キロ マ	補助対象系 統の実車走 行キロ当たり 経常収益 ヤ÷マ=f				
1			100%	214,432.0Km	65,168,029円	209円 97銭	45,730,161円	226,381.9Km	202円 00銭	47,470,734円	227,968.4Km	208円 23銭	50,046,984円	227,813.4Km	219円 68銭	45,024,287円	20,143,742円	29,325,613円
2			45%	124,084.2Km	37,710,429円	253円 21銭	35,187,643円	147,203.9Km	239円 04銭	38,203,538円	151,390.1Km	252円 35銭	40,500,456円	150,981.2Km	268円 24銭	31,419,360円	6,291,069円	16,969,693円
3			45%	160,618.2Km	48,813,477円	260円 11銭	47,902,769円	185,894.4Km	257円 68銭	49,715,636円	185,585.4Km	267円 88銭	47,160,549円	185,091.0Km	254円 79銭	41,778,400円	7,035,077円	21,966,064円
4			100%	74,550.0Km	22,656,490円	249円 96銭	20,782,752円	85,327.8Km	243円 56銭	21,227,526円	85,327.8Km	248円 77銭	21,960,243円	85,263.9Km	257円 55銭	18,634,518円	4,021,972円	10,195,420円
5			44%	96,681.0Km	29,382,322円	246円 77銭	25,324,495円	102,469.8Km	247円 14銭	24,996,025円	102,469.8Km	243円 93銭	25,520,011円	102,389.4Km	249円 24銭	23,857,970円	5,524,352円	13,222,044円
6			100%	80,378.4Km	24,427,799円	251円 74銭	23,513,947円	97,294.4Km	241円 67銭	25,171,913円	97,360.6Km	258円 54銭	24,789,128円	97,197.6Km	255円 03銭	20,234,458円	4,193,341円	10,992,509円
7			100%	139,242.0Km	42,317,036円	218円 09銭	37,509,224円	175,087.5Km	214円 23銭	38,266,729円	174,984.0Km	218円 68銭	38,706,259円	174,846.0Km	221円 37銭	30,367,287円	11,949,749円	19,042,666円
8			50%	72,960.0Km	22,173,273円	269円 84銭	24,988,859円	96,033.6Km	260円 20銭	26,296,012円	95,942.4Km	274円 08銭	26,344,755円	95,714.4Km	275円 24銭	19,687,526円	2,485,747円	9,977,972円
9			45%	62,031.2Km	18,851,901円	233円 02銭	15,990,253円	69,617.9Km	229円 68銭	16,377,975円	69,597.0Km	235円 32銭	16,291,858円	69,597.0Km	234円 08銭	14,454,510円	4,397,391円	8,483,355円
10			31%	86,054.4Km	26,152,792円	277円 90銭	24,323,074円	92,336.0Km	263円 41銭	25,446,871円	92,227.2Km	275円 91銭	27,118,809円	92,120.0Km	294円 38銭	23,914,517円	2,238,275円	11,768,756円
11			100%	47,021.6Km	14,290,334円	253円 39銭	12,614,988円	51,390.8Km	245円 47銭	13,105,810円	51,298.0Km	255円 48銭	13,237,381円	51,065.6Km	259円 22銭	11,914,803円	2,375,531円	6,430,650円
12			100%	242,360.0Km	73,655,627円	209円 27銭	52,093,469円	277,443.0Km	187円 76銭	60,843,734円	277,385.0Km	219円 34銭	61,509,592円	278,655.6Km	220円 73銭	50,718,677円	22,936,950円	33,145,032円
13			100%	104,729.8Km	31,828,433円	197円 78銭	21,895,411円	121,706.4Km	179円 90銭	23,163,327円	121,580.8Km	190円 51銭	26,878,534円	120,567.6Km	222円 93銭	20,713,459円	11,114,974円	14,322,794円
14			100%	73,718.0Km	22,403,637円	282円 87銭	27,959,743円	105,121.0Km	265円 97銭	30,183,759円	104,966.0Km	287円 55銭	30,766,859円	104,253.0Km	295円 11銭	20,852,610円	1,551,027円	10,081,636円
15			100%	213,399.6Km	64,854,272円	225円 61銭	50,642,997円	235,450.8Km	215円 08銭	52,497,762円	235,450.8Km	222円 96銭	56,488,722円	236,545.6Km	238円 80銭	48,145,083円	16,709,189円	29,184,422円
16			100%	44,118.0Km	13,407,901円	198円 52銭	13,882,063円	76,320.0Km	181円 89銭	12,669,801円	63,180.0Km	200円 53銭	13,393,306円	62,838.0Km	213円 14銭	8,758,305円	4,649,596円	6,033,555円
17			100%	70,307.8Km	21,367,243円	256円 54銭	12,325,842円	53,704.2Km	229円 51銭	17,916,030円	70,009.2Km	255円 90銭	19,625,928円	69,051.2Km	284円 22銭	18,036,763円	3,330,480円	9,615,259円
18			100%	152,964.0Km	46,487,289円	125円 25銭	17,731,681円	152,964.0Km	115円 92銭	19,921,521円	152,712.0Km	130円 45銭	19,631,040円	151,704.0Km	129円 40銭	19,158,741円	27,328,548円	20,919,280円
19			100%	134,932.0Km	41,007,184円	108円 26銭	8,464,176円	86,166.2Km	98円 23銭	9,371,461円	86,037.0Km	108円 92銭	10,758,997円	91,450.4Km	117円 64銭	14,607,738円	26,399,446円	18,453,232円
20			100%	86,721.6Km	26,355,561円	105円 97銭	9,518,573円	98,089.6Km	97円 03銭	9,769,696円	97,927.2Km	99円 76銭	11,853,562円	97,857.6Km	121円 13銭	9,189,887円	17,165,674円	11,860,002円
21			100%	106,402.5Km	32,336,783円	89円 79銭	8,937,235円	108,135.0Km	82円 64銭	9,545,978円	107,662.5Km	88円 66銭	10,565,414円	107,707.5Km	98円 09銭	9,553,880円	22,782,903円	14,551,552円
22			100%	320,616.0Km	97,438,408円	224円 66銭	42,481,597円	180,316.0Km	235円 59銭	54,969,115円	244,805.2Km	224円 54銭	57,267,719円	267,765.6Km	213円 87銭	72,029,590円	25,408,818円	43,847,283円
合計				2,708,322.3Km	823,086,220円		579,800,952円	2,824,454.2Km		627,130,953円	2,895,866.4Km		650,416,106円	2,920,475.6Km		573,052,369円	250,033,851円	370,388,789円

補助 ブロック名	申請 番号	特 例 措 置	タ又はレのうちいずれか少ない ほうの額	ソのうち補助ブロック外 乗入部分、同一補助ブ ロック都道府県外乗入 部分及び他路線との競 合部分以外に係るもの	計画平均 乗車密度 が5人未満 の路線 ツ×みなし運行回数÷① 計画運行回数=ネ	補助対象経費	計画額	経常費用から 経常収益を 控除した額	損失額から国 庫補助額を控 除した額	ウの負担者とその負担割合								
										都道府県		市区町村		その他の者		事業者自己負担		「その他の 者」の具体的 概要
										負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合	
ソ	ソ×ラ=ツ	ナ	ナ×1/2=ラ	ニ×ワ=ヨム	ム=ラ=ウ													
1			20,143,742円	20,143,742円		20,143 千円	10,071.5 千円	36,697,892円	26,626,392円	10,071,500円	37.825%	円	0.000%	円	0.000%	16,554,892円	62.175%	
2			6,291,069円	2,854,095円		2,854 千円	1,427.0 千円	15,870,369円	14,443,369円	1,427,000円	9.879%	円	0.000%	円	0.000%	13,016,369円	90.121%	
3			7,035,077円	3,141,879円		3,141 千円	1,570.5 千円	19,434,802円	17,864,302円	1,570,500円	8.791%	円	0.000%	円	0.000%	16,293,802円	91.209%	
4			4,021,972円	4,021,972円	3,422,954円	3,422 千円	1,711.0 千円	9,777,232円	8,066,232円	1,711,000円	21.211%	円	0.000%	円	0.000%	6,355,232円	78.789%	
5			5,524,352円	2,446,106円	1,881,620円	1,881 千円	940.5 千円	12,988,125円	12,047,625円	940,500円	7.806%	円	0.000%	円	0.000%	11,107,125円	92.194%	
6			4,193,341円	4,193,341円		4,193 千円	2,096.5 千円	10,398,554円	8,302,054円	2,096,500円	25.252%	円	0.000%	円	0.000%	6,205,554円	74.748%	
7			11,949,749円	11,949,749円	10,863,408円	10,863 千円	5,431.5 千円	22,699,231円	17,267,731円	5,431,500円	31.454%	円	0.000%	円	0.000%	11,836,231円	68.546%	
8			2,485,747円	1,242,873円		1,242 千円	621.0 千円	8,118,259円	7,497,259円	621,000円	8.283%	円	0.000%	円	0.000%	6,876,259円	91.717%	
9			4,397,391円	1,998,814円	1,499,110円	1,499 千円	749.5 千円	9,186,200円	8,436,700円	749,500円	8.883%	円	0.000%	円	0.000%	7,687,200円	91.117%	
10			2,238,275円	683,917円		683 千円	341.5 千円	8,881,675円	8,540,175円	341,500円	3.998%	円	0.000%	円	0.000%	8,198,675円	96.002%	
11			2,375,531円	2,375,531円		2,375 千円	1,187.5 千円	6,005,598円	4,818,098円	1,187,500円	24.646%	円	0.000%	円	0.000%	3,630,598円	75.354%	
12			22,936,950円	22,936,950円	18,268,367円	18,268 千円	9,134.0 千円	41,647,142円	32,513,142円	9,134,000円	28.093%	円	0.000%	円	0.000%	23,379,142円	71.907%	
13			11,114,974円	11,114,974円	9,879,976円	9,879 千円	4,939.5 千円	19,200,115円	14,260,615円	4,939,500円	34.637%	円	0.000%	円	0.000%	9,321,115円	65.363%	
14			1,551,027円	1,551,027円		1,551 千円	775.5 千円	7,242,056円	6,466,556円	775,500円	11.992%	円	0.000%	円	0.000%	5,691,056円	88.008%	
15			16,709,189円	16,709,189円	15,019,495円	15,019 千円	7,509.5 千円	33,183,638円	25,674,138円	7,509,500円	29.249%	円	0.000%	円	0.000%	18,164,638円	70.751%	
16			4,649,596円	4,649,596円	2,081,908円	2,081 千円	1,040.5 千円	8,055,505円	7,015,005円	1,040,500円	14.832%	円	0.000%	円	0.000%	5,974,505円	85.168%	
17			3,330,480円	3,330,480円	2,506,812円	2,506 千円	1,253.0 千円	8,758,242円	7,505,242円	1,253,000円	16.694%	円	0.000%	円	0.000%	6,252,242円	83.306%	
18			20,919,280円	20,919,280円	9,508,763円	9,508 千円	4,754.0 千円	39,137,369円	34,383,369円	4,754,000円	13.826%	6,409,268円	18.640%	円	0.000%	23,220,101円	67.534%	
19			18,453,232円	18,453,232円	12,726,366円	12,726 千円	6,363.0 千円	36,816,196円	30,453,196円	6,363,000円	20.894%	7,946,214円	26.093%	円	0.000%	16,143,982円	53.013%	
20			11,860,002円	11,860,002円	9,301,962円	9,301 千円	4,650.5 千円	23,860,581円	19,210,081円	4,650,500円	24.208%	5,305,672円	27.619%	円	0.000%	9,253,909円	48.173%	
21			14,551,552円	14,551,552円	9,094,720円	9,094 千円	4,547.0 千円	30,997,176円	26,450,176円	4,547,000円	17.190%	8,231,351円	31.120%	円	0.000%	13,671,825円	51.690%	
22			25,408,818円	25,408,818円	19,762,414円	19,762 千円	9,881.0 千円	50,160,373円	40,279,373円	9,881,000円	24.531%	円	0.000%	円	0.000%	30,398,373円	75.469%	
合計			222,141,346円	206,537,119円	125,817,875円	161,991 千円	80,995.0 千円	459,116,330円	378,120,830円	80,995,500円	21.420%	27,892,505円	7.376%	円	0.000%	269,232,825円	71.204%	

表4 別表1及び別表3の補助事業の基準ハに基づき、協議会が「広域行政圏の中心市町村に準ずる生活基盤が整備されている」と認めた市町村の一覧

都道府県名	広域行政圏名	市町村名	指定の理由
栃木県	塩谷地区	旧氏家町	総合病院・高等学校・大規模商業施設を有する為

表6 車両の取得計画の概要

都道府県 (市区町村)	バス事業者等名	補助対象車両数	車両減価償却等に要する国庫補助額(千円)
栃木県	関東自動車株式会社	2	4,400
	関東自動車株式会社	1	1,320
	関東自動車株式会社	2	1,980

表7 車両の取得を行う事業者(車両減価償却費等国庫補助金)

事業者名 関東自動車

1. 車両取得の概要

初年度(令和 年度)	申請番号	確保維持路線名称又は区間	種別維持費(国庫補助金)申請番号	車両の種類	乗車定員(人)	車両の長さ(m)	購入等予定年月	購入等の種別(現金、割賦、リース)

【購入車両減価償却費】

○事業者の減価償却方法(定率法or定額法)

定率法

申請番号	実費購入予定費(円)*消費税を除く		実費購入予定費合 計額から備忘価格 を控除した額(円)	もと限度額のうち 少ない方の額 (円)	普通償却限度 額 (定率法)A×0.4=ト (定額法)A×0.2=ト	特別償却額 (円)	償却限度額 (円)	事業者償却額 (円)	スとのうち少な い方の額(円)	償却期間 (月)	補助対象経費 (円)	計画額 (千円)	*残存価格 (円)
	車両価格	改造費											
イ	ロ	ハ	ニ-1円=ホ	ヘ		チ	ト+チ=ス	ル	ウ	7	7×7÷12(月)=カ	カ×1/2=コ	ヘ-カ-タ
計											0	千円	

【車両購入金融費用】

○事業者の返済方法(元利均等or元金均等)

申請番号	金融費用補助 対象額(円)	償還期間 (月)	借入利率(% 年利)	もと2.5%のうち 低い方の率(%)	補助対象経費 額	計画額(千円)
	への額以内		レ	リ	ツ	ツ×1/2=ネ
計						千円

【所要経費】

補助対象経費(千円)	計画額(千円)
カーツ	ヨ+ネ

【負担者とその負担割合】

申請 番号	市町村		その他の者		事業者自己負担		「その他の者」の 具体的概要
	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	
1	0%	0円	0%	0円	0%	0円	0%
2	0%	0円	0%	0円	0%	0円	0%
合計	0%	0円	0%	0円	0%	0円	0%

2年目以降(令和 3 年度)

補助ブロック名	申請番号	確保維持路線名称又は区間	確保維持路線国庫補助金申請番号	
			当該年度	初年度
北関東ブロック	1	宇都宮駅・日光東照宮線 宇都宮駅・今市車庫線	1.2	1.2
北関東ブロック	2	四万車庫・マツカケ工業所 宇都宮車庫・榛毛車庫線	12.13	12.13
北関東ブロック	3	宇都宮駅・船生線	3	12.13
北関東ブロック	4	宇都宮駅・日光東照宮線 宇都宮駅・今市車庫線	1.2	1.2
北関東ブロック	5	駒生営業所・玉生車庫線	7	7

【購入車両減価償却費】

○事業者の減価償却方法(定率法or定額法)※法令で認められた場合を除き、年度間での変更不可

定率法

申請番号	補助対象限度額(円)	残存価額(円)	普通償却限度額	特別償却額(円)	償却限度額(円)	事業者償却額(円)	ととのうち少ない方の額(円)	償却期間(月)	補助対象経費(円)	計画額(千円)	*残存価格(円)
1	15,000,000	11,000,000	4,400,000	0	4,400,000	7,596,500	4,400,000	12	4,400,000	2,200	6,600,000
2	15,000,000	11,000,000	4,400,000	0	4,400,000	7,596,500	4,400,000	12	4,400,000	2,200	6,600,000
3	15,000,000	6,600,000	2,640,000	0	2,640,000	4,341,676	2,640,000	12	2,640,000	1,320	3,960,000
4	15,000,000	1,980,000	1,980,000	0	1,980,000	1,979,999	1,979,999	12	1,979,999	990	1
5	15,000,000	1,980,000	1,980,000	0	1,980,000	1,979,999	1,979,999	12	1,979,999	990	1
計	75,000,000	32,560,000	15,400,000	0	15,400,000	23,694,674	15,399,998		15,399	7,700	17,160,002

【車両購入金融費用】

○事業者の返済方法(元利均等or元金均等)

申請番号	金融費用補助対象額(円)	償還期間(月)	今年度償還回数		借入利率(%) 年利	工と2.5%の 低い方の率(%)	補助対象経費	計画額(千円)
			(自)	(至)				
					工			
計								

【所要経費】

補助対象経費(千円)	計画額(千円)
マ+7	ケ+サ
15,399	7,700

【負担者とその負担割合】

補助ブロック名	負担者とその負担割合						事業者自己負担	その他の者の負担割合 [その他の業の 具体的概要]
	新通商票		市区町村		その他の者			
	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額		
北関東ブロック	0%	0円	0%	0円	0%	0円	100%	
マ+7	0%	0円	0%	0円	0%	0円	100%	
計	0%	0円	0%	0円	0%	0円	100%	

事業者名	関東自動車株式会社	
運行計画担当部門	(担当部門の名称) 路線バス部	(責任者役職・氏名) 福島 崇文
補助金担当部門	(担当部門の名称) 路線バス部	(責任者役職・氏名) 福島 崇文

運行系統別輸送実績及び平均乗車密度算定表(令和3年度)

申請番号	運行系統										年間輸送実績					經常収益				平均乗車密度算定				市町村による 回数乗車入 等の有無
	運行系統名	起点	主な経由地	終点	キロ程(km)	運行回数(回)	輸送人員(人)	1人平均乗車キロ(km)	輸送人キロ(人キロ)	運送収入(円)	実車走行キロ(km)	運送雑収(円)	営業外収益(円)	計(B)+(D)+(E)	系統当たり総経費用(円)	運賃定額・利用の平均乗車・日数の平均乗車・日時の総運用日数	平均経費用(円)	平均乗車密度(B)/(C)×(F)/(G)	(A)×(G)					
																				乗車密度(C)×(F)/(G)				
1	宇都宮駅・日光東照宮	宇都宮駅	徳次郎	日光東照宮	38.8	7.3	143,635	7.2	1,034,172.0	42,898,924	214,432.0	1,901,612	224,151	45,024,287	81,722,179	41.31×365	41.31	4.8	35.0	有				
2	宇都宮駅・今市車庫	宇都宮駅	徳次郎	今市車庫	32.3	5.1	122,849	5.6	687,954.4	30,010,916	124,084.2	1,259,930	148,514	31,419,360	47,289,729	43.49×365	43.49	5.5	28.1	有				
3	宇都宮駅・船生	宇都宮駅	石那田	船生	30.9	7.1	142,300	6.1	868,030.0	40,051,596	160,618.2	1,544,721	182,083	41,778,400	61,213,202	45.73×365	45.73	5.4	38.3	有				
4	宇都宮駅・免許センター・楯木車庫	宇都宮駅	免許センター	楯木車庫	21.3	4.7	71,907	4.7	337,962.9	17,839,623	74,550.0	711,077	83,818	18,634,518	28,411,750	52.60×365	52.60	4.5	21.2	有				
5	宇都宮駅・荒針・鹿沼営業所	宇都宮駅	荒張	鹿沼営業所	20.1	6.5	100,580	4.2	422,436.0	22,902,888	96,681.0	854,373	100,709	23,857,970	36,846,095	53.34×365	53.34	4.4	28.6	有				
6	駒生営業所・厩坂・上三川車庫	駒生営業所	厩坂	上三川車庫	23.0	4.8	95,966	4.6	441,443.6	19,327,735	80,378.4	811,113	95,610	20,234,458	30,633,012	43.42×365	43.42	5.5	26.4	有				
7	駒生営業所・田原・玉生車庫	駒生営業所	田原	玉生車庫	34.5	5.5	132,084	5.0	660,470.0	28,736,192	139,242.0	1,459,104	171,991	30,367,287	53,066,518	42.87×365	42.87	4.8	26.4	有				
8	駒生営業所・田原・今里	駒生営業所	田原	今里	22.8	4.3	102,551	3.9	399,948.9	18,794,907	72,960.0	798,497	94,122	19,687,526	27,805,785	46.46×365	46.46	5.5	23.7	有				
9	駒生営業所・田原・グリーンタウン	駒生営業所	田原	グリーンタウン	20.9	4.0	64,655	4.6	297,413.0	13,805,699	62,031.2	580,397	68,414	14,454,510	23,640,710	46.35×365	46.35	4.8	19.2	有				
10	駒生営業所・平松・本郷台西汗	駒生営業所	平松	本郷台西汗	21.6	5.4	117,378	4.4	516,463.2	23,055,144	86,054.4	768,756	90,617	23,914,517	32,796,192	44.56×365	44.56	6.0	32.4	有				
11	駒生営業所・宝井・グリーンタウン	駒生営業所	宝井	グリーンタウン	23.4	2.7	57,239	4.7	269,023.3	11,438,270	47,021.6	426,285	50,248	11,914,803	17,920,401	42.27×365	42.27	5.7	15.4	有				
12	西原車庫・ベルモール・真岡営業所	西原車庫	ベルモール	真岡営業所	29.0	11.3	247,770	4.0	991,080.0	48,119,403	242,360.0	2,325,193	274,081	50,718,677	92,365,819	48.44×365	48.44	4.0	45.2	有				
13	宇都宮東武・橋場・真岡営業所	宇都宮東武	橋場	真岡営業所	31.4	4.5	98,204	4.4	432,097.6	19,589,122	104,729.8	1,005,781	118,556	20,713,459	39,913,574	45.32×365	45.32	4.1	18.5	有				
14	宇都宮東武・橋場・益子駅前	宇都宮東武	橋場	益子駅前	31.0	3.2	108,087	3.8	410,730.6	19,880,401	73,718.0	869,694	102,515	20,852,610	28,094,866	47.92×365	47.92	5.6	17.9	有				
15	宇都宮東武・ベルモール・益子駅前	宇都宮東武	ベルモール	益子駅前	32.4	8.9	195,451	4.9	957,709.9	45,938,723	213,399.6	1,973,710	232,650	48,145,083	81,328,721	47.53×365	47.53	4.5	40.1	有				
16	宇都宮東武・御幸ヶ原元町・岡本駅東口	宇都宮東武	御幸ヶ原元町	岡本駅東口	9.0	6.7	73,819	1.6	118,110.4	8,171,957	44,118.0	524,520	61,828	8,758,305	16,813,810	68.83×365	68.83	2.6	17.4	有				
17	宇都宮東武・上野団地・岡本駅西口	宇都宮東武	上野団地	岡本駅西口	10.3	9.3	99,308	2.7	268,131.6	17,392,989	70,307.8	575,891	67,893	18,036,793	26,795,005	62.75×365	62.75	3.9	36.3	有				
18	氏家駅・馬頭車庫	氏家駅前	善連川	馬頭車庫	31.5	6.6	73,653	5.0	368,265.0	17,743,245	152,964.0	1,266,239	149,257	19,158,741	58,296,110	47.53×365	47.53	2.4	15.8	有				
19	西那須野駅・馬頭車庫	西那須野駅東口	倉骨	馬頭車庫	31.6	5.8	80,852	6.4	517,452.8	13,754,411	134,932.0	763,348	89,979	14,607,738	51,423,934	26.33×365	26.33	3.8	22.0	有				
20	西那須野駅・五峰の湯	西那須野駅東口	福祉大	五峰の湯	23.2	5.1	90,584	4.0	362,256.0	8,277,119	86,721.6	816,521	96,247	9,189,887	33,050,468	22.72×365	22.72	4.2	21.4	有				
21	大田原市役所・五峰の湯	大田原市役所	福祉大	五峰の湯	22.5	6.4	86,552	4.3	372,173.6	8,549,432	106,402.5	898,534	105,914	9,553,880	40,551,056	22.92×365	22.92	3.5	22.4	有				
22	那須塩原駅・那須湯本温泉	那須塩原駅	黒磯駅	那須湯本温泉	24.4	18.0	135,273	9.8	1,325,675.4	69,532,071	320,616.0	2,234,168	263,351	72,029,590	122,189,963	52.24×365	52.24	4.1	73.8	有				
合計							2,440,687			2,708,322.3	24,369,464	2,872,538	573,052,369	1,032,168,699										

実施調査日 平成30年10月1日～令和元年9月30日 実施

(別添)

地域間幹線系統運行計画変更内容

	運行系統名	変更前	変更後
		総運行回数	
		平均運行回数	
第1号	宇都宮駅・日光東照宮	2,910.0	2,732.5
		7.8	7.3
第2号	宇都宮駅・今市車庫	2,351.0	1,917.0
		6.3	5.1
第3号	宇都宮駅・船生	3,008.0	2,599.0
		8.2	7.1
第4号	宇都宮駅・免許センター・楡木車庫	2,001.5	1,750.0
		5.4	4.7
第5号	宇都宮駅・荒針・鹿沼営業所	2,547.0	2,405.0
		6.9	6.5
第6号	駒生営業所・屋板・上三川車庫	2,142.5	1,774.0
		5.8	4.8
第7号	駒生営業所・田原・玉生車庫	2,535.5	2,018.0
		6.9	5.5
第8号	駒生営業所・田原・今里	2,103.0	1,600.0
		5.7	4.3
第9号	駒生営業所・田原・グリーンタウン	1,664.5	1,484.0
		4.5	4.0
第10号	駒生営業所・平松・本郷台西汗	2,135.0	1,992.0
		5.8	5.4
第11号	駒生営業所・宝井・グリーンタウン	1,113.0	1,018.0
		3.0	2.7
第12号	西原車庫・ベルモール・真岡営業所	4,782.5	4,150.0
		13.1	11.3
第13号	宇都宮東武・橋場・真岡営業所	1,936.0	1,673.0
		5.3	4.5
第14号	宇都宮東武・橋場・益子駅前	1,694.0	1,189.0
		4.6	3.2
第15号	宇都宮東武・ベルモール・益子駅前	3,628.0	3,273.0
		9.9	8.9
第16号	宇都宮東武・御幸ヶ原元町・岡本駅東口	3,392.0	2,451.0
		9.2	6.7
第17号	宇都宮東武・上野団地・岡本駅西口	3,511.0	3,413.0
		9.6	9.3
第18号	氏家駅・馬頭車庫	2,428.0	2,428.0
		6.6	6.6
第19号	西那須野駅・馬頭車庫	2,237.5	2,135.0
		6.1	5.8
第20号	西那須野駅・五峰の湯	2,104.5	1,869.0
		5.7	5.1
第21号	大田原市役所・五峰の湯	2,393.0	2,364.5
		6.5	6.4
第22号	那須塩原駅・那須湯本温泉	6,570.0	6,570.0
		18.0	18.0

地域間幹線系統確保維持計画 (ジェイアールバス関東株式会社)

栃木県生活交通対策協議会

表1 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運行予定者（地域間幹線系統）

令和3年度

都道府県 (市区町村)	運行予定者名	運行系統名 (申請番号)	確保維持事業に要する 国庫補助額 (千円)	特 例 措 置
栃木県	ジェイアールバス 関東	(1) 塩原本線(第1号)	6,162	
		(2)		
		(3)		
		(4)		
		(5)		
		(6)		
		(7)		
合 計				

※令和4年度、令和5年度については、令和3年度事業から土日・祝日の日数による運行回数等の違いを除き、変更がないため省略

(注)

1. 本表に記載する運行予定系統を示した地図(運行予定系統が熊本地震被災市町村における応急仮設住宅の1キロメートル以内を経由することを図示したものを含む)を添付
2. 「特例措置」には、地域公共交通再編実施計画の認定を受け、地域間幹線系統に係る特例措置の適用を受ける場合には「1」を、平成29年8月2日改正附則第2条の規定に該当する場合には「2」を、補助金交付要綱別表2-5.ただし書きに該当する場合には「3」に記載する。
3. 補助対象期間の計画と比較し、翌年度及び翌々年度の計画が同じ若しくは曜日の違いによる運行回数以外に変更がない場合は、その旨を記載することで足りるものとす。(記載例「令和〇年度、令和〇年度については、令和〇年度事業から 土日・祝日の日数による運行回数等の違いを除き、変更がないため省略」)

表2 地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額(地域幹線系統用)

事業者名 ジェイアールバス関東株式会社

令和3年度

1. 申請事業者の概要

		乗合バス事業					
補助対象期間の前々年度(基準期間)の損益状況	営業収益	1,285,326千円	営業外収益	3,411千円	経常収益(イ)	1,288,737千円	
	営業費用	1,511,779千円	営業外費用	1,440千円	経常費用(ロ)	1,513,219千円	
	営業損益	▲226,453千円	営業外損益	1,971千円	経常損益	▲224,482千円	
補助対象期間の前々年度の実車走行キロ(ハ)	3,544,752 km					経常収支率	85.17 %
		乗合バス事業					
基準期間の前年度の損益状況	営業収益	1,222,370千円	営業外収益	6,922千円	経常収益(イ)	1,229,292千円	
	営業費用	1,370,017千円	営業外費用	1,432千円	経常費用(ロ)	1,371,449千円	
	営業損益	▲147,647千円	営業外損益	5,490千円	経常損益	▲142,157千円	
基準期間の前年度の実車走行キロ(ハ)	3,445,152 km					経常収支率	89.63 %
		乗合バス事業					
基準期間の前々年度の損益状況	営業収益	1,185,273千円	営業外収益	6,251千円	経常収益(イ)	1,191,524千円	
	営業費用	1,428,663千円	営業外費用	1,365千円	経常費用(ロ)	1,430,028千円	
	営業損益	▲243,390千円	営業外損益	4,886千円	経常損益	▲238,504千円	
基準期間の前々年度の実車走行キロ(ハ)	3,547,222.0 km					経常収支率	83.32 %

(補助対象事業者の「基準期間」を最終年度とする連続した過去3年間に於ける実車走行キロ当たり経常費用等)

補助ブロック名	補助対象事業者の実車走行キロ当たり経常費用 (基準期間の前々年度) ロ'÷ハ'=a	補助対象事業者の実車走行キロ当たり経常費用 (基準期間の前年度) ロ'÷ハ'=b	補助対象事業者の実車走行キロ当たり経常費用 (基準期間) ロ÷ハ'=c
	403円.14銭	398円.08銭	426円.88銭
	円 銭	円 銭	円 銭

※「基準期間」とは、補助対象期間の前々年度の補助対象期間をいう。

2. キロ当たり補助対象経常費用及び経常収益

補助ブロック名	補助対象事業者の実車走行キロ当たり経常費用 (a+b+c)/3=ニ	地域キロ当たり標準経常費用 ホ	キロ当たり経常費用 ニとホのいずれか少ない額 ヘ	キロ当たり経常収益 イ÷ハ=ト
北関東	409円.37銭	303円.91銭	303円.91銭	363円.56銭
	円 銭	円 銭	円 銭	円 銭

3. 補助対象系統ごとに要する費用、負担者とその負担割合

補助ブロック名	申請番号	特別措置	運行系統			計画運行回数 () ①=カッコ内	計画平均乗車密度 ②	計画輸送量 ①×②=③	系統キロ程 チ	地域公共交通確保維持事業を実施する区域におけるキロ程と オ	系統キロ程と地域公共交通確保維持事業を実施する区域におけるキロ程との比率 オ÷チ=ク	補助ブロック外乗入部分のキロ程 リ	同一補助ブロック都道府県外乗入部分のキロ程 ヌ	他路線との結合部分に係るキロ程 ル	他路線との結合部分以外のキロ程の比率 ル÷チ (チ-(リ+ヌ+ル))÷チ=ワ
			運行系統名	起点	主な経由地										
北関東	第1号	塩原本線	塩原	関谷	塩原	365日	3,892回	318.8人	往21.7Km(平均) 復21.7Km	往21.7Km(平均) 復21.8Km	100%	往 . Km(平均) 復 . Km	往 . Km(平均) 復 . Km	往 . Km(平均) 復 . Km	100%
									往 . Km 復 . Km	往 . Km 復 . Km	%	往 . Km 復 . Km	往 . Km 復 . Km	往 . Km 復 . Km	%
									往 . Km 復 . Km	往 . Km 復 . Km	%	往 . Km 復 . Km	往 . Km 復 . Km	往 . Km 復 . Km	%
									往 . Km 復 . Km	往 . Km 復 . Km	%	往 . Km 復 . Km	往 . Km 復 . Km	往 . Km 復 . Km	%
合計	系統								往 . Km 復 . Km	往 . Km 復 . Km		往 . Km 復 . Km	往 . Km 復 . Km	往 . Km 復 . Km	

補助ブロック名	申請番号	特別措置	補助ブロック外乗入部分及び同一補助ブロック都道府県外乗入部分以外のキロ程の比率 (チ-(リ+ヌ+ル))÷チ=ワ	計画実車走行キロ フ	補助対象経常費用の見込額 ヘ×フ以下の額.カ (d+e+f)/3=ノ	補助対象系統のキロ当たり経常収益						補助対象経常収益の見込額 ノ×フ以上の額.ヨ	補助対象経常費用から経常収益を控除した額 カーヨ=タ	補助対象経常費用の限度額 カ×ヨ/20=レ	タ又はレのうちいずれか少ないほうの額 ソ				
						基準期間の前々年度			基準期間の前年度							基準期間			
						経常収益 ヤ'	実車走行キロ マ'	補助対象系統のキロ当たり経常収益 ヤ'÷マ'=d	経常収益 ヤ	実車走行キロ マ	補助対象系統のキロ当たり経常収益 ヤ÷マ'=e					経常収益 ヤ	実車走行キロ マ	補助対象系統のキロ当たり経常収益 ヤ÷マ'=f	
北関東	第1号		100%	168,912.8Km	51,334,289円	175円.02銭	29,839,311	153,672.9 . km	194円.17銭	25,401,501 円	153,672.8 . km	165円.29銭	25,419,506 円	153,498.6 . km	165円.60銭	29,563,118 円	21,771,171 円	23,100,430 円	21,771,171 円
			%	. km	円	円 銭	円	. km	円 銭	円	. km	円 銭	円	. km	円 銭	円	円	円	円
			%	. km	円	円 銭	円	. km	円 銭	円	. km	円 銭	円	. km	円 銭	円	円	円	円
合計				168,912.8Km	51,334,289円		29,839,311	153,672.9 . km		25,401,501 円	153,672.8 . km		25,419,506 円	153,498.6 . km		29,563,118 円	21,771,171 円	23,100,430 円	21,771,171 円

補助ブロック名	申請番号	特別措置	ソのうち補助ブロック外乗入部分、同一補助ブロック都道府県外乗入部分及び他路線との結合部分以外に係るもの ソ×マ'=ツ'	ソのうち補助ブロック外乗入部分及び同一補助ブロック都道府県外乗入部分以外に係るもの ソ×マ'=ツ'	計画平均乗車密度が5人未満の路線 ツ×みなし運行回数÷① 計画運行回数=ネ	補助対象経費 ナ	計画額 ナ×1/2=ラ	経常費用から経常収益を控除した額 ニ×ヨ=ム	損失額から国庫補助額を控除した額 ム-ラ=ウ	ウの負担者とその負担割合									
										都道府県		市区町村		その他の者		事業者自己負担		「その他の者」の具体的な概要	
										負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合
北関東	第1号		21,771,171 円	円	12,323,304円	12,323 千円	6,162 千円	39,584,714 円	33,423,062 円	6,161,652 円	18.43 %	円	%	円	%	27,261,410円	82 %		
			円	円	円	千円	千円	円	円	円	%	円	%	円	%	円	%		
			円	円	円	千円	千円	円	円	円	%	円	%	円	%	円	%		
合計			21,771,171 円	円	12,323,304円	12,323 千円	6,162 千円	39,584,714 円	33,423,062 円	6,161,652 円	18.43 %	円	%	円	%	27,261,410円	82 %		

表4 別表1及び別表3の補助事業の基準ハに基づき、協議会が「広域行政圏の中心市町村に準ずる生活基盤が整備されている」と認めた市町村の一覧

都道府県名	広域行政圏名	市町村名	指定の理由
栃木県	那須地区	旧西那須野町	総合病院(国際医療福祉大学病院)・高等学校(那須清峰高校・那須托陽高校)・大規模商業施設(イオンタウン・ヨークベニマル)を有する

交政号外

令和2（2020）年9月7日

各市町 交通主管課長 様

栃木県県土整備部交通政策課長 谷 英夫

栃木県貸切タクシー活用おでかけリフレッシュ促進事業に係る広報誌への掲載
について（依頼）

日頃から栃木県の公共交通政策の推進に御協力いただき厚く御礼申し上げます。

さて、県では、新型コロナウイルス感染症の感染予防のために外出を控えていた県内の高齢者及び障害者に対し、県内周遊を促進することにより、心身の健康の維持及び増進並びに観光地における消費の喚起を図ることを目的として、外出時に貸切タクシーを利用する場合における運賃等の一部を県が助成する「栃木県貸切タクシー活用おでかけリフレッシュ促進事業」を、令和2（2020）年8月1日より開始いたしました。このたび、本事業の周知と利用促進を図るため、貴市町が発行する広報誌等への掲載について、御検討くださいますよう、お願いします。

つきましては、掲載の可否等について、別紙回答票に記載の上、下記の要領で回答くださいますようお願いいたします。

記

1. 回答期限 令和2（2020）年9月16日（水）
2. 回 答 先 栃木県交通政策課 公共交通担当 石原島
Mail : ishiharajiman01@pref.tochigi.lg.jp
F A X: 028-623-2399

公共交通担当 石原島

TEL : 028-623-2522

FAX : 028-623-2399

e-mail : ishiharajiman01@pref.tochigi.lg.jp

令和2年 月 日

回 答 票

(貸切タクシーおでかけリフレッシュ促進事業に係る市町広報誌等への掲載について)

栃木県交通政策課 公共交通担当 石原島 宛て

FAX : 028-623-2399

E-mail : ishiharajiman01@pref.tochigi.lg.jp

1. 担当者連絡先

機関名 _____ 部署名 _____

職名 _____ 氏名 _____

電話番号 _____ () _____

E-Mail : _____ @ _____

2. 広報誌への掲載の実否について御記入ください。

(実施する ・ 実施しない)

3. 掲載していただける場合、掲載月号について御記入ください。

令和2年 _____ 月号

(令和2年 _____ 月 _____ 日配布予定)

御回答ありがとうございました。

(掲載にあたっては、別紙のサンプルを参考に内容を御検討いただき、御不明な点はお問合せください。)

9月16日(水)までに返信くださいますよう、お願いします。

貸切タクシー活用おでかけリフレッシュ促進事業 広報掲載内容サンプル

サンプル1 (単色カラー 幅 18.9cm×高さ 10.0cm)

栃木県貸切タクシー活用
おでかけリフレッシュ促進事業

貸切タクシーで おでかけリフレッシュ!!



貸切タクシーでおトクにおでかけ!!

令和2年 **8月1日(土)** ~ 令和3年 **2月28日(日)**

※予算額に達し次第終了します。また、新型コロナウイルス等の感染症のまん延状況等により変更する場合があります。

1万円以上のご利用で貸切タクシーが **半額**※1で利用できます。

栃木県在住の
生年月日が
昭和31年4月1日以前の方 ※2

または
栃木県在住の
障害者手帳を
お持ちの方 ※3

※1) 1回1万円以上貸切利用する場合(助成金額の上限は3万円) ※2) 1台あたり1人以上含む個人またはグループ ※3) 身体障害者手帳、知的障害者の療育手帳、精神障害者保健福祉手帳のいずれか

①助成額: 1回1万円以上貸切(時間制運賃)で利用する場合に、利用額の半額を助成します。(助成金額の上限は3万円)
※高速・有料道路料金(旅客乗車中のみ)、駐車料金を含む。

②利用目的: 県内観光やお買物を目的とするもので、通院、通勤、通学のみを目的とした利用は対象となりません

③利用エリア: 乗車地・降車地及び主たる目的地が栃木県内となる利用に限ります。

④その他: 取扱事業者のタクシーを利用する場合に限ります。



取扱事業者に
お電話等で直接
お申込みください!



お問合せ 栃木県貸切タクシー活用おでかけリフレッシュ促進事業事務局(栃木県タクシー協会内) TEL028-658-2411(平日9時~17時)

取扱事業者等は栃木県タクシー協会のホームページをご覧ください
栃木県タクシー協会 検索

サンプル2 (白黒 幅 18.9cm×高さ 6.6cm)



貸切タクシーで おでかけリフレッシュ!!



令和2年 **8月1日(土)** ~ 令和3年 **2月28日(日)**

貸切タクシーが 1万円以上のご利用で **半額**※1で利用できます。

栃木県在住の生年月日が
昭和31年4月1日以前の方 ※2

または

栃木県在住の障害者手帳 ※3
をお持ちの方 ※2

※1) 1回1万円以上貸切利用する場合(助成金額の上限は3万円) ※2) 1台あたり1人以上含む個人またはグループ ※3) 身体障害者手帳、知的障害者の療育手帳、精神障害者保健福祉手帳のいずれか

利用目的 県内観光やお買物を目的とするもので、通院・通勤・通学利用は対象となりません。

利用エリア 発着地と主たる目的地が県内となる利用に限ります。

お申し込み方法

取扱事業者に直接お電話等でお申し込みください。

▶取扱事業者一覧はこちらから

栃木県タクシー協会
検索

お問合せ 栃木県貸切タクシー活用おでかけリフレッシュ促進事業事務局(栃木県タクシー協会内) TEL:028-658-2411(平日9時~17時)

取扱事業者等は栃木県タクシー協会のホームページをご覧ください
栃木県タクシー協会 検索

サンプル3（文字形式 357文字）

★栃木県貸切タクシー活用おでかけリフレッシュ促進事業を実施しています

一回1万円以上の利用で貸切タクシー（時間制運賃）が半額で利用できます（助成金額の上限3万円）。利用条件は次のとおりです。

- ① 実施期間：令和3年2月28日まで
- ② 栃木県在住の昭和31年4月1日以前に生まれた方又は障害者手帳（身体障害者手帳、知的障害者の療育手帳、精神障害者保健福祉手帳のいずれか）をお持ちの方が、1台に1人以上乗車すること。
- ③ 県内観光やお買物を目的とするもので、専ら通院、通勤及び通学を目的とした利用ではないこと。
- ④ 乗車地・降車地及び主たる目的地が栃木県内であること。

ご利用の際は、取扱事業者に直接お電話等でお申し込みください。取扱事業者は、栃木県タクシー協会 HP（<http://www.tochigiken-taxi.or.jp/>）に掲載しております。

お問合せ：栃木県タクシー協会（028-658-2411 平日9時～17時）

サンプル4（文字形式 134文字）

★貸切タクシーおでかけリフレッシュ促進事業を実施しています

期間：令和3年2月28日（日）まで

対象：県内在住の高齢者又は障害を持つ方の県内観光等

助成額：1万円以上のご利用で半額（上限3万円）を助成

詳しくは、県ホームページまたは県タクシー協会（028-658-2411）にご確認ください。

▽<http://www.pref.tochigi.lg.jp/h03/kashikiri-taxi/r2-kashikiri-taxi.html>

令和2年度タクシー事業に関する各種支援対策

※令和元年度補正予算、令和元年度予備費、令和2年度当初、令和2年度一次補正

共通注意事項

・[下記をクリックし、5. 留意事項を再確認してください](#)

<https://www.tb.mlit.go.jp/kanto/topics/date/2002/0203/index.html>

・交付決定後に事業着手(契約・発注)する案件が補助対象となります。

交付決定前に事業着手した場合は補助対象とはなりません。

・令和2年度の申請にあつては、補助金が支出される予算ごとに申請書が必要となりますので、様式を間違えないようご注意ください。

・インバウンド補助については、交付申請の前に、観光ビジョン推進関東ブロック戦略会議二次交通対策ワーキンググループにおいて、内定事業に係る事業計画の審議・策定が必要であるため、交付申請の前に、「個別リスト」を提出する必要があります。ワーキンググループで策定後、交付申請書の提出となります。

地域公共交通確保維持改善事業費補助金(サバイバル補助)

R1補正サバイバル(車両)

●[交付要綱\(陸上交通、バリア解消等\)](#)

●[実施要領\(バリア解消\(自動車\)\)](#)

●[運用方針\(バリア解消\(自動車\)\)](#) ※参照してください 7月31日に策定されました

■[補助金申請に関する流れや様式等](#)

●[補助金の流れ](#)←クリックして参照(7月31日追記あり)

●[補助金交付申請について](#)←クリックして参照

【申請様式】

・[様式第4-1\(交付申請書\)](#)【WORD】

・[様式第4-1別紙2、別紙2-2](#)【EXCEL】

※UD研修受講、実車研修実施については、本省HPを参照してください →

[本省HPへ](#)

・[UD研修の受講者数調べ](#)【EXCEL】

・[交付申請までに研修受講が困難な場合の誓約書例](#)

・[UDタクシーに関する研修の実施を証する書面\(法人タク\)](#)【WORD】

・[UDタクシーに関する研修の実施を証する書面\(個人タク\)](#)【WORD】

地域公共交通確保維持改善事業費補助金（地域公共交通バリア解消促進等事業（自動車））に関する運用方針

	平成23年4月 1日	国自旅第 21号
改正	平成24年3月30日	国自旅第215号
改正	平成26年3月31日	国自旅第635号
改正	平成26年5月13日	国自旅第 27号
改正	平成27年4月 9日	国自旅第 9号
改正	平成27年5月29日	国自旅第 40号
改正	平成28年6月15日	国自旅第 54号
改正	令和 元年5月 7日	国自旅第 37号
改正	令和 2年7月31日	国自旅第150号

地域公共交通バリア解消促進等事業（自動車）の実施に係る細目については、「地域公共交通確保維持改善事業実施要領」（令和2年4月2日国総地第81号、国鉄都第266号、国自旅第335号。以下「実施要領」という。）によるほか、この運用方針によるものとする。

1. 補助対象事業者について

「地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱」（令和2年4月2日国総地第80号、国鉄都第265号、国自旅第334号。以下「要綱」という。）別表23、24に定める「これらの者を構成員に含む団体」とは、バス協会及びタクシー協会等の事業者団体並びに地域公共交通の活性化及び再生に関する法律第6条に基づく法定協議会を対象とする。なお、共同で行う事業の共同部分など、個々の会社で共同の申請を行うことが困難な場合に限り認めることとする。

2. 補助対象経費について

要綱別表23に定める「バスターミナル、タクシー乗り場の移動等円滑化に要する経費」及び「バリア解消に資する待合・乗継環境の向上、情報提供に要する経費」の補助対象となる施設等は、「移動等円滑化のために必要な旅客施設又は車両等の構造及び設備に関する基準を定める省令」（平成18年12月15日国土交通省令第111号。以下「省令」という。）に規定された基準に適合するために行う整備に要する経費、その他地域公共交通確保維持改善事業の目的の達成に資するものとして大臣が特に認めるものを対象とし、別表1のとおりとする。

3. 補助額の算定について

【1】共通事項

- (1) 補助額は下記【2】及び【3】に定めるところにより算定するが、予算額を申請額が上回る場合は、予算の範囲内で考慮事項等を踏まえ算定を行うものとする。

(2) 補助額の算定にあたっては、千円未満の端数を切り捨てるものとする。

【2】バス車両関係

(1) 通常車両価格

ノンステップバス車両における要綱別表23に定めるバス車両に係る通常車両価格（消費税を除く。以下同じ）は、車両の長さにより、次のとおりとする。

7m未満 : 1,340万円

7m以上9m未満 : 1,540万円

9m以上 : 1,880万円

ただし、初度登録年月から5年を超えた車両の購入補助に係る通常車両価格は、上記にかかわらず0円とする。

なお、リフト付きバス車両その他これらの価格を通常車両価格とすることが適当でない車両については、個別に判断するものとする。

(2) バス車両の補助額

① ノンステップバス車両の導入に係る補助額

補助対象経費に要綱別表23に定める補助率を乗じて得た額と、補助対象経費と通常車両価格との差額に1/2を乗じて得た額と、1両当たりの補助限度額140万円を比較し、いずれか低い額以内の額を補助額とする。

② 消費税相当額を含めて補助対象経費としている場合の取扱

消費税相当額を含めて補助対象経費とする場合の通常車両価格及び補助限度額は、それぞれの金額に消費税率を乗じて得た額をそれぞれの金額に加えた額とする。

【3】福祉タクシー車両関係

(1) 購入の場合（新車に限る。ただし、大臣が特別な事情があるものとして別途定めた場合についてはこの限りではない。）の補助額

一般乗用旅客自動車運送事業者（福祉輸送事業限定事業者を含む。（以下「タクシー事業者」という。）及びこれらの者に車両を貸与する者が購入しようとする福祉タクシー車両の車両本体価格に補助率を乗じて得た額と、以下に定める補助限度額を比較し、いずれか低い額以内の額を補助額とする。

ア. リフトを装備する車両 : 1両当たり80万円

イ. スロープを装備する車両 : 1両当たり60万円

（ユニバーサルデザインタクシーを含む。）

ウ. 回転シートを装備する車両 : 1両当たり60万円

(2) 改造の場合の補助額

タクシー事業者が行う福祉輸送に必要な改造に要する経費に補助率を乗じて得た

額と、以下に定める補助限度額を比較し、いずれか低い額以内の額を補助額とする。

- ア. リフトを装着するための改造 : 1両当たり35万円
- イ. スロープを装着するための改造 : 1両当たり25万円
- ウ. 寝台（ストレッチャー）を乗車させるための専用の設備を装着するための改造 : 1両当たり55万円

(3) 福祉タクシー車両を一般乗合旅客自動車運送事業と併用する場合の取扱い

要綱別表23に定める福祉タクシーの導入・改造は、一般乗合旅客自動車運送事業と一般乗用旅客自動車運送事業とで併用するために導入・改造する場合を含むものとする。

別表1

補助対象経費の区分		補助対象となる施設等
バスターミナル、タクシー乗り場の移動等円滑化に要する経費	段差の解消	傾斜路、エレベーター等
	誘導用ブロックの整備	視覚障害者誘導用ブロック（線状ブロック・点状ブロック）、音声誘導装置
	障害者対応型便所の設置	高齢者、障害者等対応型便所
	その他	上記の他、省令に規定されている設備及び地域公共交通確保維持改善事業の目的の達成に資するものとして大臣が特に認めるもの
バリア解消に資する待合・乗継環境の向上、情報提供に要する経費	待合施設	待合所、バス停留所上屋及びベンチ等
	ホームページ制作	乗継ぎ・時刻表・運賃検索サイト及びバリアフリー対応情報提供サイト等のホームページ
	その他	上記の他、省令に規定されている設備及び地域公共交通確保維持改善事業の目的の達成に資するものとして大臣が特に認めるもの

注) 旅客施設の新設に要する経費及び故障、老朽化等に対応するための機能の明確な向上を伴わない単なる修理・代替更新のみに要する経費は補助対象としない。

4. 交付決定条件について

ユニバーサルデザインタクシーについては、以下の条件に合致するものについて交付決定するものとする。

- イ) 補助車両1台につき、ユニバーサルドライバー研修を受講した運転手を2名以

上配置できるもの。

ロ) 通達「ユニバーサルデザインタクシーによる運送の適切な実施について」(H30.11.8付)に基づく研修(実車を用いた研修)を年2回以上実施しているもの。

※上記イ)、ロ)の条件は交付申請時までには充足する必要がある。補助金の交付申請をするものは、申請時に当該受講・実施を証する書面を提出することとする。

5. 補助事業完了日、実績報告書提出日について

ユニバーサルデザインタクシーについては、執行適正化の観点から、以下の日までに補助事業を完了のうえ、実績報告書を大臣に提出するものとする。

補助事業完了日 : 12月末日

実績報告書提出日 : 上記完了日の翌年の1月末日

上記によることが困難な場合は、予め国土交通省に理由を説明の上承諾を受けるものとする。